北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
北海道 北海道強靭化計画 強靭な地域と人をつくり、 国土の強靭化を支える安全・安心な北海道 素案（たたき台） 令和７年（2025 年）３月 北海道	北海道 北海道強靭化計画 道民の安全・安心を守り、 国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するために 令和２年（2020 年）２月 北海道	

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
【目　　次】	【目　次】	
Ⅰ　はじめに	Ⅰ　はじめに	
1　国土強靭化とは …… 2		
2　計画策定の趣旨 …… 2	1　計画改定の趣旨 …… 2	
3　計画の位置づけ …… 4	2　計画の位置づけ …… 3	
4　計画の構成 …… 5	3　計画の構成 …… 3	
Ⅱ　北海道強靭化の基本的考え方	Ⅱ　北海道強靭化の基本的考え方	
1　国全体で取り組むべき国土強靭化政策のあり方 …… 6	1　国全体で取り組むべき国土強靭化政策のあり方 …… 5	
2　国土強靭化に向けた北海道の役割 …… 8	2　国土強靭化に向けた北海道の役割 …… 7	
3　北海道強靭化のめざす姿と目標 …… 11	3　北海道強靭化の必要性と目標 …… 10	
4　本計画の対象とするリスク …… 13	4　本計画の対象とするリスク …… 11	
5　北海道強靭化を進める上での留意事項 …… 16	5　北海道強靭化を進める上での留意事項 …… 14	
Ⅲ　脆弱性評価	Ⅲ　脆弱性評価	
1　脆弱性評価の考え方 …… 18	1　脆弱性評価の考え方 …… 16	
2　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 …… 19	2　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 …… 17	
3　評価の実施手順 …… 21	3　評価の実施手順 …… 19	
4　評価結果 …… 21	4　評価結果 …… 19	
5　北海道強靭化に向けた施策の充実・強化 …… 23	5　北海道強靭化に向けた施策の充実・強化 …… 21	
Ⅳ　北海道強靭化のための施策プログラム	Ⅳ　北海道強靭化のための施策プログラム	
1　施策プログラム策定の考え方 …… 24	1　施策プログラム策定の考え方 …… 22	
2　施策推進の指標となる目標値の設定 …… 24	2　施策推進の指標となる目標値の設定 …… 22	
3　推進事業 …… 24	3　推進事業 …… 22	
4　施策プログラム一覧 …… 25	4　施策プログラム一覧 …… 23	
5　効果的・効率的な施策展開のための体系付け …… 61	5　効果的・効率的な施策展開のための体系付け …… 52	
Ⅴ　地域における施策展開の方向性	Ⅴ　地域における施策展開の方向性	
1　地域の実情や特性に応じた施策展開 …… 64	1　地域の実情や特性に応じた施策展開 …… 54	
2　地域間連携による施策展開 …… 78	2　地域間連携による施策展開 …… 68	
Ⅵ　計画の推進管理	Ⅵ　計画の推進管理	
1　計画の推進期間等 …… 79	1　計画の推進期間等 …… 69	
2　計画の推進方法 …… 80	2　計画の推進方法 …… 70	
3　推進体制 …… 81	3　推進体制 …… 71	
4　必要な予算の確保に向けた国への働きかけ …… 81	4　必要な予算の確保に向けた国への働きかけ …… 71	
5　持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進 …… 82	5　持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた施策の推進 …… 72	
【別表１】　北海道強靭化に関する脆弱性評価 …… 83	【別表１】　北海道強靭化に関する脆弱性評価 …… 73	
【別表２】　北海道強靭化のための推進事業一覧 …… 101	【別表２】　北海道強靭化のための推進事業一覧 …… 88	

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
Ⅰ　はじめに	Ⅰ　はじめに	
1　国土強靭化とは 　大災害の都度、長期間かけて復旧・復興を図るという事後対応の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害に対して備えるため、事前防災対策を行うことが重要である。 　また、最悪の事態を念頭に置き、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を国家百年の大計として行っていく必要がある。 　このような考え方のもとに、いかなる自然災害が発生しようとも、 　① 人命の保護が最大限図られること。 　② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。 　③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 　④ 迅速な復旧復興 を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築すること。 （出展：内閣官房国土強靭化推進室資料）		国土強靭化の理念について内閣官房資料より記載
2　計画改定の趣旨 （１）これまでの経過 　平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。 　こうした中、平成 25 年（2013 年）12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年（2014 年）６月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後５年となる平成 30 年（2018 年）12 月及び施行後 10 年となる令和５年（2023 年）７月に、国において基本計画の見直しが行われた。 　この間、北海道においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、「北海道地域防災計画」の見直しをはじめ、平成 24 年（2012 年）３月には「北海道バックアップ拠点構想」を策定し、国民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害のリスク低減に向け、北海道として貢献していくための取組を推進するとともに、平成 27 年（2015 年）３月には、『北海道の強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国全体の強靭化を進める上でも不可欠な課題であり、国、市町村、民間事業者、道民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない』との基本認識のもと、北海道における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法に基づく地域計画として、北海道強靭化計画（以	1　計画改定の趣旨 （１）これまでの経過 　2011 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。 　こうした中、2013 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014 年６月には、基本法に基づく「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後５年となる 2018 年 12 月には、国において基本計画の見直しが行われた。 　この間、北海道においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、「北海道地域防災計画」の見直しをはじめ、2012 年３月には「北海道バックアップ拠点構想」を策定し、国民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害のリスク低減に向け、北海道として貢献していくための取組を推進するとともに、2015 年３月には、『北海道の強靭化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国全体の強靭化を進める上でも不可欠な課題であり、国、市町村、民間事業者、道民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない』との基本認識のもと、北海道における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法に基づく地域計画として、北海道強靭化計画（以下「本計画」という。）を策定した。	・国の基本計画改定年について更新 ・年号の表記修正

<table>
<tr><th>素　　案</th><th>現　　行</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>下「本計画」という。）を策定し、策定から５年が経過した令和２年（2020 年）３月には本計画の見直しを行っている。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>時 期</th><th>国の動き</th><th>道の動き</th><th>参 考</th></tr>
<tr><td>平成23年(2011年)3月</td><td></td><td></td><td>東日本大震災発生</td></tr>
<tr><td>平成25年(2013年)12月</td><td>国土強靭化基本法制定</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成26年(2014年)6月</td><td>国土強靭化基本計画策定</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>平成27年(2015年)3月</td><td></td><td>北海道強靭化計画策定</td><td></td></tr>
<tr><td>平成30年(2018年)12月</td><td>国土強靭化基本計画改定
3か年緊急対策策定</td><td></td><td>H30.7西日本豪雨、
H30.9胆振東部地震など大規模災害発生</td></tr>
<tr><td>令和 2年(2020年)3月</td><td></td><td>北海道強靭化計画(2期)</td><td></td></tr>
<tr><td>令和 2年(2020年)12月</td><td>5か年加速化対策策定</td><td></td><td>R1.10東日本台風発生</td></tr>
<tr><td>令和 5年(2023年)6月</td><td>国土強靭化基本法改正</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和 5年(2023年)7月</td><td>国土強靭化基本計画改定</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>令和 6年(2024年)1月</td><td></td><td></td><td>能登半島地震発生</td></tr>
<tr><td>令和 7年(2025年)3月</td><td></td><td>北海道強靭化計画(3期)</td><td></td></tr>
</table>
</td><td></td><td>年表追加</td></tr>
<tr><td>（２）北海道の強靭化を取り巻く状況
本計画に基づき、毎年度、具体的な施策の推進方策である「アクションプラン」を策定し、国の「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等を活用しながら、施策の推進を図ってきたところであり、計画に掲げる各施策は、概ね順調に進捗しているが、一方で、平成 28 年（2016 年）８～９月の大雨災害や平成 30 年（2018 年）９月には本道において、かつて経験したことのない最大震度７を観測する北海道胆振東部地震が発生し、また、近年、全国においても、平成 28 年（2016 年）４月の熊本地震、平成 30 年（2018 年）７月の西日本豪雨、2024 年１月の能登半島地震及び９月の能登半島豪雨による被害など、自然災害が頻発、激甚化している。
さらに、令和５年（2023 年）に道が実施した道民意向調査では、今後、家庭や地域で大きな問題になると考えることとして、「地震や台風などの災害」と回答した方の割合が 55.1 パーセントとなっており、平成 31 年（2019 年）調査（61.9 パーセント）からは低下したものの、平成 26 年（2014 年）調査（26.5 パーセント）と比べ、依然として関心が高く、こうした状況を踏まえると、本道の強靭化は喫緊の課題であるとともに、本道の強靭化の取組を通じて国全体の国土強靭化に貢献する北海道の役割やその意義は、重要なものとなっている。
また、全国を上回るスピードで進む人口減少や少子高齢化により、地域の防災力の低下が懸念されるほか、気候変動の影響による将来の降水量の増加、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとした大規模な地震、津波、火山噴火、豪雨・豪雪など様々な自然災害リスクとともに、避難施設における感染症のまん延や生活環境の悪化による災害関連死の増加など新たなリスクも注目されており、北海道自らの脆弱性の克服に向けたインフラの強靭化・老朽化対策に危機感を持って取り組む必要がある。</td><td>（２）北海道の強靭化を取り巻く状況
本計画に基づき、毎年度、具体的な施策の推進方策である「アクションプラン」を策定し、施策の推進を図ってきたところであり、計画に掲げる各施策は、概ね順調に進捗しているが、一方で、2016 年８～９月の大雨災害や 2018 年９月には本道において、かつて経験したことのない最大震度７を観測する北海道胆振東部地震が発生し、また、近年、全国においても、2016 年４月の熊本地震、2018 年７月の西日本豪雨、2019 年９～10 月の房総半島台風や東日本台風による被害など、自然災害が頻発、激甚化している。

さらに、2019 年に道が実施した道民意識調査では、今後、家庭や地域で大きな問題になると考えることとして、「地震や台風などの災害」と回答した方の割合が 61.9 パーセントとなり、前回、2014 年の調査に比べ 35.4 ポイントの大幅な増加を示したところであり、こうした状況を踏まえると、本道の強靭化は喫緊の課題であるとともに、本道の強靭化の取組を通じて国全体の国土強靭化に貢献する北海道の役割やその意義は、ますます高まってきている。

また、本道の強靭化の推進に当たっては、国や道・市町村・民間がそれぞれ役割を担いながら、互いに連携し取り組む必要があり、とりわけ市町村との連携は重要であるが、道内市町村における地域計画については、多くの市町村で策定意向が示されているものの、策定済みの市町村は一定程度に留まっている。</td><td>・年号の表記修正
・令和６年時点に記載内容を更新
・市町村の地域計画の策定は 100％となったため、近年の情勢を反映して必要性を記載</td></tr>
</table>

素　　案	現　　行	備　　考
（３）第３期計画の策定 このため、これまでの取組の点検結果や能登半島地震など近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえ、道と市町村などの関係機関との連携をより深めながら、官民が一体となって北海道自らの強靭化に取り組むとともに、大規模自然災害に備えた北海道の強みを活かしたバックアップ機能が十分に発揮されるよう、本計画を策定し、本道における強靭化施策の一層の充実・強化を図ることとする。	（３）改定の目的 このため、これまでの取組の点検結果や近年の自然災害から得られた知見、国の基本計画の見直し内容を踏まえ、道と市町村などの関係機関との連携をより深めながら、官民が一体となって北海道自らの強靭化に取り組むとともに、大規模自然災害に備えた北海道の強みを活かしたバックアップ機能が十分に発揮されるよう、本計画を改定し、本道における強靭化施策の一層の充実・強化を図ることとする。	・第３期計画に修正 ・改定→策定に修正
３　計画の位置付け 本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものである。国土強靭化に関する指針として、北海道総合計画における重点戦略計画に位置付けており、地域防災計画をはじめとする北海道の特定分野別計画と一体的に推進するとともに、市町村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土強靭化施策を推進するための基本的な指針である。 また、本計画を、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。	２　計画の位置付け 本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定するものであり、地域防災計画をはじめとする北海道の分野別計画の国土強靭化に関する指針であるとともに、市町村や民間事業者等による取組を含め、北海道における国土強靭化施策を推進するための基本的な指針として位置付ける。 また、本計画は、北海道防災対策基本条例第 10 条に規定する道の防災対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置付ける。	総合計画との関係が分かり易いように修文
国土強靭化基本計画と北海道強靭化計画の関係 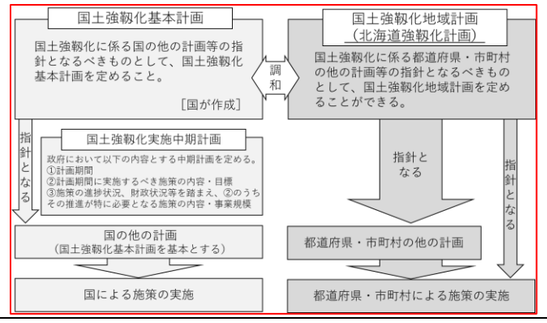 		図追加 （国土強靭化基本計画より抜粋）
北海道総合計画と北海道強靭化計画の関係 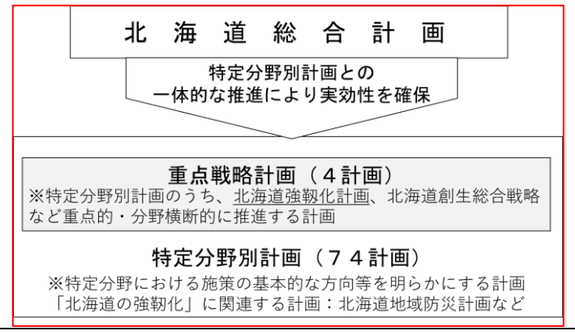 		図追加
３　計画の構成 Ⅰ　はじめに　➔　国土強靭化とは、計画改定の趣旨、計画の位置付けを提示 ▼	３　計画の構成 Ⅰ　はじめに　➔　計画改定の趣旨、計画の位置付けを提示 ▼	・改定後の構成に合わせ修正。 ・字句整理

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
Ⅱ　北海道強靭化の基本的考え方 ➡　北海道強靭化を進める前提として、国全体で取り組むべき「国土強靭化政策のあり方」を改めて提起 ➡　北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 ➡　北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靭化のめざす姿と目標」を提示 ➡　計画の対象とするリスク、北海道強靭化を進める上での留意事項を提示	Ⅱ　北海道強靭化の基本的考え方 ➡　北海道強靭化を進める前提として、国全体で取り組むべき「国土強靭化政策のあり方」を改めて提起 ➡　北海道がもつ強みを活かし、国土強靭化の中で「北海道が担うべき役割」を提示 ➡　北海道が担うべき役割や直面する自然災害リスク等を踏まえた「北海道強靭化の必要性と目標」を提示 ➡　計画の対象とするリスク、北海道強靭化を進める上での留意事項を提示	
▼	▼	
Ⅲ　脆弱性評価 ➡　北海道強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性を分析し評価を実施（以下「脆弱性評価」という。） ➡　大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価	Ⅲ　脆弱性評価 ➡　北海道強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、北海道における大規模自然災害に対する脆弱性の評価を実施 ➡　大規模自然災害全般を対象としたリスクシナリオとして、国のリスクシナリオの改訂や計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえ、21 の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について評価	
▼	▼	
Ⅳ　北海道強靭化のための施策プログラム ➡　脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靭化施策の取組方針を示す「施策プログラム」を策定 ➡　20 のリスクシナリオごとに事態回避のために取り組むべき施策を提示 ➡　施策の進捗や実績を的確に把握するため、関連する数値目標を設定 ➡　当該施策に関連する具体的な事業（推進事業）を提示 ➡　強靭化施策の効果的・効率的な展開のための体系化を実施	Ⅳ　北海道強靭化のための施策プログラム ➡　脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靭化施策の取組方針を示す「施策プログラム」を策定 ➡　21 のリスクシナリオごとに事態回避のために取り組むべき施策を提示 ➡　施策の進捗や実績を的確に把握するため、関連する数値目標を設定 ➡　当該施策に関連する具体的な事業（推進事業）を提示 ➡　強靭化施策の効果的・効率的な展開のための体系化を実施	
◂▸	◂▸	
Ⅴ　地域における施策展開の方向性 ➡　「施策プログラム」の地域展開に当たり、道内６地域ごとに特徴的な自然災害リスク等を整理し、当該地域において留意すべき施策推進の方向性を提示 ➡　大規模災害時における広域避難や全道域での物資調達など、市町村や振興局地域の枠を越えた地域間連携による施策展開の方向性を提示	Ⅴ　地域における施策展開の方向性 ➡　「施策プログラム」の地域展開に当たり、道内６地域ごとに特徴的な自然災害リスク等を整理し、当該地域において留意すべき施策推進の方向性を提示 ➡　大規模災害時における広域避難や全道域での物資調達など、市町村や振興局地域の枠を越えた地域間連携による施策展開の方向性を提示	
▼	▼	
Ⅵ　計画の推進管理 ➔計画の推進期間とともに、計画を着実に推進するための進捗管理の方法や体制	Ⅵ　計画の推進管理 ➡　計画の推進期間とともに、計画を着実に推進するための進捗管理の方法や体	

素　　案	現　　行	備　　考
を提示	制を提示	
Ⅱ　北海道強靭化の基本的考え方	Ⅱ　北海道強靭化の基本的考え方	
1　国全体で取り組むべき国土強靭化政策のあり方 平成27年（2015年）３月、道は本計画の中で、今後、北海道の強靭化を進めるに当たって、その取組をより実効あるものとするため、国全体で取り組むべき国土強靭化政策のあり方として次のとおり提起し、令和２年（2020年）３月の改定においても、引き続き継承してきたところである。	1　国全体で取り組むべき国土強靭化政策のあり方 2015年３月、道は本計画の中で、今後、北海道の強靭化を進めるに当たって、その取組をより実効あるものとするため、国全体で取り組むべき国土強靭化政策のあり方として、次のとおり提起したところである。	・年号の表記修正 ・前回改定を記載
（１）全国各地域の特性に応じた強靭化施策の推進 南北、東西に連なる弧状列島である我が国は、地理、気候、産業構造などの面で多様な特性を有する地域からなり、それぞれの地域が抱える自然災害リスクも一様ではない。 強靭な国づくりに向けては、国土を構成する一つ一つの地域が強靭でなければならない。そのためには、北海道はもとより全国の各地域が、それぞれの自然災害リスクの特性や地域の実情を踏まえながら、現下の脆弱性を克服するための主体的な取組を進めるとともに、地域相互で機能補完できる体制を構築することが必要である。 こうしたことからも、全国各地域が独自の計画のもとで、地域特性に応じた強靭化施策を推進することが重要であり、国においては、多様な政策手段により、国土強靭化に資する地域の意欲的な取組を積極的に支援することが求められる。	（１）全国各地域の特性に応じた強靭化施策の推進 南北、東西に連なる弧状列島である我が国は、地理、気候、産業構造などの面で多様な特性を有する地域からなり、それぞれの地域が抱える自然災害リスクも一様ではない。 強靭な国づくりに向けては、国土を構成する一つ一つの地域が強靭でなければならない。そのためには、北海道はもとより全国の各地域が、それぞれの自然災害リスクの特性や地域の実情を踏まえながら、現下の脆弱性を克服するための主体的な取組を進めるとともに、地域相互で機能補完できる体制を構築することが必要である。 こうしたことからも、全国各地域が独自の計画のもとで、地域特性に応じた強靭化施策を推進することが重要であり、国においては、多様な政策手段により、国土強靭化に資する地域の意欲的な取組を積極的に支援することが求められる。	
（２）分散型国土の形成促進 戦後日本の国土政策、経済政策を振り返ると、合理性や効率性といった、いわゆる「平時の論理」のもとで、東京をはじめとした大都市圏に官民の政策資源が重点投入され、世界に類を見ない成長を遂げてきた。 一方、この過程で、太平洋ベルトを構成する都市圏への人口や経済機能の集中が加速した結果、近い将来に想定される首都直下地震や南海トラフ地震では、日本全体にかつてないほどの甚大な人的・経済的被害を及ぼすことが危惧されており、国の存続にも関わる重大なリスクとなっている。 さらに、人口減少下における首都圏等への一極集中は、日本全体の人口再生産機能を低下させるとともに、地方の疲弊を加速させる大きな要因となり、日本の将来を左右する深刻なリスクとして顕在化している。 我が国が直面するこれらの危機を乗り越え、持続可能で強靭な国づくりを進めるためには、首都圏等への一極集中を早期に是正し、分散型国土への再構築を図ることが急務であり、こうした観点から従来の国土政策や経済政策の転換が求められる。	（２）分散型国土の形成促進 戦後日本の国土政策、経済政策を振り返ると、合理性や効率性といった、いわゆる「平時の論理」のもとで、東京をはじめとした大都市圏に官民の政策資源が重点投入され、世界に類を見ない成長を遂げてきた。 一方、この過程で、太平洋ベルトを構成する都市圏への人口や経済機能の集中が加速した結果、近い将来に想定される首都直下地震や南海トラフ地震では、日本全体にかつてないほどの甚大な人的・経済的被害を及ぼすことが危惧されており、国の存続にも関わる重大なリスクとなっている。 さらに、人口減少下における首都圏等への一極集中は、日本全体の人口再生産機能を低下させるとともに、地方の疲弊を加速させる大きな要因となり、日本の将来を左右する深刻なリスクとして顕在化している。 我が国が直面するこれらの危機を乗り越え、持続可能で強靭な国づくりを進めるためには、首都圏等への一極集中を早期に是正し、分散型国土への再構築を図ることが急務であり、こうした観点から従来の国土政策や経済政策の転換が求められる。	

素　　案	現　　行	備　　考
（３）国全体のバックアップ体制の構築 東日本大震災の経験からも、大規模災害時における被災者支援や早期の復旧・復興等を遂行するためには、広域ブロック、都道府県、市町村など行政エリアの対応のみでは限界がある。 特に、首都直下地震、南海トラフ地震では、数十万の死傷者が発生し、数百万人の人々が避難生活を余儀なくされることが想定され、北海道においても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の規模によっては、数十万人の避難者が生じることが想定されている。 また、被災地においては、被災地支援の中心となる行政機能や医療機能の麻痺、サプライチェーンの寸断などによる経済活動の停滞などにより、災害対応能力の著しい低下が懸念される。 こうした状況下で、膨大な被災者の人命を守り、生活の安全・安心を確保するためには、被災を免れた遠隔地からの食料・物資の供給、救援・医療活動などのバックアップが円滑に実施されることが不可欠である。 このため、分散型の国土形成に併せ、地域間のネットワークを基本とした国全体のバックアップ体制を早期に構築することが求められる。	（３）国全体のバックアップ体制の構築 東日本大震災の経験からも、大規模災害時における被災者支援や早期の復旧・復興等を遂行するためには、広域ブロック、都道府県、市町村など行政エリアの対応のみでは限界がある。 特に、首都直下地震、南海トラフ地震では、数十万の死傷者が発生し、数百万人の人々が避難生活を余儀なくされることが想定され、北海道においても、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の規模によっては、数十万人の避難者が生じることが想定されている。 また、被災地においては、被災地支援の中心となる行政機能や医療機能の麻痺、サプライチェーンの寸断などによる経済活動の停滞などにより、災害対応能力の著しい低下が懸念される。 こうした状況下で、膨大な被災者の人命を守り、生活の安全・安心を確保するためには、被災を免れた遠隔地からの食料・物資の供給、救援・医療活動などのバックアップが円滑に実施されることが不可欠である。 このため、分散型の国土形成に併せ、地域間のネットワークを基本とした国全体のバックアップ体制を早期に構築することが求められる。	
平成 27 年（2015 年）の提起から 10 年を経た現在、東京圏への一極集中は、新型コロナウィルス感染症の影響もあって、平成 30 年（2018 年）には 14 万人に上った転入超過数が、令和３年（2021 年）には８万にまで減少したものの、令和６年（2024 年）には 13 万人となり、東京圏への人の流れが再び強まりつつある。 東京圏への一極集中の是正は、「地方への新しい人の流れをつくる」ことを目標に掲げる地方創生の取組として、引き続き国を挙げて推進しているところであり、こうした取組と連携しながら、首都直下地震等の発生時における人的・経済的被害を最小化するべく、国土強靭化の取組としても積極的に進めていくべきである。 このため、改めて、国全体で取り組む国土強靭化政策として、効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、自律・分散・協調型国土構造の実現を図っていく必要がある。 加えて、近年、全国で自然災害が頻発・激甚化する中、全国各地域で災害に強い国土づくりを進めるとともに、大規模自然災害の発生時には、被災を免れた遠隔地からの食料・物資の供給、救援・医療活動などのバックアップが円滑に実施されることが重要になることから、自律・分散・協調型の国土形成に併せ、地域間の連携に基づく国全体のバックアップ体制の構築にも積極的に取り組むことが必要である。	こうした中、計画策定から５年を経た現在、東京圏への人口移動（転入超過数）は上昇してきており、2018 年には 14 万人になるなど、一極集中はむしろ加速している。 こうした東京圏への一極集中の是正は、「地方への新しい人の流れをつくる」ことを目標に掲げる地方創生の取組として、国を挙げて推進しているところであり、こうした取組と連携しながら、首都直下地震等の発生時における人的・経済的被害を最小化するべく、国土強靭化の取組としても積極的に進めていくべきである。 このため、改めて、国全体で取り組む国土強靭化政策として、効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、自律・分散・協調型国土構造の実現を図っていく必要がある。 加えて、近年、全国で自然災害が頻発・激甚化する中、全国各地域で災害に強い国土づくりを進めるとともに、大規模自然災害の発生時には、被災を免れた遠隔地からの食料・物資の供給、救援・医療活動などのバックアップが円滑に実施されることが重要になることから、自律・分散・協調型の国土形成に併せ、地域間の連携に基づく国全体のバックアップ体制の構築にも積極的に取り組むことが必要である。	・令和６年時点に更新 ・年号の表記修正 ・字句整理
２　国土強靭化に向けた北海道の役割 前述のとおり、国土強靭化は、大規模自然災害という我が国にとって避けることのできない危機を克服し、地域の活力を高め、持続可能な成長を実現するために講じる政策であり、今後とも国、地方がそれぞれの役割分担と連携のもとで進めることが必	２　国土強靭化に向けた北海道の役割 前述のとおり、国土強靭化は、大規模自然災害という我が国にとって避けることのできない危機を克服し、地域の活力を高め、持続可能な成長を実現するために講じる政策であり、今後とも国、地方がそれぞれの役割分担と連携のもとで進めることが必	

素　　案	現　　行	備　　考
要となる。 　このため、広大な面積を有し、他地域にはない特性や強みをもつ北海道としては、引き続き、国全体の強靭化に対して大きな役割を果たしていくものである。	要となる。 　このため、広大な面積を有し、他地域にはない特性や強みをもつ北海道としては、引き続き、国全体の強靭化に対して大きな役割を果たしていくものである。	
２－１　国土強靭化を支える北海道の強み	２－１　国土強靭化を支える北海道の強み	
（１）地理的な優位性 ・　本道において、今後 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率や直近 30 年間の台風平均接近数※などの災害リスクは、近年、一部地域で高くなった一方で、首都圏や関西圏から遠距離にあり、首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定されるこれらの地域との同時被災の可能性が極めて低いことに変わりはなく、引き続きリスク分散に適した条件を備えている。 ※　・今後 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率（札幌市） 1.6%（2018）　➡　2.2%（2020） ・直近 30 年間の台風平均接近数 2.0（1989～2018）　➡　1.9（1991～2020） ・　太平洋、日本海、オホーツク海の３海域に面し、代替性に優れた複数の海路が存在する。 ・　日本の中では、北米、ヨーロッパ、ロシアとの最短距離に位置し、北極海航路の開設後は、同航路のアジアの入り口としての物流中継機能など、本道の地理的優位性が更に高まることが期待できる。	（１）地理的な優位性 ・　本道において、今後 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率や直近 30 年間の台風平均接近数※などの災害リスクは、近年、高くなったものの、一方で首都圏や関西圏から遠距離にあり、首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定されるこれらの地域との同時被災の可能性が極めて低いことに変わりはなく、引き続きリスク分散に適した条件を備えている。 ※　・今後 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率（札幌市） 0.9%（2015）　➡　1.6%（2018） ・直近 30 年間の台風平均接近数 1.8（1984～2013）　➡　2.0（1989～2018） ・　太平洋、日本海、オホーツク海の３海域に面し、代替性に優れた複数の海路が存在する。 ・　日本の中では、北米、ヨーロッパ、ロシアとの最短距離に位置し、北極海航路の開設後は、同航路のアジアの入り口としての物流中継機能など、本道の地理的優位性が更に高まることが期待できる。	・字句整理 ・令和６年時点に更新
（２）高い食料供給力 ・　令和４年（2022 年）における本道の食料自給率はカロリーベースで約 218%を誇り、国産供給熱量ベースで約２割に相当する食料を生産する我が国最大の食料供給地域である。 ・　他の都府県に比べ大規模で生産性の高い農業が展開されており、今後、ロボットや ICT 等の先端技術の活用などにより更に安定した食料生産体制を構築することが可能である。 ・　雪氷冷熱を活用した農産物貯蔵や植物工場の立地など、災害時の食料安定供給にも資する取組が進められている。	（２）高い食料供給力 ・　本道の食料自給率はカロリーベースで約 200%（2017 年：206%）を誇り、国産供給熱量ベースで約２割に相当する食料を生産する我が国最大の食料供給地域である。 ・　他の都府県に比べ大規模で生産性の高い農業が展開されており、今後、ロボットやＡＩ、ＩｏＴの活用などにより更に安定した食料生産体制を構築することが可能である。 ・　雪氷冷熱を活用した農産物貯蔵や植物工場の立地など、災害時の食料安定供給にも資する取組が進められている。	・字句整理 ・年号の表記修正 ・令和６年時点に更新
（３）多様なエネルギー資源ポテンシャル ・　太陽光、風力、バイオマス、中小水力、地熱などの再生可能エネルギーのポテンシャルはいずれも全国トップクラスであり、特に風力の導入ポテンシャルは、令和５年（2023 年）において陸上風力で全国の約 50%、洋上風力で全国の約 30%を占めている。 ・　石炭、天然ガスに加え、メタンハイドレートなど今後の有効利用が期待される豊富な地下資源を有している。	（３）多様なエネルギー資源ポテンシャル ・　太陽光、風力、バイオマス、中小水力、地熱などの再生可能エネルギーのポテンシャルはいずれも全国トップクラスであり、特に風力の導入ポテンシャルは全国の約 50%（2016 年：53%）を占めている。 ・　石炭、天然ガスに加え、メタンハイドレートなど今後の有効利用が期待される豊富な地下資源を有している。	・令和６年時点に更新 ・年号の表記修正

素　　案	現　　行	備　　考
（４）利用度の高い土地と都市機能、優秀な人材・研究機関の集積 ・　国土の 22%を占める広大な土地を有し、道内各地に利便性が高く安価な未利用地が存在する。 ・　首都圏等における経済活動の代替が可能な高度な都市機能を有する札幌圏が存在する。 ・　道内には人文社会・理工・農林水・薬・保健・芸術など幅広い分野において数多くの高等教育機関が全道に広がっていることに、多様な試験研究機関が進出企業を協力にサポートする体制が整備されている。	（４）利用度の高い土地と都市機能、優秀で多様な人材 ・　国土の 22%を占める広大な土地を有し、道内各地に利便性が高く安価な未利用地が存在する。 ・　首都圏等における経済活動の代替が可能な高度な都市機能を有する札幌圏が存在する。 ・　また、道内には人文社会・理工・農林水・薬・保健・芸術など幅広い分野において数多くの高等教育機関が全道に広がっており、道が、2019 年に実施した道外から道内に本社、工場を新設又は増設した企業へのアンケート調査によると、回答企業の過半数が、立地（移転）先として北海道を選択した理由を「優秀な人材の確保のため」としている。	令和６年時点に更新
（５）耐災害性に優れた寒冷地技術 ・　これまで北海道が培ってきた積雪寒冷地特有の厳しい条件を克服するための技術は、道外における冬季の防災対策などにも有効に活用できる可能性をもっている。 ・　北海道における近年の木造住宅は、冬季対策としての高断熱構法が、耐震性にも効果を発揮しているという調査研究も報告されており、こうした本道特有の住環境が地震による死者発生ポテンシャルを低減し、その結果、災害時の人命救助への負担の軽減、復旧復興への多くの人的資源の投入といった効果も期待される。 ・　現在、北海道内で行われている除雪作業の自動化等に関する実証実験については、冬季の円滑な交通に活用できる可能性をもっている。	（５）耐災害性に優れた寒冷地技術 ・　これまで北海道が培ってきた積雪寒冷地特有の厳しい条件を克服するための技術は、道外における冬季の防災対策などにも有効に活用できる可能性をもっている。 ・　北海道における近年の木造住宅は、冬季対策としての高断熱構法が、耐震性にも効果を発揮しているという調査研究も報告されており、こうした本道特有の住環境が地震による死者発生ポテンシャルを低減し、その結果、災害時の人命救助への負担の軽減、復旧復興への多くの人的資源の投入といった効果も期待される。 ・　現在、北海道内で行われている除雪作業の自動化等に関する実証実験については、冬季の円滑な交通に活用できる可能性をもっている。	
２－２　国土強靭化の中で北海道が担うべき役割 北海道は、明治の開拓期以降、食料や木材、エネルギー資源確保の要衝として日本の近代化に重要な役割を担い、また戦後においては、国民経済の復興等に寄与することを目的に制定された北海道開発法の下、土地や資源の開発が進められ、戦後復興と高度成長に大きく貢献してきた。 国土強靭化という新たな政策課題に対しても、これまでの北海道開拓・開発の歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、北海道として新たな役割を担っていくものである。	２－２　国土強靭化の中で北海道が担うべき役割 北海道は、明治の開拓期以降、食料や木材、エネルギー資源確保の要衝として日本の近代化に重要な役割を担い、また戦後においては、国民経済の復興等に寄与することを目的に制定された北海道開発法の下、土地や資源の開発が進められ、戦後復興と高度成長に大きく貢献してきた。 国土強靭化という新たな政策課題に対しても、これまでの北海道開拓・開発の歴史の中で培ってきた経験と強みを最大限に活かし、その課題解決に向け、北海道として新たな役割を担っていくものである。	
（１）リスク分散の受け皿 首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続するための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不可欠である。 北海道は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資･運営コスト、優秀で多様な人材、住環境の良好さといった点から、近年、企業の本社機能やデータセンターの移転・立地先としての評価が高まり、移転・立地の動きが着実に進展しているほか、2019 年には電力の安定供給のために北本連系設備の増強がなされているところであり、今後とも、企業等におけるＢＣＰの重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての北海道の役割を果たしていく。	（１）リスク分散の受け皿 首都直下地震や南海トラフ地震における被害想定では、人的被害に加え、多大な経済的な損失が見込まれており、その被害の最小化に向けては、経済活動を継続するための重要機能を事前に遠隔地に配置するなど、リスクの分散化を図ることが不可欠である。 北海道は、首都圏等から遠距離にあり、同時被災リスクの低さに加え、低廉な投資･運営コスト、優秀で多様な人材、住環境の良好さといった点から、近年、企業の本社機能やデータセンターの移転・立地先としての評価が高まり、移転・立地の動きが着実に進展しているほか、2019 年には電力の安定供給のために北本連系設備の増強がなされたところであり、今後とも、企業等におけるＢＣＰの重要性が高まる中で、リスク分散の受け皿としての北海道の役割を果たしていく。	令和６年時点に更新

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
（２）食料・エネルギーの安定供給 　北海道は、長年にわたり 200%程度の食料自給率を保ち続け、国民生活の根幹を支える食料の安定供給に大きな役割を果たしてきている。今後、世界的に食料需給のひっ迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大災害時において、我が国の食料供給拠点として、北海道が担うべき役割は更に大きくなる。 　また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が求められている中、再生可能エネルギーをはじめ多様な国産エネルギー資源を有する北海道は、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に向け、大きな役割を担うことが期待される。	（２）食料・エネルギーの安定供給 　北海道は、長年にわたり 200%程度の食料自給率を保ち続け、国民生活の根幹を支える食料の安定供給に大きな役割を果たしてきている。今後、世界的に食料需給のひっ迫が懸念される中、平時はもとより道内外の大災害時において、我が国の食料供給拠点として、北海道が担うべき役割は更に大きくなる。 　また、国内において、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造への転換が求められている中、再生可能エネルギーをはじめ多様な国産エネルギー資源を有し、さらにエネルギー資源の豊富なロシア極東地域と隣接しているという地理特性をもつ北海道は、中長期的な視点から国全体のエネルギー需給の安定化に向け、大きな役割を担うことが期待される。	令和６年時点に更新
（３）被災地への緊急支援 　東日本大震災時には、北海道から最大で１万３千人の自衛隊員が被災地に派遣されたほか、警察、消防、道内所在の各行政機関職員、医療関係者や建設事業者など多数の関係者が救急救援活動や復旧復興に従事した。 　こうした実績に加え、北海道は、首都圏等との同時被災リスクが少ないという地理的優位性とともに、太平洋と日本海の双方に航路を有する港湾を有し、また全国主要都市を結ぶ航空路線も整備されているなど、全国各地への支援物資の供給や支援人員の派遣などに適した環境を有しており、今後の大災害時における緊急支援の拠点としての役割を担っていくことが必要である。	（３）被災地への緊急支援 　東日本大震災時には、北海道から最大で１万３千人の自衛隊員が被災地に派遣されたほか、警察、消防、道内所在の各行政機関職員、医療関係者や建設事業者など多数の関係者が救急救援活動や復旧復興に従事した。 　こうした実績に加え、北海道は、首都圏等との同時被災リスクが少ないという地理的優位性とともに、太平洋と日本海の双方に航路を有する港湾を有し、また全国主要都市を結ぶ航空路線も整備されているなど、全国各地への支援物資の供給や支援人員の派遣などに適した環境を有しており、今後の大災害時における緊急支援の拠点としての役割を担っていくことが必要である。	
３　北海道強靭化のめざす姿と目標 （１）めざす姿 　地域の強靭化に取り組む全ての者の「共通の目標」として、北海道の強靭化に取り組む一人ひとりが自分ごととして共有する「めざす姿」を設定。 **めざす姿** **「強靭な地域と人をつくり、国土の強靭化を支える安全・安心な北海道」** ＜めざす姿の基本的な考え方＞ 　安全・安心な災害に強い社会基盤をつくることはもとより、地域と人に視点をおき、地域のコミュニティの共助と一人ひとりの自助を大切にすることを表現することによって、一人ひとりが自分事として共感してもらうこととともに、北海道には、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と、豊富な食や再生可能エネルギーといった世界に誇るポテンシャルがあり、他地域にはない特性やポテンシャルを持つ北海道は、国全体の強靭化に対して大きな役割を担うことをめざす。 （２）目標 　前項に示したとおり北海道は、道民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給拠点として、さらにリスク分散の受け皿として、国全体の強靭化に資する大きなポテンシャルを有している。	３　北海道強靭化の必要性と目標 　前項に示したとおり北海道は、道民のみならず国民生活に不可欠な食料やエネルギーの供給拠点として、さらにリスク分散の受け皿として、国全体の強靭化に資する大きなポテンシャルを有している。	・国の「国土強靭化地域計画策定・改定ガイトライン（R5 年 10 月）」を反映して「めざす姿」を記載 ・重複する表現を修正 ・文章構成を変更（総合計画、総合戦略との一体性の記載位置変更）

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
一方、北海道の足元に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行等により、地方都市や集落の活力低下などの地域課題が生じているほか、社会資本への投資余力の減少等により、都市間交通ネットワークなど地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。 このような状況の中、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、日本海側における地震、道内各地における火山噴火など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本道が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。 こうしたリスクに正面から向き合い、本道の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靭な北海道をつくることは、将来にわたる道民の安全・安心や本道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靭化を図る上で不可欠な取組である。 また、北海道がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靭化に積極的に貢献していくことも必要である。 そして北海道の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など北海道が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本道の持続的成長につながるものでなければならない。 北海道の強靭化は、こうした見地から、本道のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。 こうした中、令和６年（2024 年）１月に発生した能登半島地震においては、電気、ガス、上下水道等のライフラインへの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラへの甚大な被害が生じ、住民生活や中小企業、農林漁業や観光等の経済活動の大きな支障となっている。本道でも日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が高い確率で発生が想定されており、今後、様々な自然災害から得られる教訓や知見を踏まえることはもとより、令和６年（2024 年）６月に策定された北海道総合計画や次期北海道創生総合戦略と一体的に「強靭な北海道づくり」を進めていくことが必要である。 このため、国の基本計画に掲げる基本目標に配慮しつつ、前回計画に引き続き次の３つを北海道強靭化の目標として掲げ、「めざす姿」の実現に向けて関連施策の推進に努めるものであり、将来にわたる道民の安全・安心の確保や本道の社会経済の持続的な成長はもとより、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し国全体の強靭化に積極的に貢献していく。 目標 (1)大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る (2)北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する	一方、北海道の足元に目を向けると、人口減少や高齢化、過疎化の進行等により、地方都市や集落の活力低下などの地域課題が生じているほか、社会資本への投資余力の減少等により、都市間交通ネットワークなど地域住民の安心な生活の確保や地域の活性化に不可欠なインフラ整備も十分に進んでいない状況にある。 このような状況の中、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、日本海側における地震、道内各地における火山噴火など様々な自然災害リスクが存在しており、これらの災害発生時には、本道が抱える地域課題等とも相まって、激甚な被害が生じることも懸念される。 こうしたリスクに正面から向き合い、本道の社会状況や地域特性を背景とした自然災害に対する脆弱性を克服し、強靭な北海道をつくることは、将来にわたる道民の安全・安心や本道の社会経済の活性化はもとより、国全体の強靭化を図る上で不可欠な取組である。 なお、北海道強靭化の意義は、大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の重要な社会経済機能を維持することに加え、北海道がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国全体の強靭化に積極的に貢献していくことにある。 そして北海道の強靭化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など北海道が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本道の持続的成長につながるものでなければならない。 北海道の強靭化は、こうした見地から、本道のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。 以上の考え方を踏まえ、北海道強靭化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という４つの基本目標に配意しつつ、道は、これまで次の３つを北海道強靭化の目標として掲げ、関連施策の推進に努めてきた。 北海道強靭化の目標 (1)大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る (2)北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する	・国の基本計画ではなく近年の情勢や北海道の現状が主になるよう記載を修正 ・年号の表記修正

素　　案	現　　行	備　　考
(3)北海道の持続的成長を促進する	(3)北海道の持続的成長を促進する	
	こうした中、2016 年８月には 1951 年の統計開始以来はじめて３個の台風が連続して上陸したほか、2018 年９月の北海道胆振東部地震では最大震度７を観測するなど、本道でもこれまで経験したことのない災害に見舞われたところであり、今後、これらの自然災害から得られた教訓を踏まえることはもとより、本道において人口減少が続く中、第２期の北海道創生総合戦略とも調和を図り、「強靭な北海道づくり」を進めていくことが必要である。 このため、引き続き上記の３つを北海道強靭化の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものであり、将来にわたる道民の安全・安心の確保や本道の社会経済の持続的な成長はもとより、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し国全体の強靭化に積極的に貢献していく。	
４　本計画の対象とするリスク 北海道強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、一たび、大規模な自然災害が発生すれば、広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。 また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」という観点から、北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国全体の強靭化に貢献する」という観点から、道外における大規模自然災害についても、北海道として対応すべきリスクの対象とする。 本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を次に提示する。	４　本計画の対象とするリスク 北海道強靭化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、国の基本計画が、首都直下地震や南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、一たび、大規模な自然災害が発生すれば、広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。 また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」という観点から、北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国全体の強靭化に貢献する」という観点から、道外における大規模自然災害についても、北海道として対応すべきリスクの対象とする。 本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を次に提示する。	「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を記載
４－１　道内における主な自然災害リスク	４－１　道内における主な自然災害リスク	
（１）地震・津波 ○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内にM8.8 程度以上の地震発生確率は、７～40%程度（2024 年１月 地震調査研究推進本部長期評価） ・根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（同上） ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 26.5m （2021 年７月 北海道太平洋沿岸津波浸水想定） ○ 北海道日本海沿岸の津波浸水想定 （2017 年２月 北海道日本海沿岸津波浸水想定） ・10m以上の津波高となるのは 21 市町村（最大津波高は 26.9m）	（１）地震・津波 ○ 太平洋沖における海溝型地震 ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内にM8.8 程度以上の地震発生確率は、７～40%程度（2018 年２月 地震調査研究推進本部長期評価） ・根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（同上） ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 34.6m （2012 年 太平洋沿岸津波浸水予測図） ○ 北海道日本海沿岸の津波浸水想定 （2017 年２月 北海道日本海沿岸における津波浸水想定の公表について） ・10m以上の津波高となるのは 21 市町村（最大津波高は 26.9m）	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を記載 ・令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
・海岸線における津波影響開始時間（±20cm）が最短で 10 分以内となるのは 24 市町村 ○ 内陸型地震（2024 年 地震調査研究推進本部 HP） ・道内の主要活断層は 13 箇所 ・黒松内低地断層帯の発生確率　M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下 ・サロベツ断層帯の発生確率　M7.6 程度、30 年以内に 4%以下 ○ 過去の被害状況 ・北海道南西沖地震（1993 年）　M7.8、最大震度６(推定) 最大遡上高 30m以上、死者・行方不明者 229 人 ・十勝沖地震（2003 年）　M8.0、最大震度６弱、最大津波高 2.55m 死者・行方不明者２人 ・北海道胆振東部地震（2018 年）　M6.7、最大震度７、死者 44 人 住家被害全壊 491 棟、半壊 1,818 棟、 一部破損 47,115 棟 非住家被害 2,606 棟（全・半壊）	・海岸線における津波影響開始時間（±20cm）が最短で 10 分以内となるのは 24 市町村 ○ 内陸型地震（2018 年 全国地震動予測地図） ・道内の主要活断層は 13 箇所 ・黒松内低地断層帯の発生確率　M7.3 程度以上、30 年以内に２%～５%以下 ・サロベツ断層帯の発生確率　M7.6 程度、30 年以内に４%以下 ○ 過去の被害状況 ・北海道南西沖地震（1993 年）　M7.8、最大震度６（推定） 最大遡上高 30m以上、死者・行方不明者 229 人 ・十勝沖地震（2003 年）　M8.0、最大震度６弱、最大津波高 2.55m 死者・行方不明者２人 ・北海道胆振東部地震（2018 年）　M6.7、最大震度７、死者 44 人 住家被害全壊 479 棟、半壊 1,736 棟 非住家被害 2,620 棟（全・半壊）	
（２）火山噴火 ○ 常時観測火山（９火山）＊全国 50 火山 ・アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山 ○ 過去の被害状況 ・1900 年以降、十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生 ・2000 年の有珠山噴火では、避難者数 1.6 万人	（２）火山噴火 ○ 常時観測火山（９火山）＊全国 50 火山 ・アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山 ○ 過去の被害状況 ・1900 年以降、十勝岳、有珠山、北海道駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生 ・2000 年の有珠山噴火では、避難者数 1.6 万人	
（３）豪雨／暴風雨／竜巻 ○ 過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.9 個（全国平均約 11.7 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年（1981 年）の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生 ○ 特に平成 28 年（2016 年）８月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（７号・９号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者４人・行方不明者２人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟） ○ 将来の降雨の変化等に関する評価 （2021 年 4 月　気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会） ・現在気候（1951～2010 年）と将来気候（2081-2100 年）の降雨量変化倍率が全国平均に比べ高いとの予測 気候変動シナリオ（2℃上昇時）…北海道 1.15 倍　その他地域 1.10 倍 ○ 平成３年（1991 年）から令和６年（2024 年）の間に、51 の竜巻等突風が発生 平成 18 年（2006 年）、佐呂間町で発生した竜巻では、９人の死者が発生	（３）豪雨／暴風雨／竜巻 ○ 過去 30 年の台風接近数は、年平均２個（全国平均約６個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生 ○ 特に 2016 年８月中旬以降に本道に接近・上陸した一連の台風（７号・９号・10 号・11 号）に伴う大雨や強風等によって、甚大な被害が発生（死者４人・行方不明者２人、住宅被害は、全壊 39 棟、半壊 113 棟） ○ 将来の降雨の変化等に関する評価 （2019 年 10 月　気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会） ・全国平均に比べ降雨量の増加率が高いとの予測 ○ 1991 年から 2017 年の間に、47 の竜巻等突風が発生 2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、９人の死者が発生	・令和６年時点に更新 ・年号の表記修正

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
（４）豪雪／暴風雪 ○ 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪により交通障害や家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生 ○ 平成 25 年（2013 年）には、道東を中心とした暴風雪により、９人の死者が発生	（４）豪雪／暴風雪 ○ 積雪寒冷地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪により交通障害や家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生 ○ 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、９人の死者が発生	年号の表記修正
４－２　道外における主な自然災害リスク	４－２　道外における主な自然災害リスク	
（１）首都直下地震 ○ 発生確率･･･Ｍ７クラス、30 年以内に 70% ○ 被害想定･･･死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、 建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲１都８県	（１）首都直下地震 ○ 発生確率･･･Ｍ７クラス、30 年以内に 70% ○ 被害想定･･･死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、 建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲１都８県	
（２）南海トラフ地震 ○ 発生確率･･･Ｍ８～Ｍ９クラス、30 年以内に 70～80%程度 ○ 被害想定･･･死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、 建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、 被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）	（２）南海トラフ地震 ○ 発生確率･･･Ｍ８～Ｍ９クラス、30 年以内に 70～80%程度 ○ 被害想定･･･死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、 建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、 被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）	令和６年時点に更新
（３）関東地方のその他のリスク ○ 火山噴火 ・常時観測火山 11 火山（うち伊豆諸島に６火山） ・富士山（常時観測火山）････宝永噴火（1707 年）規模の噴火が発生した場合、首都圏を含む広い範囲で降灰被害（富士山火山防災対策協議会（2021 年６月）） ○ 豪雨／暴風雨／竜巻 ・明治 23 年（1890 年）からの統計開始以来、月最大 24 時間降水量の上位 10 個のうち６個が平成２年（1990 年）以降に発生（観測点：東京） ・平成３年（1991 年）から令和６年（2024 年）の間に、86 の竜巻等の突風が発生	（３）関東地方のその他のリスク ○ 火山噴火 ・常時観測火山 11 火山（うち伊豆諸島に６火山） ・富士山（常時観測火山）････1707 年宝永噴火規模の噴火が発生した場合、首都圏を含む広い範囲で降灰被害（富士山ハザードマップ検討委員会報告（2004 年６月）） ○ 豪雨／暴風雨／竜巻 ・1890 年からの統計開始以来、月最大 24 時間降水量の上位 10 個のうち６個が 1990 年以降に発生（観測点：東京） ・1991 年から 2017 年の間に、70 の竜巻等の突風が発生	・令和６年時点に更新 ・年号の表記修正
５　北海道強靭化を進める上での留意事項 北海道強靭化に当たっては、国の基本計画に掲げる基本的な方針に配意し進めるとともに、本計画に掲げるめざす姿及び目標を踏まえ、次の事項に留意し推進することとする。	５　北海道強靭化を進める上での留意事項 北海道強靭化に当たっては、国の基本計画に掲げる基本的な方針に配意し進めるとともに、本計画に掲げる目標を踏まえ、次の事項に留意し推進することとする。	・国の「国土強靭化地域計画策定・改定ガイトライン（R5 年 10 月）」を反映して「めざす姿」を記載
５－１　北海道の特性を踏まえた取組の推進	５－１　北海道の特性を踏まえた取組の推進	
（１）あらゆる自然災害リスクへの対応 ・　前項に示したとおり、広大な面積と長い海岸線を有する北海道は、地震・津波、火山噴火、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻	（１）あらゆる自然災害リスクへの対応 ・　前項に示したとおり、広大な面積と長い海岸線を有する北海道は、地震・津波、火山噴火、豪雨、豪雪など多様な自然災害のリスクを有しており、個々の災害事象に対応した取組をはじめ、複合災害や厳冬期における地震・津波、火山噴火等の発生を含	有識者懇談会の意見を踏まえて、「複合災害」内容および感染症のまん延について記載

素　　案	現　　行	備　　考
発化を鑑み、多様な災害の同時発生や地震後の豪雨等の複合災害、併せて、避難施設における新型コロナウイルスなどの感染症のまん延や厳冬期における災害の発生を含めて北海道において想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化すること。	めて北海道において想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化すること。	
（２）北海道の置かれた社会状況への対応 ・　全国を上回るスピードで進行する人口減少や高齢化を前提として、過疎化や札幌圏への一極集中の進行など、北海道が置かれた社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、都市と地方それぞれの実情に応じたきめ細かい対策を講じること。	（２）北海道の置かれた社会状況への対応 ・　全国を上回る人口減少や高齢化、過疎化や札幌圏への一極集中の進行など、北海道が置かれた社会状況を踏まえ、要援護者対策や地域間の連携を支える交通ネットワークの形成など、都市と地方それぞれの実情に応じたきめ細かい対策を講じること。	・有識者懇談会の意見を踏まえて、「人口減少」「高齢化」を対応の前提条件として記載 ・総合計画と表現を整合
（３）北海道がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服 ・　２－１（Ｐ８～９）で示した地理特性や食料、エネルギー資源といった北海道の優位性を最大限に活かし、国全体の強靭化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。 ・　首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における積雪寒冷の気候、広域に都市や集落が分散している地域構造など、北海道にとって不利とされてきた要因についても、強靭化の観点からは、北海道の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。 ・　広域分散型の地域構造を踏まえた全道１４振興局の配置も、リスクの分散の観点からは北海道（庁）のもつ強みであり、地域ごとの自然災害リスクに応じた振興局における対応力の強化を進めること。	（３）北海道がもつ強みの積極的活用と不利要因の克服 ・　２－１（Ｐ７～８）で示した地理特性や食料、エネルギー資源といった北海道の優位性を最大限に活かし、国全体の強靭化に貢献するためのバックアップ機能を更に強化すること。 ・　首都圏からの距離の遠さや陸続きでないこと、冬季における積雪寒冷の気候、広域に都市や集落が分散している地域構造など、北海道にとって不利とされてきた要因についても、強靭化の観点からは、北海道の魅力に転換できることから、移動の利便性を向上させるなど不利要因を解消するための取組を進めること。 ・　また、広域分散型の地域構造を踏まえた全道 14 振興局の配置も、リスクの分散の観点からは北海道（庁）のもつ強みであり、地域ごとの自然災害リスクに応じた振興局における対応力の強化を進めること。	・ページ番号修正 ・字句整理
５－２　連携・ネットワークを重視した取組の推進	５－２　連携・ネットワークを重視した取組の推進	
（１）関係者相互の連携協力と人材育成 ・　大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、ＮＰＯ、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。 ・　北海道立総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、北海道の強靭化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。 ・　こうした取組や防災教育を通じ、道民自らが主体的に国土強靭化について考えるとともに、「自助」や「共助」の意識を高め、災害に対する強靭性の向上を促し、地域社会、民間事業者、団体等において中核となる人材の育成を行うこと。	（１）関係者相互の連携協力と人材育成 ・　大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、事後の復旧復興の各段階において、国の関係機関、北海道、市町村、大学、研究機関、民間事業者、ＮＰＯ、住民等、関係者相互の連携協力による取組が不可欠であり、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図ること。 ・　北海道立総合研究機構や国の研究機関との連携のもと、北海道の強靭化に資する研究開発を推進するとともに、研究成果の効果的な活用を図ること。 ・　こうした取組や防災教育を通じ、道民自らが主体的に国土強靭化について考えるとともに、「自助」や「共助」の意識を高め、災害に対する強靭性の向上を促し、地域社会、民間事業者、団体等において中核となる人材の育成を行うこと。	
（２）地域間の連携、応援・受援体制の構築 ・　大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、道内はもとより道外も含め、被災規模等を想定した地域間の応援・受援体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講	（２）地域間の連携、応援・受援体制の構築 ・　大規模自然災害時における住民避難や物資供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、広域的な見地から地域間の連携による対応が不可欠であり、道内はもとより道外も含め、被災規模等を想定した地域間の応援・受援体制の構築やそれを支える交通ネットワークの整備などハード・ソフト両面からの対策を講	

素　　案	現　　行	備　　考
じること。	じること。	
（３）国の施策の積極的な活用と民間投資の促進 ・　北海道、市町村の財政状況が厳しい中、北海道の強靭化を効率的かつ効果的に進めるため、優先順位を考慮した施策の展開を図るとともに、国の施策を積極的に活用すること。 ・　「公助」に対しての新技術の導入や道内外からの民間投資の促進など、民間事業者の力を活用すべく、幅広い政策手法による取組を進めること。	（３）国の施策の積極的な活用と民間投資の促進 ・　北海道、市町村の財政状況が厳しい中、北海道の強靭化を効率的かつ効果的に進めるため、優先順位を考慮した施策の展開を図るとともに、国の施策を積極的に活用すること。 ・　「公助」に対しての新技術の導入や道内外からの民間投資の促進など、民間事業者の力を活用すべく、幅広い政策手法による取組を進めること。	
Ⅲ　脆弱性評価	Ⅲ　脆弱性評価	
１　脆弱性評価の考え方	１　脆弱性評価の考え方	
大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第９条第５項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。 北海道としても、本計画に掲げる北海道強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。	大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第９条第５項）、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。 北海道としても、本計画に掲げる北海道強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。	・字句整理 ・５P で脆弱性評価について説明しているため
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ▼ 【脆弱性評価】事態回避に向けた現行施策の対応力について分析･評価 ▼ 推進すべき施策プログラムの策定及び推進事業の設定	【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定 ▼ 【脆弱性評価】事態回避に向けた現行施策の対応力について分析･評価 ▼ 推進すべき施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
【脆弱性評価において想定するリスク】 ・　過去に道内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施 ・　また、国全体の強靭化への貢献という観点から、道内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外の大規模自然災害における北海道の対応力についても、併せて評価 ＊　対象とするリスクの概要については、「Ⅱ　４　本計画の対象とするリスク」（Ｐ13～15）を参照	【脆弱性評価において想定するリスク】 ・　過去に道内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、北海道に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施 ・　また、国全体の強靭化への貢献という観点から、道内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など道外の大規模自然災害における北海道の対応力についても、併せて評価 ＊　対象とするリスクの概要については、「Ⅱ　４　本計画の対象とするリスク」（Ｐ11～13）を参照	・ページ番号修正
２　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	２　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	
北海道の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオについては、国の基本計画で設定されている６つの「事前に備えるべき目標」及び 35 の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など北海道の地域特性や近年の自然災害から得られた知見を踏まえ	北海道の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオについては、国の基本計画で設定されている８つの「事前に備えるべき目標」及び 45 の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など北海道の地域特性や近年の自然災害から得られた知見を踏まえ	・国の国土強靭化基本計画（R5 年７月）および有識者懇談会の意見を踏ま

<table>
<tr><th>素　　案</th><th>現　　行</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>るとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、６つのカテゴリーと 20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

【国のリスクシナリオを踏まえた見直し】
<table>
<tr><th>追加したリスク</th><th>リスクシナリオ</th></tr>
<tr><td>建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生</td><td>１－１</td></tr>
<tr><td>火山噴射物による多数の死傷者の発生</td><td>１－２</td></tr>
<tr><td>洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</td><td>１－４</td></tr>
<tr><td>暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</td><td>１－５</td></tr>
<tr><td>大規模な自然災害と感染症の同時発生</td><td>２－２</td></tr>
<tr><td>コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出</td><td>４－１</td></tr>
<tr><td>道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響</td><td>４－２</td></tr>
<tr><td>国民生活・社会経済活動への甚大な影響</td><td>４－３</td></tr>
<tr><td>生態系等の被害に伴う多面的機能の低下</td><td>４－４</td></tr>
<tr><td>通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶</td><td>５－１</td></tr>
<tr><td>上下水道施設の長期間にわたる機能停止</td><td>５－３</td></tr>
</table>
【現行計画策定後に発生した自然災害等から得られた知見を踏まえた見直し】
<table>
<tr><th>追加したリスク</th><th>リスクシナリオ</th></tr>
<tr><td>避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な生活環境がもたらす災害関連死の発生</td><td>２－４</td></tr>
<tr><td>警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱</td><td>３－１</td></tr>
<tr><td>多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</td><td>５－４</td></tr>
<tr><td>事前復興ビジョン地域合意の欠如</td><td>６－１</td></tr>
<tr><td>地域コミュニティの機能低下</td><td>６－２</td></tr>
</table>
</td>
<td>るとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、７つのカテゴリーと 21 の「起きてはならない最悪の事態」を改めて設定した。

【国のリスクシナリオを踏まえた見直し】
<table>
<tr><th>追加されたリスク</th><th>リスクシナリオ</th></tr>
<tr><td>突発的に発生する市街地等の浸水</td><td>１－４</td></tr>
<tr><td>情報収集の遅れによる救助・支援の遅れ</td><td>１－７</td></tr>
<tr><td>電力、燃料、エネルギーの長期間の供給停止</td><td>２－１</td></tr>
<tr><td>被災地での健康管理機能の麻痺</td><td>２－３</td></tr>
<tr><td>災害に伴う農地・森林等の被害による国土の荒廃</td><td>６－２</td></tr>
<tr><td>被災者の生活基盤の整備等の停滞による復旧・復興の遅れ</td><td>７－１</td></tr>
<tr><td>地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の遅れ</td><td>７－２</td></tr>
</table>
【現行計画策定後に発生した自然災害から得られた知見を踏まえた見直し】
<table>
<tr><th>追加されたリスク</th><th>リスクシナリオ</th></tr>
<tr><td>全道エリアでの停電によるエネルギー供給の停止</td><td>４－１</td></tr>
<tr><td>全道エリアでの停電によるサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞</td><td>５－１</td></tr>
</table>
</td>
<td>えて新たなリスクシナリオを設定</td>
</tr>
<tr>
<td>【20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】
<table>
<tr><th colspan="2">カテゴリー</th><th>リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」</th></tr>
<tr><td></td><td rowspan="4">人命の保護</td><td>１－１　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生（道内）</td></tr>
<tr><td></td><td>１－２　火山噴火や火山噴出物による多数の死傷者の発生　（道内）</td></tr>
<tr><td></td><td>１－３　大規模津波等による多数の死傷者の発生　（道内）</td></tr>
<tr><td></td><td>１－４　突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生　（道内）</td></tr>
</table>
</td>
<td>【リスクシナリオ　２１の「起きてはならない最悪の事態」】
<table>
<tr><th colspan="2">カテゴリー</th><th>リスクシナリオ</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1</td><td rowspan="6">人命の保護</td><td>１－１　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生（道内）</td></tr>
<tr><td>１－２　火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生　（道内）</td></tr>
<tr><td>１－３　大規模津波等による多数の死傷者の発生　（道内）</td></tr>
<tr><td>１－４　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水　（道内）</td></tr>
<tr><td>１－５　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生　（道内）</td></tr>
<tr><td>１－６　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大</td></tr>
</table>
</td>
<td>・見直し後のリスクシナリオを記載
・字句整理</td>
</tr>
</table>

素　　案

		１－５　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生（道内）
2	**救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保**	２－１　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（道内／道外）
		２－２　被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生　（道内／道外）
		２－３　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資エネルギー供給の長期停止　（道内／道外）
		２－４　避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生　（道内）
3	**行政機能の確保**	３－１　道内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱　（道内／道外）
4	**経済活動の機能維持**	４－１　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出　（道内／道外）
		４－２　道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響（道内／道外）
		４－３　食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響（道内／道外）
		４－４　農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下　（道内）
5	**情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保**	５－１　通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶　（道内／道外）
		５－２　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止　（道内／道外）
		５－３　上下水道施設の長期間にわたる機能停止　（道内）
		５－４　地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生　（道内／道外）
6	**迅速な復旧・復興等**	６－１　事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ　（道内）
		６－２　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下　（道内／道外）

＊リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の末尾には、対応すべきリスクの所在を記載
道内　～　道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態
道外　～　道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

３　評価の実施手順
前項で定めた 20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など道以外の実施主体による取組を含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

現　　行

		（道内）
		１－７　情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大　（道内）
2	**救助・救急活動等の迅速な実施**	２－１　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止　（道内／道外）
		２－２　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（道内／道外）
		２－３　被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺　（道内／道外）
3	**行政機能の確保**	３－１　道内外における行政機能の大幅な低下　（道内／道外）
4	**ライフラインの確保**	４－１　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止　（道内／道外）
		４－２　食料の安定供給の停滞　（道内／道外）
		４－３　上下水道等の長期間にわたる機能停止　（道内）
		４－４　道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（道内／道外）
5	**経済活動の機能維持**	５－１　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞　（道内／道外）
		５－２　道内外における物流機能等の大幅な低下　（道内／道外）
6	**二次災害の抑制**	６－１　ため池の機能不全等による二次災害の発生　（道内）
		６－２　農地・森林等の被害による国土の荒廃　（道内）
7	**迅速な復旧・復興等**	７－１　災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ　（道内）
		７－２　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊（道内／道外）

＊「起きてはならない最悪の事態」の末尾には、対応すべきリスクの所在を記載
道内　～　道内で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態
道外　～　道外で発生する大規模自然災害等に起因する最悪の事態

３　評価の実施手順
前項で定めた 21 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、市町村、民間事業者など道以外の実施主体による取組を含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

備　　考

・見直し後のリスクシナリオを記載

素　　案	現　　行	備　　考
評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。	評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。	
４　評価結果 脆弱性評価の結果は巻末の別表１「北海道強靱化に関する脆弱性評価」（Ｐ83～）のとおりであり、６つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを次のとおり示す。	４　評価結果 脆弱性評価の結果は巻末の別表１「北海道強靱化に関する脆弱性評価」（Ｐ73～）のとおりであり、７つのカテゴリーごとに取りまとめた評価結果のポイントを次のとおり示す。	・見直し後のリスクシナリオを記載 ・ページ番号修正
４－１　「人命の保護」に関する事項 ・　治水施設をはじめ砂防・海岸・道路など防災上重要な公共施設について、近年の自然災害での被災箇所に重点化するなど一層効果的･効率的な施設整備を実施する必要がある。また、学校施設や公共建築物について、今後、老朽施設が増加することを見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。 ・　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特別措置法で特別強化地域に指定された市町村が策定した津波対策緊急事業計画に位置付けられた避難施設等の整備を促進する必要がある。 ・　各種災害に対応した警戒区域の指定や最新の知見に基づくハザードマップの見直し、これらを基にした避難計画の作成と防災訓練の実施などソフト面の対策について、市町村をはじめ国や道など関係機関が連携し取組を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や暴風雪時や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。	４－１　「人命の保護」に関する事項 ・　治水施設をはじめ砂防・海岸・道路など防災上重要な公共施設について、近年の自然災害での被災箇所に重点化するなど一層効果的･効率的な施設整備を実施する必要がある。また、公共建築物について、今後、老朽施設が増加することを見据え、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行うことが必要である。 ・　各種災害に対応した警戒区域の指定や最新の知見に基づくハザードマップの見直し、これらを基にした避難計画の作成と防災訓練の実施などソフト面の対策について、市町村をはじめ国や道など関係機関が連携し取組を強化する必要がある。また、複数の災害が同時期に発生した際の対応や厳冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要がある。	・今回行った脆弱性評価に基づいて、評価結果のポイントを記載 ・リスクシナリオ見直しにともない記載場所変更
４－２　「救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保」に関する事項 ・　被災地への救助・救援活動や医療支援については、被災地における保健・医療・福祉機能の充実に向けて、保健師や看護師による健康に配慮した運営体制の構築、官民協働による要配慮者への福祉支援の取組が必要である。 ・　物資供給などの災害時対応については、家庭や企業における物資の備蓄の充実や運用改善、民間事業者との支援物資に係る協定の充実を進め、特に孤立する可能性がある地域では孤立に強い地域作りを進める必要がある。 ・　避難所における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面や生活環境に配慮した避難所の適切な設置･運営等に資する取組を促していく必要がある。	４－２　「救助・救急活動等の迅速な実施」に関する事項 ・　被災地への救助・救援活動や医療支援については、被災地における保健・医療・福祉機能の充実に向けて、避難所における良好な生活環境の確保、保健師や看護師による健康に配慮した運営体制の構築、官民協働による要配慮者への福祉支援の取組が必要である。 ・　物資供給などの災害時対応については、家庭や企業における物資の備蓄の充実や運用改善、民間事業者との支援物資に係る協定の充実を進める必要がある。	今回行った脆弱性評価に基づいて、評価結果のポイントを記載
４－３　「行政機能の確保」に関する事項 ・　大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、災害対応の拠点となる施設の耐震化や非常用電源の確保など、道及び市町村の業務継続体制の一層の強化が必要である。	４－３　「行政機能の確保」に関する事項 ・　大災害時においても必要不可欠な行政機能の継続が可能となるよう、災害対応の拠点となる施設の耐震化や非常用電源の確保など、道及び市町村の業務継続体制の一層の強化が必要である。	今回行った脆弱性評価に基づいて、評価結果のポイントを記載

素　　案	現　　行	備　　考
・　道内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、都道府県の区域を越えた行政間の円滑な相互応援を実施するため、応援・受援体制の整備を図る必要がある。 ・　大災害時においても治安を維持するため警察による警備体制の一層の強化が必要である。	・　道内外における大規模災害時の行政機能の確保に向け、都道府県の区域を越えた行政間の円滑な相互応援を実施するため、応援・受援体制の整備を図る必要がある。	
４－４　「経済活動の機能維持」に関する事項	４－５　「経済活動の機能維持」に関する事項	・今回行った脆弱性評価に基づいて、評価結果のポイントを記載。 ・リスクシナリオ見直しにともない記載場所変更
・　食料の　　安定供給について、本道のみならず国全体の強靭化に貢献するという北海道の役割に照らし、北海道のポテンシャルを最大限に発揮するため、供給力の更なる強化に向け基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。	・　食料やエネルギーの安定供給に関しては、本道のみならず国全体の強靭化に貢献するという北海道の役割に照らし、北海道のポテンシャルを最大限に発揮するため、供給力の更なる強化に向け基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。特に電力については、国や電気事業者等と連携した電力基盤の強化が必要である。	現行 4-4 食料 4-4、エネルギー4-5 に記載を分割
・　近年、全国的に自然災害が頻発していることから、首都圏企業等がリスク分散の観点から事業継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業の本社機能や生産拠点、データセンター等の誘致について、企業のニーズに応じた支援の検討など、その取組を更に強化する必要がある。	・　近年、全国的に自然災害が頻発していることから、首都圏企業等がリスク分散の観点から事業継続体制の再構築を図る動きが活発になっていることも踏まえ、これまで進めてきた企業の本社機能や生産拠点、データセンター等の誘致について、企業のニーズに応じた支援の検討など、その取組を更に強化する必要がある。	現行 4-5→素案 4-4
・　災害時における道内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、事業継続体制が十分に整備されていない道内企業の体制整備を促進する必要がある。	・　災害時における道内の経済活動への影響を最小限に抑えるため、事業継続体制が十分に整備されていない道内企業の体制整備を促進する必要がある。	現行 4-5→素案 4-4
・　災害時における経済活動のサプライチェーンや救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め港湾、空港の一層の機能強化を図る必要がある。	・　災害時における経済活動のサプライチェーンや救援物資の円滑な輸送を確保するため、耐震化などの防災対策を含め港湾、空港の一層の機能強化を図る必要がある。	現行 4-5→素案 4-4
・　二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全や農地・農業水利施設の保全管理　　を推進する必要がある。	・　二次災害の抑制に不可欠な国土保全機能を維持するため、森林の計画的な整備・保全や農地・農業水利施設の保全管理、ため池の防災対策を推進する必要がある。	現行 4-6→素案 4-4
４－５　「情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保」に関する事項	４－４　「ライフラインの確保」に関する事項	・今回行った脆弱性評価に基づいて、評価結果のポイントを記載 ・リスクシナリオ見直しにともない記載場所変更
・　　エネルギーの安定供給について、本道のみならず国全体の強靭化に貢献するという北海道の役割に照らし、北海道のポテンシャルを最大限に発揮するため、再生可能エネルギーの導入拡大や供給力の更なる強化に向け　　国や電気事業者等と連携した電力基盤の強化が必要である。	・　食料やエネルギーの安定供給に関しては、本道のみならず国全体の強靭化に貢献するという北海道の役割に照らし、北海道のポテンシャルを最大限に発揮するため、供給力の更なる強化に向け基盤整備を含めた総合的な取組が必要である。特に電力については、国や電気事業者等と連携した電力基盤の強化が必要である。	食料 4-4、エネルギー4-5 に記載を分割
・　道民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要	・　道民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるよう、施設の防災対策や被災時の応急体制の整備を図る必要	現行 4-4→素案 4-5

素　　案	現　　行	備　　考
がある。 ・　交通ネットワークの整備は、北海道強靭化の根幹を支えるものであり、広域分散型の本道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸となる新幹線や高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。 ・　災害時の避難誘導など的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への伝達体制の強化のほか、「自助」「共助」の取組を最大限発揮するため地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。 ・　本道の成長産業である観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客の安全確保や災害情報の伝達、避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。	*がある。* ・　交通ネットワークの整備は、北海道強靭化の根幹を支えるものであり、広域分散型の本道において災害時の地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動等を円滑に行うための代替性の高い地域間交通ネットワークの強化とともに、分散型の国土形成の基軸となる新幹線や高規格幹線道路など高速交通ネットワークの一層の充実を図る必要がある。 ・　災害時の避難誘導など的確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の収集・共有や住民等への伝達体制の強化のほか、「自助」「共助」の取組を最大限発揮するため地域防災活動や防災教育を推進する必要がある。 ・　本道の成長産業である観光の一層の振興に向け、外国人を含む観光客の安全確保や災害情報の伝達、避難誘導体制の整備など、きめ細かな防災対策を講じる必要がある。	現行 4-4→素案 4-5 現行 4-1→素案 4-5 現行 4-1→素案 4-5
	４－６　「二次災害の抑制」に関する事項	・リスクシナリオ見直しにともない記載場所変更
４－６　「迅速な復旧・復興等」に関する事項 ・　災害の迅速な復旧・復興に向け、事前復興計画の策定のほか、仮設住宅等の確保や災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。 ・　復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。 ・　人口減少、高齢化に直面する集落において、生活機能や交通手段を維持・確保するため、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。	４－７　「迅速な復旧・復興等」に関する事項 ・　災害からの迅速な復旧・復興に向け、仮設住宅等の確保や災害廃棄物の処理体制の整備を図る必要がある。 ・　復旧・復興をはじめ災害対応に不可欠な存在である建設業が、その役割を十分に発揮できるよう、災害時における行政との連携強化を進めるとともに、担い手の育成・確保等に向けた取組を推進する必要がある。 ・　人口減少、高齢化に直面する集落において、生活機能や交通手段を維持・確保するため、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。	・今回行った脆弱性評価に基づいて、評価結果のポイントを記載
５　北海道強靭化に向けた施策の充実・強化 　脆弱性評価の結果を踏まえると、本道における強靭化施策の充実・強化のためには、電力基盤の強化や電源の多重化、ソフトとハードが一体となった治水対策、避難所の生活環境の改善による災害関連死対策、孤立地域対策といった近年の地震災害や大雨災害から得られた教訓への適切な対応や、デジタル技術など新技術の活用による効率化、地域間連携の強化など、近年の社会情勢の変化等を踏まえた対応、また、将来予測されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への備えとしてより一層の耐震化等の地震・津波対策の加速化、更には、こうした強靭化施策の実効性を高めるための取組として、市町村の強靭化計画の充実化や国費予算の安定的な確保に努めていく必要がある。	５　北海道強靭化に向けた施策の充実・強化 　脆弱性評価の結果を踏まえると、本道における強靭化施策の充実・強化のためには、電力基盤の強化や電源の多重化、ソフトとハードが一体となった治水対策といった近年の地震災害や大雨災害から得られた教訓への適切な対応や急増する外国人来道者を念頭に置いた情報発信の多言語化など、近年の社会情勢の変化等を踏まえた対応、更には、こうした強靭化施策の実効性を高めるための取組として、市町村の強靭化計画の策定促進や国費予算の安定的な確保に努めていく必要がある。	脆弱性評価により必要とされた取組を強靭化施策の充実・強化のために必要な対応として記載。
Ⅳ　北海道強靭化のための施策プログラム	Ⅳ　北海道強靭化のための施策プログラム	
１　施策プログラム策定の考え方	１　施策プログラム策定の考え方	
Ⅲに示した脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靭化施策の取組方針を示す「北海道強靭化のための施策プログラム」を策定する。 　施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、道のみならず国、市町村、民間それぞれの取組主体	Ⅲに示した脆弱性評価の結果を踏まえ、北海道における強靭化施策の取組方針を示す「北海道強靭化のための施策プログラム」を策定する。 　施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、道のみならず国、市町村、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と	字句整理

素　　案	現　　行	備　　考
が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を 20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。	連携のもとで取り組むべきハード・ソフト両面からの施策を 21 の「最悪の事態」ごとに取りまとめる。	
２　施策推進の指標となる目標値の設定	２　施策推進の指標となる目標値の設定	
施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、数値目標を設定する。目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した数値によるものとする。原則として、目標年次は計画の最終年である、令和 11 年（2029 年）としている。 なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、市町村や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。 また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。	施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、数値目標を設定する。目標値の設定に当たっては、可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した数値によるものとする。 なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、市町村や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。 また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。	有識者懇談会の意見を反映して目標年次の考え方を追記
３　推進事業	３　推進事業	
施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として示す。 また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。	施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として示す。 また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直し、追加を行う。	
	（５　効果的・効率的な施策展開のための体系付け　に修正。Ｐ４９へ）	
４　施策プログラム一覧	４　施策プログラム一覧	
・　脆弱性評価において設定した 20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載 ・　当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、市町村、民間の４区分）を各施策の末尾に［　］書きで記載 ・　当該施策がターゲットとする自然災害リスクの所在（道内または道外）を各施策の末尾に《　》書きで記載　（＊　道内災害、道外災害のいずれにも対応する施策（道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む）には、《道内・道外》と併記） ・　関連する施策を一括りにした「施策項目」を（　）書きで記載 ・　プログラムを構成する施策には、複数のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのあるリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない	・　脆弱性評価において設定した 21 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を掲載 ・　当該施策の推進に関わる取組主体（国、道、市町村、民間の４区分）を各施策の末尾に［　］書きで記載 ・　当該施策がターゲットとする自然災害リスクの所在（道内または道外）を各施策の末尾に《　》書きで記載　（＊　道内災害、道外災害のいずれにも対応する施策（道内災害へ対応する施策が道外災害にも対応可能となる施策を含む）には、《道内・道外》と併記） ・　関連する施策を一括りにした「施策項目」を（　）書きで記載 ・　プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない	字句整理
１．人命の保護	**１．人命の保護**	

素　　案	現　　行	備　　考
１－１　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う多数の死傷者の発生	**１－１　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生**	
（住宅・建築物等の耐震化） ○　「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	**（住宅・建築物等の耐震化）** ○　「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	掲載順変更
（建築物等の老朽化対策） ○　学校施設や、公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。［国、道、市町村］《道内》 ○　民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンションの建替、空き家の有効活用等の促進を図る。［国、道、市町村、民間］《道内》	**（建築物等の老朽化対策）** ○　公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。［国、道、市町村］《道内》 ○　民間建築物の老朽化対策について、国の支援制度の活用などを通じ、既存建築物の不燃化や老朽マンションの建替、空き家の有効活用等の促進を図る。［国、道、市町村、民間］《道内》	字句整理
（避難場所等の指定・整備・普及啓発） ○　災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。［道、市町村］《道内》 ○　高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。［国、道、市町村］《道内》	**（避難場所等の指定・整備・普及啓発）** ○　災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。［道、市町村］《道内》 ○　高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。［国、道、市町村］《道内》	
（緊急輸送道路等の整備） ○　救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等、優先度が高い路線について、無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	**（緊急輸送道路等の整備）** ○　救急救援活動などに必要な市街地等における緊急輸送道路や避難路等について、無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	有識者懇談会の意見 （優先度を記載）

素　　案	現　　行	備　　考
○　道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資機材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みの構築を促進する。その際、国及び市町村と連携し、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道について、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、除雪体制の優先的な確保を図る。［国、道、市町村］《道内》		減災計画と整合 （P41，149）
（地盤等の情報共有） ○　強震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化を推進する。［道、民間］《道内》 ○　大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成をはじめとする変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。［国、道、市町村］《道内》	**（地盤等の情報共有）** ○　強震動予測や軟弱地盤の把握に必要な地盤情報の調査研究及び関係機関が所有する地盤情報の収集、一般向けの公開を視野に入れたデータベース化を推進する。［道、民間］《道内》 ○　大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成をはじめとする変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。［国、道、市町村］《道内》	
（防火対策・火災予防） ○　消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。［国、道、市町村］《道内》	**（防火対策・火災予防）** ○　消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。［国、道、市町村］《道内》	
《指　標》 住宅の耐震化率　90.6%（2024）　➡　95.0%（2029） 多数の者が利用する建築物の耐震化率　93.7%（2024）　➡　95.0%（2029） 公立社会体育施設の耐震化率　79.0%（2024）　➡　85.0%（2029）	**《指　標》** 住宅の耐震化率　87%（2015）　➡　95%（2020） 多数の者が利用する建築物の耐震化率　93%（2015）　➡　95%（2020） 社会福祉施設の耐震化率　86%（2016）　➡　95%（2020） 公立小中学校の耐震化率　96%（2019）　➡　100%（2022） 公立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率　99%（2019）　➡　100%（2022） 個別施設ごとの長寿命化計画策定率　72.2%（2018）　➡　100%（2020） 福祉避難所の確保状況　99%（2019）　➡　100%（2020）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 私立学校施設耐震診断事業費補助【総務】 私立学校施設耐震化支援事業費補助【総務】 火災予防対策費【総務】 自然公園等施設整備事業【環生】 環境保全施設整備事業【環生】 社会福祉施設整備事業【保福】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 社会資本整備総合交付金【建設】 防災・安全交付金【建設】 住宅市街地総合整備促進事業費補助【建設】 中小企業総合振興資金貸付【経済】 庁舎等維持営繕【総務】 私立学校施設耐震診断事業費補助【総務】	

素　　案	現　　行	備　　考
中小企業総合振興資金貸付【経済】 社会資本整備総合交付金【建設】 住宅市街地総合整備促進事業費補助【建設】 営繕工事監理【建設】 地域居住機能再生推進事業【建設】 ＩＣアクセス道路補助【建設】 無電柱化推進計画事業補助【建設】 土砂災害対策道路事業補助（道路事業）【建設】 踏切道改良計画事業補助【建設】 高等学校施設整備事業【教育】 特別支援学校施設整備事業【教育】	私立幼稚園等耐震化促進事業費補助【総務】 私立学校施設耐震化支援事業費補助【総務】 医療施設耐震整備事業費補助【保福】 社会福祉施設整備事業【保福】 高等学校施設整備事業【教育】 特別支援学校施設整備事業【教育】 営繕工事監理【建設】 地域居住機能再生推進事業【建設】 自然公園等施設整備事業【環生】 環境保全施設整備事業【環生】 火災予防対策【総務】 消防団等育成強化対策費補助【総務】 危険物取扱者・消防設備士指導【総務】 ＩＣアクセス道路補助【建設】 無電柱化推進計画事業補助【建設】	
１－２　火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生	**１－２　火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生**	
（警戒避難体制の整備等）	**（警戒避難体制の整備等）**	
○　常時観測を行っている９火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、国、道、市町村等で構成される火山防災協議会にて避難計画を策定するなど、市町村や関係機関と連携を図り警戒避難体制の整備を進める。［国、道、市町村］《道内》	○　常時観測を行っている９火山において、市町村や関係機関と連携を図り避難計画を策定するなど、警戒避難体制の整備を進める。［国、道、市町村］《道内》	令和６年時点に更新
○　土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を支援するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内》	○　土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成を促進するとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内》	令和６年時点に更新
（砂防設備等の整備、老朽化対策）	**（砂防設備等の整備、老朽化対策）**	
○　常時観測９火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づき、関係機関の連携の下、同計画に基づく砂防対策を計画的に推進する。［国、道］《道内》	○　常時観測９火山に対する「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進するとともに、関係機関の連携の下、同計画に基づく砂防対策を計画的に推進する。［国、道］《道内》	
○　土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。［国、道］《道内》	○　土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。［国、道］《道内》	
○　山地災害危険地区の危険度や荒廃状況等を考慮しながら、治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。既存の治山施設については、道が策定した個別施設計画に基づき、維持管理や更新など必要な対策を実施するとともに、山地災害危険地区等の周辺森林においては、適切な造林・間伐等により根茎の発達を促し、災害に強い	○　道内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。［国、道］《道内》	令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
森林づくりを促進する。［国、道］《道内》 《指　標》 土砂災害警戒区域の指定率　99.6%（2024）　➡　100%（2029） 土砂災害から保全される人家戸数 2.72 万戸（2024）　➡　2.95 万戸（2029） 山地災害防危険地区のうち土石流等のリスクが高い箇所の治山対策実施率 84.0%（2024）　➡　87.0%（2029） 《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 農業農村整備事業【農政】 治山事業【水林】 小規模治山事業【水林】 特別対策事業【水林】 地すべり調査管理【水林】 山地防災情報共有体制整備事業【水林】 森林整備事業【水林】 社会資本整備総合交付金【建設】 特定緊急砂防事業【建設】 砂防激甚災害対策特別緊急事業【建設】 特定緊急地すべり対策事業【建設】 地すべり激甚災害対策特別緊急事業【建設】 直轄砂防事業【建設】 特定土砂災害対策推進事業【建設】 土木施設維持管理【建設】	《指　標》 常時観測火山（９火山）の統一的な避難計画の作成状況 7 火山（2019）　➡　9 火山（2024） 土砂災害警戒区域の指定率　53%（2018）　➡　100%（2021） 土砂災害から保全される人家戸数（道施工） 約 2.5 万戸（2018）　➡　約 2.7 万戸（2022） 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数 4,345 集落（2018）　➡　4,701 集落（2026） 《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 防災・安全交付金【建設】 農業農村整備事業【農政】 治水維持補修【建設】 特別対策事業【建設】 特定緊急砂防事業【建設】 直轄砂防事業【建設】 特定土砂災害対策推進事業【建設】 土木施設維持管理【建設】 治山事業【水林】 小規模治山事業【水林】 特別対策事業【水林】 地すべり調査管理【水林】 山村防災情報共有体制整備事業【水林】 森林整備事業【水林】	
１－３　大規模津波等による多数の死傷者の発生 （津波避難体制の整備） ○　津波浸水の挙動に影響を与えるような状況の変化があった場合には、津波浸水想定及び津波災害警戒区域の見直しを適時に実施する。［道］《道内》 ○　市町村における津波ハザードマップについて、新たな津波浸水想定に対応したハザードマップとなるよう必要な改訂を促進する。［道、市町村］《道内》	１－３　大規模津波等による多数の死傷者の発生 （津波避難体制の整備） ○　国が検討を進めている太平洋沿岸における断層モデルなどの科学的知見をもとに、最大クラスの津波を想定した新たな津波浸水想定の設定を順次行うとともに、津波浸水想定を踏まえた津波災害警戒区域の指定を推進する。［道］《道内》 ○　市町村における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、未策定地域の策定を促進するとともに、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現	令和６年時点に更新 ハザードマップ、避難計画をそれぞれ記載

素　　案	現　　行	備　　考
○　市町村における津波避難計画について、未策定地域の策定を促進するとともに、新たな津波浸水想定に対応した避難計画となるよう必要な改訂を促進する。［道、市町村］《道内》	行のハザードマップや避難計画の改訂を促進する。［道、市町村］《道内》	
○　避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村の津波避難計画等に基づき整備を促進する。［国、道、市町村］《道内》	○　避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、市町村の津波避難計画等に基づき整備を促進する。［国、道、市町村］《道内》	
○　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震特別措置法に基づき、特別強化地域に指定された市町が津波避難対策緊急事業計画に位置づけた津波避難施設等の整備を促進する。［道、市町村］《道内》		有識者懇談会の意見（津波避難施設）
○　北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際に適切な防災体制が取れるよう、平時から情報の概要やとるべき防災対応について周知・広報を行うとともに、情報発表時における住民等への迅速な呼びかけ内容の充実を図る。		有識者懇談会の意見（後発地震注意情報）
（海岸保全施設等の整備）	**（海岸保全施設等の整備）**	
○　海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。［国、道］《道内》	○　海岸保全施設の整備については、関係機関との連携のもとで、海岸堤防などの施設整備を計画的に行うとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。また、高潮浸水シミュレーションを行い、北海道沿岸における高潮浸水想定区域の指定等を推進する。［国、道］《道内》	令和６年時点に更新
○　津波の減衰効果のある海岸防災林について、北海道海岸防災林整備基本方針に基づき、拡幅が可能な箇所については、林帯幅を確保するとともに、新たな工法の実施を検討し計画的に整備を推進する。［道］《道内》	○　津波の減衰効果のある海岸防災林について、モデル地区において検討した効果的な手法を踏まえた整備を推進する。［道］《道内》	令和６年時点に更新
《指　標》 津波災害警戒区域を指定した市町村の割合　100%（2024）　➡　100%（2029） 道が公表した津波浸水想定に対応した津波ハザードマップを作成した市町村の割合　91.5%（2024）　➡　100%（2029） 避難指示等に係る具体的な発令基準の策定状況（合算値）　94.4%（2024）　➡　100%（2029） 道が公表した津波浸水想定に対応した津波避難計画を作成した市町村の割合　74.4%（2024）　➡　100%（2029） 浸水被害が想定される地域における海岸保全施設の整備率　45.2%（2024）　➡　45.4%（2029）	**《指　標》** 津波ハザードマップを作成した市町村の割合　98.8%（2017）　➡　100%（2024） 津波避難計画を作成した市町村の割合　98.8%（2018）　➡　100%（2024）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 農業農村整備事業【農政】 農山漁村地域整備交付金【水林】 特別対策事業【水林】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 農業農村整備事業【農政】 漁港海岸保全事業【水林】	

素　　案	現　　行	備　　考
漁港海岸保全事業【水林】 社会資本整備総合交付金【建設】 直轄海岸事業【建設】 海岸保全施設整備事業【建設】	特別対策事業【水林・建設】 治水維持補修【建設】 防災・安全交付金【建設】 直轄海岸事業【建設】 海岸保全施設整備事業【建設】 土木施設維持管理【建設】 治山事業【水林】	
１－４　突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 **（洪水・内水ハザードマップの作成）** ○　洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するほか、市町村の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内》 ○　国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成への支援及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。［道、市町村］《道内》 **（河川改修等の治水対策）** ○　河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　中小河川等における水防災意識社会の再構築に向け、国、道、市町村、気象台などの関係機関で構成する各地域の「大規模氾濫減災協議会」において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。［国、道、市町村］《道内》 ○　樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。［国、道、市町村］《道内》 ○　下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図るなど、既設ダムを有効活用するダム再生の取組を推進する。［国、道］《道内》 ○　被災による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行うための管理用小水力発電設備について、導入効果の得られる既存ダムへの導入を促進する。［国、	**１－４　突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水** **（洪水・内水ハザードマップの作成）** ○　洪水ハザードマップ等作成の基礎資料となる想定最大規模降雨に基づく洪水浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、市町村に提供するほか、市町村の洪水ハザードマップや水害対応タイムラインの作成、これらを活用した防災訓練等の実施を促すとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。［国、道、市町村］《道内》 ○　国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、市町村の内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。［道、市町村］《道内》 **（河川改修等の治水対策）** ○　河道の掘削、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。［国、道、市町村］《道内》 ○　流域の特性や課題に応じ、洪水調整機能の向上を図るなど、既設ダムを有効活用するダム再生の取組を推進する。［国、道］《道内》 ○　被災による長期停電時においても電力を確保し、適切なダム管理を行うための管理用小水力発電設備について、導入効果の得られる既存ダムへの導入を促進する。［国、道］《道内》 ○　下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　中小河川等における水防災意識社会の再構築に向け、国、道、市町村、気象台などの関係機関で構成する各地域の「大規模氾濫減災協議会」において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。［国、道、市町村］	令和６年度に更新 掲載順変更

素　　案	現　　行	備　　考
道］《道内》 **（ため池の防災対策）** ○　大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。［国、道、市町村］《道内》 **（地下施設の防災対策）** ○　浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の作成など、地下施設の防災対策を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 **《指　標》** 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成した市町村の割合 95.1%（2024）　➡　100%（2029） 想定最大規模降雨対応ハザードマップを作成した市町村の割合 97.9%（2024）　➡　100%（2029） 一定の浸水被害を防止できる河川の整備延長 3,145km（2024）　➡　3,226km（2029） 防災重点農業用ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合 75.0%（2024）　➡　100%（2029） 避難確保・浸水防止計画を作成した地下街等の割合 98.2%（2024）　➡　100%（2029） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 農業農村整備事業【農政】 社会資本整備総合交付金【建設】 治水維持補修【建設】 土木施設維持管理【建設】 都市小河川改修事業【建設】 ダム建設事業【建設】 堰堤改良費補助【建設】 直轄河川事業【建設】 特定洪水対策等推進事業【建設】	《道内》 **（ため池の防災対策）** ○　大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検･診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池についてハザードマップの作成を促進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。［国、道、市町村］《道内》 **（地下施設の防災対策）** ○　浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の作成など、地下施設の防災対策を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 **《指　標》** 洪水予報河川及び水位周知河川における水害対応タイムラインの作成割合 52.2%（2018）　➡　100%（2020） 最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成した市町村の割合 48.9%（2018）　➡　100%（2024） 人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率 （全国の国管理河川）　72.2%（2017）　➡　76%（2020） 管理用小水力発電を導入した道管理ダム　6基（2019）　➡　7基（2025） 防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合 0%（2019）　・　100%（2024） 防災重点ため池のハザードマップの策定割合　51%（2018）　・　100%（2024） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 都市小河川改修事業【建設】 特別対策事業【建設】 ダム建設事業【建設】 堰堤改良費補助【建設】 直轄河川事業【建設】 防災・安全交付金【建設】 特定洪水対策等推進事業【建設】 治水維持補修【建設】 土木施設維持管理【建設】	現計画 6-1→素案 1-4 令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
１－５　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生 **（暴風雪時における道路管理体制の強化）** ○　暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に継続するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、一層の効果的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》 **（除雪体制の確保）** ○　各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、降雪シーズン前に各地域で開催される連絡調整会議等を活用し、異常気象時の連絡体制や雪堆積場の確保状況、立ち往生車両の対応など、道路管理者間や関係機関との情報共有及び連携強化を図る。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。［国、道、市町村］《道内》 ○　将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。［国、道、市町村、民間］《道内》 **《指　標》** 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率（道道） 51.8%（2024）　➡　81.2%（2029） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 社会資本整備総合交付金【建設】 道路除雪【建設】 補助道路除雪事業【建設】	**１－５　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生** **（暴風雪時における道路管理体制の強化）** ○　暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》 **（除雪体制の確保）** ○　各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。［国、道、市町村］《道内》 ○　将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。［国、道、市町村、民間］《道内》 **《指　標》** 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率（道道） 78%（2018）　・　90%（2022） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 防災・安全交付金【建設】 道路除雪【建設】 社会資本整備総合交付金【建設】 補助道路除雪事業【建設】 特別対策事業【建設】	令和６年度時点に更新 有識者懇談会意見 （立ち往生対策）
２．救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	**２．救助・救急活動等の迅速な実施**	
２－１　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 **（防災訓練等による救助・救急体制の強化）**	**２－２　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞** **（防災訓練等による救助・救急体制の強化）**	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 2-2→素案 2-1

素　　案	現　　行	備　　考
○　道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》 ○　航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練のほか、北海道ヘリコプター等運用調整会議などを通じて航空機を保有する関係機関の相互連携を強化し、運航ルールを周知・徹底するなど安全かつ的確な航空機の運航を確保する。［国、道、民間］《道内・道外》 ○　緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	○　道内の関係機関で構成する北海道防災会議による防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、現地合同調整所の設置など救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》 ○　航空機による迅速な救助・救急活動を行うため、災害時を想定した図上訓練や実働訓練のほか、北海道ヘリコプター等運用調整会議などを通じて航空機を保有する関係機関の相互連携を強化し、運航ルールを周知・徹底するなど安全かつ的確な航空機の運航を確保する。［国、道、民間］《道内・道外》 ○　緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	
（自衛隊体制の維持・拡充） ○　道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道内市町村とともに連携して取組む。［国、道、市町村］《道内・道外》	**（自衛隊体制の維持・拡充）** ○　道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される本道の自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市町村など関係機関が連携した取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	字句整理
（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備） ○　防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムや様々な先端技術の導入などの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。［国、道、市町村］《道内》	**（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）** ○　防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、災害関連情報を迅速、的確に収集し、関係機関と情報を共有する警察ヘリコプター映像伝送システムなどの情報基盤の整備を推進するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。［国、道、市町村］《道内》	有識者懇談会意見 （先端技術の導入）
（消防団活動の促進） ○　市町村における地域防災の中核的な存在として災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。［国、道、市町村］《道内》	○　*市町村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。［国、道、市町村］《道内》*	現行 3-1→素案 2-1 有識者懇談会意見 （「消防団活動の促進」を施策項目として抜き出し）
《指　標》 北海道防災総合訓練の実施件数　年１回（2024）　➡　年１回（2029） 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練協議会総会への参加　年１回（2024）　➡　年１回（2029） 北海道警察災害警備訓練の実施件数　年１回（2024）　➡　年１回（2029） 緊急消防援助隊登録数　401 部隊（2024）➡　401 部隊（2029）	**《指　標》** 北海道防災総合訓練の実施件数　年１回（2019）　・　毎年実施 北海道警察災害警備訓練の実施件数　年１回（2019）　・　毎年実施 緊急消防援助隊登録数　385 部隊（2019）・　401 部隊（2023）	

素　　案	現　　行	備　　考
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 消防力強化対策【総務】 消防防災ヘリコプター運航管理【総務】 ドクターヘリ整備事業【保福】 防災危機管理対策［道］【警察】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 消防防災ヘリコプター運航管理【総務】 防災危機管理対策【警察】 総合防災体制整備【総務】 ドクターヘリ整備事業【保福】 消防力強化対策【総務】	
２－２　被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生 **（保健所機能の充実）** ○　災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、医師や保健師等の保健所職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る。［道］《道内》 ○　災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制の整備、災害時の避難場所における汚水対策などの防疫対策を推進するとともに、平時から、市町村において、円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国等と連絡調整を行う。［国、道、市町村］《道内》 ○　平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制や空港・港湾における検疫体制の充実を図る。［国、道、市町村］《道内》 **（被災時の保健医療支援体制の強化）** ○　道内全ての災害拠点病院に設置されているＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。［国、道、民間］《道内・道外》 ○　災害発生時に、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」の災害対応力の向上を図るため、構成員相互による平時の連携等を推進する。また、支援活動の拠点となる現地保健所の体制や、他都道府県等からの受援体制などの更なる強化を図る。［道、民間］《道内》 ○　大規模災害時において、傷病者が迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、拠点となる空港にＳＣＵ（空港搬送拠点臨時医療施設）を設置するなど、被災地外への搬送体制の整備を図る。［国、道、民間］《道内・道外》 ○　災害拠点病院における備蓄燃料や水の確保、浸水対策など指定要件への対応や施設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時	**２－３　被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺** **（保健所機能の充実）** ○　災害時における保健活動のマネジメントを適切に行うため、医師や保健師等の保健所職員を対象とした研修を実施するなど、職員への教育、訓練を実施し、健康管理に関する能力の向上を図る。［道］《道内》 ○　災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制や空港・港湾における検疫体制の充実を図る。［国、道、市町村］《道内》 **（被災時の保健医療支援体制の強化）** ○　道内全ての災害拠点病院に設置されているＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。［国、道、民間］《道内・道外》 ○　災害発生時に、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」の災害対応力の向上を図るため、構成員相互による平時の連携等を推進する。また、支援活動の拠点となる現地保健所の体制の更なる強化を図る。［道、民間］《道内》 ○　災害拠点病院における備蓄燃料や水の確保など改正後の指定要件への対応や施設の耐震化を促進するとともに、広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。［国、道、民間］《道内》 ○　大規模災害時において、傷病者が迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 3-1→素案 2-1 予防接種について記載 有識者懇談会の意見 （受援体制の整備） 有識者懇談会の意見 （病院の浸水対策）

素　　案	現　　行	備　　考
に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。［国、道、民間］《道内》	拠点となる空港にＳＣＵ（空港搬送拠点臨時医療施設）を設置するなど、被災地外への搬送体制の整備を図る。［国、道、民間］《道内・道外》	
（災害時における福祉的支援） ○　社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣するＤＰＡＴ（北海道災害派遣ケアチーム）について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る人的支援を強化する。［道、民間］《道内》 ○　災害時において社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、「ＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）による災害時要配慮者に対する福祉支援を行う。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。［道、民間］《道内》 ○　施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。［道、民間］《道内》	**（災害時における福祉的支援）** ○　社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材を派遣する「北海道災害派遣ケアチーム」について、協定締結法人数の拡大など福祉的対応に係る人的支援を強化する。［道、民間］《道内》 ○　災害時における福祉支援体制を整備するため、社会福祉協議会等の関係団体の参画を得て、災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成する。また、平時から必要な支援体制を確保できるよう、官民協働による災害福祉支援ネットワークを構築するとともに、災害時の支援を円滑に行うため、関係者の研修・訓練を実施する。［道、民間］《道内》 ○　施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。［道、民間］《道内》	有識者懇談会の意見（DPAD を記載） 有識者懇談会の意見（DWAT を記載）
《指　標》 災害拠点病院におけるＤＭＡＴ保有率　100%（2024）　➡　100%を維持 通常時の６割程度の発電容量と３日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合　100%（2024）　➡　100%を維持 災害拠点病院における浸水等対策率 73.0%（2024）　➡　100%（2029） 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 97.0%（2024）　➡　100%（2029） 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 89.0%（2024）　➡　95%以上（毎年）	**《指　標》** 災害拠点病院におけるＤＭＡＴ保有率　100%（2019）　➡　100%を維持 ＤＭＡＴ実働訓練の実施回数　年１回（2019）　➡　年１回以上 通常時の６割程度の発電容量と３日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合　100%（2019）　➡　100%を維持 災害拠点病院における応急用医療資機材の整備率 100%（2019）　➡　100%を維持 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率 97%（2019）　➡　100%（2020） 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 95.3%（2018）　➡　95%以上（毎年）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 医療施設耐震整備事業費補助【保福】 感染症予防費負担金【保福】 災害拠点病院整備事業費補助【保福】 災害派遣精神医療チーム体制整備事業【保福】 緊急用医薬品供給体制整備事業【保福】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 感染症予防費負担金【保福】 災害福祉広域支援ネットワーク構築事業【保福】 災害拠点病院整備事業費補助【保福】 災害派遣精神医療チーム体制整備事業【保福】 緊急用医薬品供給体制整備事業【保福】	

素　　案	現　　行	備　　考
災害福祉広域支援ネットワーク構築事業【保福】 警察庁舎防災機器対策【警察】 警察庁舎建築費【警察】		
２－３　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 **（物資供給等に係る連携体制の整備）** ○　物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業･団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。［道、市町村、民間］《道内・道外》 ○　沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流連携協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供に当たって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路などのうち、優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓発を行う。［国、道、民間］《道内》 ○　大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、太平洋沿岸等における地震･津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。［道、市町村、民間］《道内・道外》 **（非常用物資の備蓄促進）** ○　大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を初動から迅速に図るため、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿振興局地域内での備蓄・調達体制の強化やドローン等の新技術の活用を検討するとともに、平時より国が運用する「物資調達･輸送調整等支援システム」を活用した訓練を道と市町村が連携して実施するなど、	**２－１　被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止** **（物資供給等に係る連携体制の整備）** ○　物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業･団体等との間で締結している応援協定について、こうした協定に基づく防災訓練に住民の参加も加えるなど平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。［道、市町村、民間］《道内・道外》 ○沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の自主的な地域間交流を深めるための取組を促進する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供に当たって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないよう北海道地域防災計画で規定する緊急輸送道路ネットワーク計画で定める道路などのうち、優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓発を行う。［国、道、民間］《道内》 ○　大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、太平洋沿岸等における地震・津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。［道、市町村、民間］《道内・道外》 **（非常用物資の備蓄促進）** ○　大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、１４の振興局ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。［道、市町村］《道内》	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 2-1→素案 2-3 字句整理 令和６年度時点に更新 （備蓄整備方針廃止等） 有識者懇談会の意見 （ドローンの活用、初動

素　　案	現　　行	備　　考
振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。[道、市町村]《道内》 ○　家庭や企業等における災害時の備えとして、最低３日間、可能であれば１週間分の食料や飲料水、生活必需品などの非常備蓄品や避難所等での生活に必要な、懐中電灯や携帯ラジオ、お薬手帳と定期的に服用している医薬品、応急医薬品、防寒着などの非常時持出品を平時より備蓄しておくことのほか、非常用電源の確保が重要であり、ＳＮＳ等を活用するなど、道及び市町村による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。[道、市町村、民間]《道内》	○　家庭や企業等における備蓄について、最低３日間、可能であれば１週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、ＳＮＳ等を活用するなど、道及び市町村による啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。[道、市町村、民間]《道内》	からの地域連携） 有識者懇談会の意見 （家庭･民間の備蓄促進、持病薬の備蓄、避難所への備蓄品持ち込み）
○　町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[市町村]《道内》	○　町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。[市町村]《道内》	
○　地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、市町村]《道内》	○　地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市町村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。[道、市町村]《道内》	掲載順変更
○　孤立する可能性のある地域について、積雪寒冷期による積雪等により、物資運搬等に時間を要することも考慮し、孤立地域となった場合に他地域からの応援がなくても対応できる量である１週間程度の物資を備蓄するなど、孤立に強い地域づくりをするため、備蓄体制の構築を促進する。[道、市町村、民間]《道内》		減災計画と整合 （P40，142） 有識者懇談会の意見 （備蓄量の妥当性） ※孤立可能性地域の対策であることを表現するため「孤立地域となった場合に」を追記
○　高付加価値コンテナによる備蓄について、他自治体等による活用事例や検証結果等を踏まえ、地域の備蓄体制や防災機能の強化のため、市町村への備蓄を促進する。[道、市町村、民間]《道内》		有識者懇談会の意見 （高付加価値コンテナ）
《指　標》	**《指　標》** 備蓄整備方針を策定した振興局数　　９振興局（2019）　・　14 振興局（2024）	指標検討中
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 地域づくり総合交付金【総政】 国直轄空港整備事業費負担金【総政】 防災・安全交付金【総政】 空港公共事業【総政】 空港単独事業【総政】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 地域づくり総合交付金【総政】 総合防災体制整備【総務】 北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助【保福】	
２－４　避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生	**１－６　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大**	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更

素　　案	現　　行	備　　考
		現行 1-6→素案 2-4
（避難所等の指定・整備・普及啓発） ○　災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、実践的な訓練を行うなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。［道、市町村］《道内》 ○　高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する［国、道、市町村］《道内》 ○　被災市町村内で生活環境の整った避難所が十分に確保出来ない場合に実施する広域避難について、国の検証や制度改正の動きを踏まえつつ、広域避難を実施する際の手順や留意点等を検討する。［国、道、市町村］《道内》	**（避難場所等の指定・整備・普及啓発）** ○　災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。［道、市町村］《道内》 ○　高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。［国、道、市町村］《道内》	有識者懇談会の意見 （避難所展開訓練等、実践的な訓練） 有識者懇談会の意見 （広域避難）
（避難者等の生活環境の改善、健康への配慮） ○　炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、国の手引きを踏まえて、車中など避難所以外への避難者の生活環境についても促進する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進する。［道、市町村、民間］《道内》	**（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）** ○　炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、車中など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。［道、市町村、民間］《道内》	有識者懇談会の意見 （避難施設の生活環境の改善） 有識者懇談会の意見 （トイレ・清掃対策） 減災計画と整合 （P46, 170）
（積雪寒冷を想定した避難所等の対策） ○　市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本道の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。［道、市町村、民間］《道内》 ○　厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。［道、市町村］《道内》	**（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）** ○　市町村が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本道の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。［道、市町村、民間］《道内》 ○　厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。［道、市町村］《道内》	
（避難住民の「こころのケア」体制の充実）		

素　　案	現　　行	備　　考
○　災害時における精神保健活動の支援等を行うＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣体制の充実に向け、関係機関との調整やＤＰＡＴ構成員の資質向上のための研修等を実施する。［道、市町村、民間］《道内》 《指　標》 市町村における非常用電源及びストーブの備蓄状況 ○○市町村（2024）　➡　179 市町村（2029） 《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 地域づくり総合交付金【総政】	《指　標》 市町村における非常用電源及びストーブの備蓄状況 150 市町村（2015）　・　179 市町村（2024） 《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 ・　地域づくり総合交付金【総政】	有識者懇談会の意見 （DPAT） 減災計画と整合 （P45, 169） 指標検討中
３．行政機能の確保	３．行政機能の確保	
３－１　道内外における行政機能の大幅な低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱 （災害対策本部機能等の強化） ○　道の災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。また、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練のほか、広域的な災害や大規模停電に関する情報などの共有について本庁と振興局との連携を強化する。［道］《道内》 ○　市町村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、市町村の庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね７２時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。［国、道、市町村］《道内》 （行政の業務継続体制の整備） ○　国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継	３－１　道内外における行政機能の大幅な低下 （災害対策本部機能等の強化） ○　道の災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実働訓練などを通じ、職員の参集範囲や指揮室各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じ見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。また、リエゾンとなる派遣者に対する研修や訓練のほか、広域的な災害や大規模停電に関する情報などの共有について本庁と振興局との連携を強化する。［道］《道内》 ○　市町村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な国、道、市町村の庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、概ね７２時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。［国、道、市町村］《道内》 （行政の業務継続体制の整備） ○　国の地方支分部局及びその出先機関並びに道の本庁、振興局及び所管機関の業務継	有識者懇談会の意見

素　　案	現　　行	備　　考
続計画については、大規模災害を想定した防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。［国、道、市町村］《道内》 ○　業務継続に必要な６要素を盛り込んだ市町村の業務継続計画の整備を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。［道、市町村］《道内》 ○　災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、道においては、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」に沿った取組を計画的に進めるとともに、市町村においても、ＩＣＴ－ＢＣＰの策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。［道、市町村］《道内》 **（広域応援・受援体制の整備）** ○　大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る［道］《道内・道外》 ○　他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な資機材の準備を行う。［道、市町村］《道内・道外》 ○　職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。また、広域的な調整やノウハウの提供など市町村の取組を支援する。［道］《道内・道外》 **（政府機能等のバックアップ）** ○　大災害時における政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。［道、市町村］《道外》 ○　政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、必要な取組を促進する。［道、市町村］《道内・道外》 （警察による警備体制の強化） ○　北海道警察災害警備計画や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、津波が発生した際の基本的な警察活動や部隊活動のあり方を定めた初動対応ガイドラインに基づいて行動する。また、災害時に全国より即応部隊である広域緊急援助隊が来道し、救助活動や治安の維持等に取り組む。［道］《道内・道外》	続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。［国、道、市町村］《道内》 ○　業務全体を対象にした市町村の業務継続計画の整備を促進し、災害時における市町村業務の継続体制を確保する。［道、市町村］《道内》 ○　災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、道においては、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」に沿った取組を計画的に進めるとともに、市町村においても、ＩＣＴ－ＢＣＰの策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。［道、市町村］《道内》 **（広域応援・受援体制の整備）** ○　大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、道外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る［道］《道内・道外》 ○　他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。［道、市町村］《道内・道外》 ○　職員の派遣に当たり、過去に派遣されたことのある職員のリストを活用するなど地域や災害の特性等を考慮し職員を選定するとともに、防災担当以外の職員に対する研修の実施など災害対応能力の向上を図る。また、広域的な調整やノウハウの提供など市町村の取組を支援する。［道］《道内・道外》 **（政府機能等のバックアップ）** ○　大災害時における政府機能のバックアップについて、国の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。［道、市町村］《道外》 ○　政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担う民間データセンターの立地促進や情報基盤の整備など、必要な取組を促進する。［道、市町村］《道内・道外》	（業務継続計画に基づく訓練） 有識者懇談会の意見 （６要素を盛り込んだBCP） 字句整理 有識者懇談会の意見 （被災後の治安維持）

素　　案	現　　行	備　　考
《指　標》 市町村庁舎の耐震化率　73.2%（2024）　➡　全国平均値（2029） ＊2024 の全国平均値 90.6% 業務継続体制（主要６項目を含む）が整備されている市町村の割合 38.5%（2024）　➡　100%（2029） ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）が策定されている市町村の割合 33.5%（2024）　➡　全国平均値（2029） ＊2024 の全国平均値 56.2% 受援計画が策定されている市町村の割合 76.5%（2024）　➡　100%（2029） 国土強靭化地域計画を改定した市町村の割合 34.6%（2024）　➡　100%（2029）	**《指　標》** 市町村庁舎の耐震化率　62.6%（2017）　➡　全国平均値（2024） ＊2018 の全国平均値 81.2% 業務継続体制が整備されている市町村の割合 13.4%（2019）　➡　全国平均値（2024） ＊2018 の全国平均値 18.3% ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）が策定されている市町村の割合 19.0%（2018）　➡　全国平均値（2024） ＊2017 の全国平均値 27.5% 国土強靭化地域計画が策定されている市町村の割合 7.2%（2018）　➡　100%（2020）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 庁舎等営繕【総務】 総合防災体制整備【総務】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 火災予防対策【総務】 消防団等育成強化対策費補助【総務】 危険物取扱者・消防設備士指導【総務】 警察庁舎防災機器対策【警察】 庁舎等営繕【総務】 警察庁舎建築費【警察】 企業立地促進費補助【経済】 データセンター集積推進事業【経済】	
４．経済活動の機能維持	**５．経済活動の機能維持**	
４－１　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出 **（リスク分散を重視した企業立地等の促進）** ○　経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。［国、道、市町村、民間］《道外》 ○　豊富な再生可能エネルギーや首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靭かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。［国、道、市町村、民間］《道外》	**５－１　長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞** **（リスク分散を重視した企業立地等の促進）** ○　経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。［国、道、市町村、民間］《道外》 ○　冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靭かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。［国、道、市町村、民間］《道外》	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 5-1→素案 4-1 令和６年度時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
○　道内で災害が発生することで生ずる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を道外に向けて発信する。［道］《道内》 **（企業の事業継続体制の強化）** ○　大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版ＢＣＰ策定の手引き」の策定、配付、ＢＣＰセミナーの開催のほか、産業支援機関等との連携による支援などにより、道内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。また、商工会・商工会議所が市町村と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。［国、道、民間］《道内》 **（被災企業等への金融支援）** ○　災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。［道］《道内・道外》 **（石油コンビナート等の防災対策）** ○　石油コンビナートの防災対策について、防災関係機関との連携強化を図りながら、「北海道石油コンビナート等防災計画」を踏まえた火災予防や災害時の応急対策、住民の避難対策などの取組を推進する。［道、民間］《道内》 **《指　標》** リスク分散による企業立地件数 28 件（2024）　➡　125 件（2025～29 の累計） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 中小企業総合振興資金貸付【経済】 企業立地促進費補助【経済】 データセンター集積推進事業【経済】 地域連携型拠点誘致推進事業【経済】	○　道内で災害が発生することで生ずる企業における立地に対する不安を解消し、立地意欲への影響を回避するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を道外に向けて発信する。［道］《道内》 **（企業の事業継続体制の強化）** ○　大災害時における経済活動の継続を確保するため、中小企業に対する専門家の派遣や「北海道版ＢＣＰ策定の手引き」の策定、配付、ＢＣＰセミナーの開催のほか、産業支援機関等との連携による支援などにより、道内の中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。また、商工会・商工会議所が市町村と共同で策定する「事業継続力強化支援計画」の策定を促進する。［国、道、民間］《道内》 **（被災企業等への金融支援）** ○　災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。［道］《道内・道外》 ○　石油コンビナートの防災対策について、防災関係機関との連携強化を図りながら、「北海道石油コンビナート等防災計画」を踏まえた火災予防や災害時の応急対策、住民の避難対策などの取組を推進する。［道、民間］《道内》 **《指　標》** リスク分散による企業立地件数 122 件（2014～18 の累計）　・　125 件（2020～24 の累計） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 企業立地促進費補助【経済】 サテライトオフィス誘致事業【経済】 企業立地促進費補助金【経済】 データセンター集積推進事業【経済】 中小企業総合振興資金貸付【経済】	現行 4-1 石油供給 5-2、石油コンビナート 4-1 に分割
４－２　道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響 **（港湾及び空港の機能強化）** ○　災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流	**５－２　道内外における物流機能等の大幅な低下** **（港湾の機能強化）** ○　災害時における被災地への物資や人員の輸送に加え、経済活動の継続に必要な物流	空港追加

素　　案	現　　行	備　　考
拠点としての役割を担う港湾及び空港の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾及び空港施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、ターミナル機能の強化に資する港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	
○　国際拠点港湾及び重要港湾における事業継続計画について、防災訓練等を通じ、必要な見直しを図るとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	○　国際拠点港湾及び重要港湾における事業継続計画について、防災訓練等を通じ、必要な見直しを図るとともに、災害時における港湾間の相互応援体制の強化に向けた取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	
○Ａ２-ＢＣＰを実効性のあるものとするため、防災訓練等を実施し、必要に応じ改定を行うとともに、他機関との連携強化の取組を推進する。［国、道、市町村］《道内》		部局意見 （空港の BCP） 令和６年度時点に更新
○　北極海航路の利活用に向けて、最新動向等に関する情報を産学官で共有する。［国、道、民間］《道内・道外》	○　北極海航路の利活用に向けて、道内港湾の拠点化に向けた検討や航行船舶の誘致など、貨物輸送体制の構築を進めるほか、地理的に優位性のある北海道の港湾の新たな活用方策やそのための機能整備のあり方等について検討を進める。［国、道、民間］《道内・道外》	
（陸路における流通拠点の機能強化）	**（陸路における流通拠点の機能強化）**	
○　広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であることから、その機能強化や耐災害性を高める取組を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》	字句修正
《指　標》 北海道太平洋側港湾ＢＣＰおよび道央圏港湾ＢＣＰ（計９港湾）における、防災訓練を実施した港湾数９港湾（2024）　➡　９港湾（2029）	**《指　標》** 北海道太平洋側港湾ＢＣＰおよび道央圏港湾ＢＣＰ（計９港湾）における、防災訓練を実施した港湾数　２港湾（2019）　➡　９港湾（2024）	検討中
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 国直轄空港整備事業費負担金【総政】 防災・安全交付金【総政】 空港公共事業【総政】 空港単独事業【総政】 石狩湾新港・苫小牧港管理組合負担金【総政】 社会資本整備総合交付金【総政】 防災・安全交付金【総政】 港湾整備事業【総政】 国際物流拡大推進事業【総政】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 石狩湾新港・苫小牧港管理組合負担金【総政】 国際物流拡大推進事業【総政】 社会資本整備総合交付金【総政】 防災・安全交付金【総政】 港湾整備事業【総政】	
４－３　食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響	**４－２　食料の安定供給の停滞**	リスクシナリオ見直しに

素　　案	現　　行	備　　考
		ともない掲載場所変更 現行 4-2→素案 4-3
（食料生産基盤の整備） ○　平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》 ○　本道の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴの活用など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	**（食料生産基盤の整備）** ○　平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本道の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》 ○　本道の農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴの活用など持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。［国、道、市町村］《道内・道外》	
（道産食料品の販路拡大） ○　大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であることから、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農水産物や加工食品の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	**（道産食料品の販路拡大）** ○　大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	字句整理
	（道産農産物の産地備蓄の推進） ○　雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	振興局備蓄計画廃止に伴い削除
（生鮮食料品の流通体制の確保） ○　災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内卸売市場の関係者や卸売業者の連携を促進する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	**（生鮮食料品の流通体制の確保）** ○　道内外の災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」への関係事業者の参画促進を図るなど、卸売市場及び業者間の相互応援体制を強化する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	令和６年度時点に更新
《指　標》 食料自給率（カロリーベース）　223.0%（2024）　➡　263.0%（2030） 農業算出額（暦年）　12,919 億円（2024）　➡　13,600 億円（2029） 北海道が造成した基幹的な農業水利施設における個別施設計画の策定割合 22.0%（2024）　➡　100%（2029） 耐震・耐津波化が図られ、ＢＣＰが策定されている漁港の割合 31.6%（2024）　➡　60.0%（2029）	**《指　標》** 食料自給率（カロリーベース）　206%（2017）　・　258%（2025） 農業算出額　11,264 億円（2017*）　・　現状値以上（2025） ＊2011～2017 のうち最高と最低を除いた５か年の平均 北海道が造成した基幹的な農業水利施設における個別施設ごとの長寿命化計画の策定割合　50%（2018）　・　100%（2020） 水産物の流通拠点となる漁港のうち、耐震・耐津波化が図られ、かつ、ＢＣＰが策定されている漁港の割合　0%（2018）　・　80%（2026）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）	

素　　案	現　　行	備　　考
で示した所管部局名 地域絶品・食のマーケティング人材育成事業【経済】 北海道物産観光展示所運営【経済】 食品製造業のマーケティング力強化事業【経済】 成長市場向けマーケティング支援事業【経済】 どさんこプラザ羽田空港店におけるマーケティング支援事業【経済】 農業農村整備事業【農政】 中山間地域等直接支払交付金【農政】 野菜産地育成総合対策事業【農政】 農業人材確保対策推進事業【農政】 経営所得安定対策等推進事業【農政】 農業次世代人材投資事業【農政】 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業【農政】 強い農業づくり事業【農政】 需要に応じたこめ産地づくり推進事業【農政】 水産基盤整備事業【水林】 地方創生港整備推進事業【水林】 漁港漁村活性化対策事業【水林】 水産業振興構造改善事業【水林】 道産水産物魚食普及推進事業【水林】	で示した所管部局名 農業農村整備事業【農政】 中山間地域等直接支払交付金【農政】 水産基盤整備事業【水林】 地方創生港整備推進事業【水林】 漁港漁村活性化対策事業【水林】 野菜産地育成総合対策事業【農政】 農業人材確保対策推進事業【農政】 経営所得安定対策等推進事業【農政】 農業次世代人材投資事業【農政】 原種等生産事業【農政】 水産業振興構造改善事業【水林】 北海道食のキーパーソン育成事業【経済】 北海道物産観光展示所運営【経済】 食品製造業のマーケティング力強化事業【経済】 成長市場向けマーケティング支援事業【経済】 国際大会等を契機とした食と観光の魅力発信事業【経済】 食料産業・６次産業化交付金事業【農政】 強い農業づくり事業【農政】 需要に応じたこめ産地づくり推進事業【農政】 道産水産物魚食普及推進事業【水林】 ＩＣＴ技術等を活用したコンブ生産増大対策事業【水林】	
４－４　農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 **（森林の整備・保全）** ○　大雨や地震等の災害時における土石･土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林施業と、その基盤となる林道等の路網整備を計画的に推進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。［国、道、市町村、民間］《道内》 **（農地・農業水利施設等の保全管理）** ○　農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。［国、道、市町村］《道内》 **《指　標》**	**６－２　農地・森林等の被害による国土の荒廃** **（森林の整備・保全）** ○　大雨や地震等の災害時における土石･土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。［国、道、市町村、民間］《道内》 **（農地・農業水利施設等の保全管理）** ○　農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。［国、道、市町村］《道内》 **《指　標》**	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 6-2→素案 4-4 字句整理

素　　案	現　　行	備　　考
育成複層林の面積　777 千 ha（2024）　➡　849 千 ha（2029） 私有人工林面積における集積・集約化の面積割合 71.5%（2024）　➡　75.0%（2029） 道有林における森林づくりに伴い産出される木材の量 56.0 万㎥（2024）　➡　59.5 万㎥（2029） エゾシカ個体数指数 東部　148（2024）　➡　50（2032） 北部　127（2024）　➡　50（2029） 中部　112（2024）　➡　50（2029）	育成単層林・育成複層林・天然生林別森林面積（うち育成複層林の面積） 753 千 ha（2017）　・　840 千 ha（2036） 森林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量）　801 百万㎥（2017）　・　835 百万㎥（2026） 道有林における育成複層林など多様な森林に誘導する人工林の面積 40.9 千 ha（2018）　・　51.0 千 ha（2026）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 ・ エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業【環生】 ・ エゾシカジビエ利用拡大推進事業【環生】 ・ 多面的機能支払事業【農政】 ・ 治山事業【水林】 ・ 小規模治山事業【水林】 ・ 特別対策事業【水林】 ・ 地すべり調査管理【水林】 ・ 山地防災情報共有体制整備事業【水林】 ・ 森林整備事業【水林】 ・ 森林・山村多面的機能発揮対策推進【水林】 ・ 林道維持管理事業【水林】 ・ 地域森林計画編成事業【水林】 ・ 豊かな森づくり推進事業費補助【水林】 ・ 造林単独事業【水林】 ・ 道有林エゾシカ緊急対策事業【水林】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 多面的機能支払事業【農政】 治山事業【水林】 小規模治山事業【水林】 特別対策事業【水林】 地すべり調査管理【水林】 山村防災情報共有体制整備事業【水林】 森林整備事業【水林】 森林・山村多面的機能発揮対策推進【水林】 林道維持管理事業【水林】 地域森林計画編成事業【水林】 未来につなぐ森づくり推進事業費補助【水林】 造林単独事業【水林】 エゾシカ対策推進【環生】 エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業【環生】 エゾシカわなＩＣＴ捕獲管理体制実証事業【環生】 捕獲従事者育成等事業【環生】 エゾシカジビエ利用拡大推進事業【環生】 道有林エゾシカ緊急対策事業【水林】	
５．情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	**４．ライフラインの確保**	
５－１　通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶 **（関係機関の情報共有化）** ○　災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策	**１－７　情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大** **（関係機関の情報共有化）** ○　災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市町村が設置する災害対策	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 1-7→素案 5-1

素　　案	現　　行	備　　考
本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話や衛星インターネット通信機器の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進するとともに、操作方法の習熟を促進する。［道、市町村］《道内》	本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化を促進する。［道、市町村］《道内》	有識者懇談会の意見 （能登半島地震の知見）
（住民等への情報伝達体制の強化） ○　災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難指示等に係る具体的な発令基準」を踏まえた各市町村における発令基準の改定を促進する。［道、市町村］《道内》	**（住民等への情報伝達体制の強化）** ○　災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の避難勧告等に関するガイドラインの改定を踏まえた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直しを行うとともに、各市町村における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進する。［道、市町村］《道内》	令和６年時点に更新 （避難勧告廃止）
○　住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線ＬＡＮ機能の整備、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　民間テレビ･ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転･整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティＦＭ局との連携を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。［国、道、市町村］《道内》 ○　車両への交通情報の提供設備、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置、可搬式発動発電機と信号機の接続を容易とする電源ボックスについて、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。［国、道］《道内》 ○　デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。［国、道、民間］《道内》 ○　日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の内容や後発地震に対する防災対応等を的確に伝達するため、平時からの周知を継続的に行うとともに、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協力体制を構築する。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線ＬＡＮ機能の整備、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　民間テレビ･ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転･整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティＦＭ局との連携を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。［国、道、市町村］《道内》 ○　車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。［国、道］《道内》 ○　デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。［国、道、民間］《道内》	令和６年時点に更新 有識者懇談会の意見 （後発地震注意情報） 減災計画と整合 （P31, 100）
（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策） ○　外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観	**（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）** ○　外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観	

素　　案	現　　行	備　　考
光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時においては観光客緊急サポートステーションの設置やＳＮＳ等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施や災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時においては観光客緊急サポートステーションの設置やＳＮＳ等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施やホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	令和６年に更新
○　災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識等の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	字句整理
○　要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。［国、道、市町村］《道内》	○　要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。［国、道、市町村］《道内》	
（帰宅困難者対策の推進）	**（帰宅困難者対策の推進）**	
○　災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携し、冬期も考慮した帰宅困難者支援の取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	有識者懇談会の意見（寒冷地対策）
（地域防災活動、防災教育の推進	**（地域防災活動、防災教育の推進）**	
○　「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内》	○　「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成や自主防災組織の組織率の向上、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内》	
○　防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、ＮＰＯなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内》	○　防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、ＮＰＯなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内》	
○　教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。［道、市町村］《道内》	○　教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。［道、市町村］《道内》	
《指　標》 自主防災組織活動カバー率　75.6%（2024）　➡　86.2%（2029） 行政庁舎等の蓄電池交換箇所数　0 箇所（2024）　➡　269 箇所（2029） 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 水害　88.8%（2024）　➡　100%（2029） 土砂災害　88.6%（2024）　➡　100%（2029）	**《指　標》** 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況 水害　90.8%（2018）　➡　100%（2024） 土砂災害　98.3%（2018）　➡　100%（2024） 高潮災害　72.1%（2018）　➡　100%（2024） 津波災害　94.0%（2018）　➡　100%（2024）	

素　　案	現　　行	備　　考
高潮災害　100%（2024）　➡　100%（2029） 津波災害　100%（2024）　➡　100%（2029） 広告媒体の作成　年２件（2024）　➡　年２件（2029）	防災等に資する公衆無線ＬＡＮの整備率　85%（2018）　➡　100%（2024） 自主防災組織活動カバー率　59.7%（2018）　➡　全国平均値以上（2024） ＊2018 の全国平均値 83.2% 防災訓練の実施市町村数　155 市町村（2017）　➡　179 市町村（2024）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 通信管理費【総務】 総合防災体制整備【総務】 災害時外国人多言語支援事業【総政】 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業【経済】 社会資本整備総合交付金【建設】 土木施設維持管理【建設】 学校安全対策事業【教育】 防災教育推進事業【教育】 交通安全施設整備事業【警察】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 防災・安全交付金【建設】 地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業【経済】 総合防災体制整備【総務】 土木施設維持管理【建設】 治水維持補修【建設】 通信管理費【総政】 交通安全施設整備事業【警察】 災害時外国人多言語支援事業【総政】 学校安全対策事業【教育】 防災教育推進事業【教育】	
５－２　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	**４－１　長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止**	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 4-1→素案 5-2
（再生可能エネルギーの導入拡大） ○　本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消＿＿＿

素　　案	現　　行	備　　考
入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。［国、道、民間］《道内》	入・普及に努めるとともに、電源の多様化、分散化を促進する。［国、道、民間］《道内》	
○　余剰電力の蓄電や蓄電池からの電力供給を行うことで、災害時に自立分散型の電源として活用できる「Ｖ２Ｘ」の導入を進める。［道、市町村］《道内》	○　災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》	令和６年時点に更新 （分散型電源）
○　道有施設への新エネ導入や省エネ導入を率先して推進し、道内市町村や企業等への普及拡大を図る。［道、市町村、民間］《道内》		部局意見で追加 （新エネ、再エネ）
（多様なエネルギー資源の活用）	**（多様なエネルギー資源の活用）**	
○　本道におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、水素需要や天然ガス利用の拡大とともに、本道周辺に賦存するメタンハイドレートの資源化等に向けた取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	○　燃料電池自動車（ＦＣＶ）の普及など水素需要の拡大を進めるとともに、天然ガス・地熱の利用、メタンハイドレートの資源化、廃棄物の電力・熱利用など、本道におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	令和６年時点に更新
○　道内では、石炭地下ガス化など本道に豊富に賦存する石炭資源の有効活用に向けた取組が進められており、こうした取組はエネルギーの地産地消につながるものであることから、石炭採掘技術の継承とともにクリーンコール技術等の開発等により、石炭資源の更なる活用を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	○　石炭地下ガス化やクリーンコール技術開発、石炭の採掘技術継承など本道の石炭資源の有効活用に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	字句整理
（石油燃料供給の確保）	**（石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策）**	
○　災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者の団体や石油元売会社の団体との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　石油供給関連事業者と国の機関や道、市町村の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》	令和６年時点に更新
○　停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートＳＳの周知や、石油販売業者の団体等と連携した訓練を実施する。［国、道、民間］《道内》	○　停電時においても円滑に燃料供給が可能となるよう、自家発電設備を整備した北海道地域サポートＳＳの周知を行うとともに、事業者も含めた訓練を実施する。［国、道、民間］《道内》	字句修正
《指　標》 新エネルギー導入量 〔発電分野〕設備容量　417.1 万 kW（2024）　➡　655.4 万 kW 以上（2029） 発電電力量　11,120 百万 kWh（2024）　➡　16,060 百万 kWh 以上（2029） 〔熱利用分野〕　熱量　15,642TJ（2024）　➡　20,380TJ 以上（2029）	**《指　標》** 新エネルギー導入量 〔発電分野〕設備容量　292.7 万 kW（2017）　・　292.7 万 kW 以上（2025） 発電電力量　7,921 百万 kWh（2017）　・　8,115 百万 kWh 以上（2025） 〔熱利用分野〕　熱量　14,932TJ（2017）　・　20,133TJ 以上（2025）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 バイオマス利活用推進事業【経済】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】	

素　　案	現　　行	備　　考
水素サプライチェーン構築促進事業【経済】 新エネルギー等率先導入推進事業【経済】 省エネルギー・新エネルギー導入加速化事業【経済】 リサイクル産業振興対策【経済】 坑内保安確保設備整備【経済】 農山漁村振興交付金事業【農政】 地域バイオマス利活用促進事業【農政】 バイオマス利活用推進事業【農政】 木質バイオマスゼロカーボン推進事業【水林】 林業・木材産業構造改革事業【水林】 岩尾内発電所改修事業【企業】	地域バイオマス利活用促進事業【環生】 バイオマス利活用推進事業【環生】 新エネルギー等率先導入推進事業【経済】 省エネルギー・新エネルギー促進事業【経済】 新エネルギー導入加速化事業【経済】 木質バイオマスゼロカーボン推進事業【水林】 林業・木材産業構造改革事業【水林】 地域主体の新エネ導入支援事業【経済】 清水沢発電所改修事業【企業】 地域資源活用基盤整備支援事業【経済】 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業【経済】 水素社会推進事業【環生】 社会福祉施設整備事業【保福】 リサイクル産業振興対策【経済】 炭鉱保安確保・坑内採炭設備整備【経済】	
５－３　上下水道施設の長期間にわたる機能停止 **（水道施設等の防災対策）** ○　災害時においても給水機能を確保するため、浄水施設、配水池、水道管など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。併せて、工業用水を安定供給するため、工業用水道施設の耐震化や計画的な老朽化対策を促進する。［国、道、市町村］《道内》 ○　積雪寒冷地の特性を踏まえて、災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。［国、道、市町村］《道内》 **（下水道施設等の防災対策）** ○　災害時に備えた下水道のＢＣＰについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。［国、道、市町村］《道内》 ○　単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。［国、道、市町村］《道内》 **《指　標》** 上水道の基幹管路の耐震適合率　45.6%（2024）　➡　61.7%（2029）	**４－３　上下水道等の長期間にわたる機能停止** **（水道施設等の防災対策）** ○　災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。併せて、工業用水道施設の耐震化や計画的な老朽化対策を促進する。［国、道、市町村等］《道内》 ○　災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と締結した覚書に基づき、復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。［国、道、市町村］《道内》 **（下水道施設等の防災対策）** ○　災害時に備えた下水道のＢＣＰについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進めるとともに、下水道施設等の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。［国、道、市町村］《道内》 ○　単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。［国、道、市町村］《道内》 **《指　標》** 上水道の基幹管路の耐震適合率　43%（2017）　・　50%（2022）	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 4-3→素案 5-3 字句整理 有識者懇談会の意見 （寒冷地対策）

素　　案	現　　行	備　　考
管路耐震化率（北海道企業局工業用水）　64.5%（2024）　➡　69.0%（2029） 管路施設情報等の電子化実施率　33.5%（2024）　➡　100%(2029) 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 55.2%（2024）　➡　60.0%（2029） 下水道施設の長寿命化計画策定率　97.4%（2024）　➡　100%（2029） 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率　75.8%（2024）　➡　77.6%（2029）	管路耐震化率（北海道企業局工業用水）　59%（2018）　・　69%（2029） 国の策定マニュアル改定に対応した下水道ＢＣＰの策定率 0%（2019）　・　100%(2020) 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率　43%（2018）　・　45%（2021） 下水道施設の長寿命化計画策定率　89%（2018）　・　100%（2020） 農業集落排水施設の機能診断実施率　86%（2018）　・　100%（2020） 浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率　75%（2017）　・　76%（2022）	
《推進事業》 ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 水道施設管理指導【環生】 防災・安全交付金【環生】 農業農村整備事業【農政】 水産基盤整備事業【水林】 社会資本整備総合交付金【建設】 室蘭地区工業用水道改修事業、苫小牧地区工業用類改修事業【企業】	**《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 水道施設管理指導【環生】 生活基盤施設耐震化等補助金事業【環生】 室蘭地区工業用水道改修事業、苫小牧地区工業用水道改修事業【企業】 農業農村整備事業【農政】 水産基盤整備事業【水林】 防災・安全交付金【環生・建設】 社会福祉施設整備事業【保福】	
５－４　地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 **（北海道新幹線の整備等）** ○　分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》 ○　青函共用走行区間における貨物鉄道輸送の機能性、安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するための取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》 **（道内交通ネットワークの整備）** ○　道内外の災害時において、被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うために不可欠な高規格幹線道路について、函館市、北見市など道内主要都市間のミッシングリンクの早期解消に向けた取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》 ○　災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路や避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》 ○　北海道道路啓開計画では、災害時に人命救助や緊急物資輸送などの重要な役割を果	**４－４　道外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止** **（北海道新幹線の整備等）** ○　分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開業が可能な限り早期に実現するよう、関係機関の連携の下、財源や技術上の課題の解決に向けた取組を推進する。[国、道、市町村、民間]《道内・道外》 ○　青函共用走行区間における貨物鉄道輸送の機能性、安全性を確保しながら、新幹線の高速走行を実現するための取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》 **（道内交通ネットワークの整備）** ○　道内外の災害時において、被災地への物資供給や人的支援を迅速に行うために不可欠な高規格幹線道路について、函館市、北見市など道内主要都市間のミッシングリンクの早期解消に向けた取組を推進する。[国、道、民間]《道内・道外》 ○　災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。[国、道、市町村]《道内・道外》	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 4-4→素案 5-4 令和６年時点に更新 令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
たす道路を緊急啓開ルートとして設定している。災害時に各関係機関が相互に連携し迅速に道路啓開を進めるための計画について、北海道道路啓開計画検討協議会にて引き続き検討する。		
○　災害時の自転車活用に係わる勉強会や意見交換において、移動手段として自転車の活用のメリットを共有していることから、都市部におけるシェアサイクルの活用や、被災状況の把握・共有手法のあり方等について引き続き検討する。［国、道、市町村、民間］《道内》	○　大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。［国、道、市町村、民間］《道内》	現行 4-4→素案 5-4 令和６年時点に更新
（道路施設の防災対策等）	**（道路施設の防災対策等）**	
○　道路防災総点検の結果、落石・岩石崩落など要対策と判断された箇所について、路線の重要性を勘案し対策を進めるとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	○　道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。［国、道、市町村］《道内》	字句整理
○　橋梁の耐震化については、災害時に重要となる緊急避難道路上や避難路上にある橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検･診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・修繕・更新等を実施する。［国、道、市町村］《道内》	○　橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。［国、道、市町村］《道内》	有識者懇談会意見 （優先度の考え方） 字句整理
○　森林施業等の効率的な実装を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく老朽化対策を適切に推進する。［国、道、市町村］《道内》		令和６年時点に更新
（航空ネットワークの機能維持・強化）	**（空港の機能強化）**	
○　北海道と道外とを結ぶ航空ネットワークの拠点である新千歳空港については、防災・減災の観点に立った空港施設の改良整備のほか、輸送力の強化や代替ルートの確保のため、24 時間運用の推進及びＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和など国際拠点空港化に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	○　北海道と道外とを結ぶ航空ネットワークの拠点である新千歳空港については、防災・減災の観点に立った空港施設の改良整備のほか、輸送力の強化や代替ルートの確保のため、24 時間運用の推進及びＣＩＱ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実、一部外国航空会社の乗り入れ制限の緩和など国際拠点空港化に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	
○　新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、ＣＩＱ体制の充実など、ハード・ソフト両面から地方空港の機能強化に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	○　新千歳空港の被災による機能不全といった事態も想定し、道内地方空港がその代替機能を発揮できるよう、空港施設の防災対策をはじめ滑走路など基本施設の改良整備、ＣＩＱ体制の充実など、ハード・ソフト両面から地方空港の機能強化に向けた取組を推進する。［国、道、市町村、民間］《道内・道外》	
○　災害時に空港は緊急物資及び人員等の輸送拠点としての役割が求められるため、耐震化や老朽化対策など、機能の維持・強化のための取組を推進する。		令和６年時点に更新
○　地元市町村をはじめ、道内７空港一括民間委託に係る空港運営事業者等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持・拡充に向けた取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	○　地元市町村をはじめ、道内７空港一括民間委託に係る空港運営事業者等との適切な連携、役割分担のもと新たな航空路線の開設や既存路線の拡充、再開等、国際航空路線の拡大に向けた取組とともに、地方空港における道内、国内路線の維持確保に向けた取組を推進する。［道、市町村、民間］《道内・道外》	令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
（鉄道の機能維持・強化） ○　災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》 **《指　標》** 道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策率（道道） 28.4%（2024）　➡　42.8%（2029） 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率（道道） 65.8%（2024）　➡　68.0%（2029） 橋梁の老朽化対策状況（道道）　68.0%（2024）　➡　94.3%（2029） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 北海道新幹線鉄道整備事業費負担金【総政】 北海道新幹線建設等促進【総政】 航空ネットワーク形成推進【総政】 新千歳空港国際拠点空港化推進【総政】 国直轄空港整備事業費負担金【総政】 空港公共事業【総政】 空港単独事業【総政】 空港管理【総政】 鉄道利用促進事業【総政】 農業農村整備事業【農政】 森林整備事業【水林】 社会資本整備総合交付金【建設】 ＩＣアクセス道路補助【建設】 無電柱化推進計画事業補助【建設】 直轄道路事業【建設】 地域連携推進事業費補助【建設】 特定道路事業交付金【建設】 土砂災害対策道路事業補助（道路事業）【建設】	**（鉄道の機能維持・強化）** ○　災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。［国、道、市町村、民間］《道内》 ○　国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。［国、道、市町村、民間］《道内》 **《指　標》** 道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策率（道道） 15%（2018）　・　80%（2027） 緊急輸送道路上等の橋梁の耐震化率（道道） 0%（2018）　・　50%（2028） 橋梁の予防保全率（道道）　67%（2018）　・　100%（2022） 農道橋・農道トンネルを対象とした機能保全計画の策定割合 74%（2018）　・　100%（2020） 国際航空定期便就航路線数　22 路線（2019）　・　22 路線（2020） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 北海道新幹線鉄道整備事業費負担金【総政】 北海道新幹線建設等促進【総政】 直轄道路事業【建設】 地域連携推進事業費補助【建設】 社会資本整備総合交付金【建設】 防災・安全交付金【総政・建設】 ＩＣアクセス道路補助【建設】 特定道路事業交付金【建設】 大規模修繕・更新補助事業【建設】 特別対策事業【建設】 土砂災害対策道路事業補助【建設】 農業農村整備事業【農政】 森林整備事業【水林】 道路維持補修【建設】 土木施設維持管理【建設】 道路メンテナンス事業補助【建設】 航空ネットワーク形成推進【総政】 新千歳空港国際拠点空港化推進【総政】	

素　　案	現　　行	備　　考
空港港湾等アクセス事業補助（道路事業）【建設】 道路維持補修【建設】 道路メンテナンス事業補助（道路事業）【建設】 踏切道改良計画事業補助【建設】	国直轄空港整備事業費負担金【総政】 空港公共事業【総政】 空港単独事業【総政】 空港管理【総政】 鉄道利用促進事業【総政】 北海道鉄道利用促進環境整備交付金【総政】	
	６．二次災害の抑制	
	６－１　ため池の機能不全等による二次災害の発生	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 6-1→素案 1-4
６．迅速な復旧・復興等	**７．迅速な復旧・復興等**	
６－１　事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ **（市町村における市街地復興体制の強化）** ○　復興事前準備に取り組む市町村について、事前復興まちづくり計画の策定を支援する。［国、市町村］《道内》 **（災害廃棄物の処理体制の整備）** ○　早期の復旧･復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、道内外における相互協力支援体制の構築に努める。［国、道、市町村］《道内・道外》 ○　社会福祉協議会、ＮＰＯ等の関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。［国、道、市町村、民間］《道内》 **（地籍調査の実施）** ○　発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。［国、道、市町村］《道内》 **（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）** ○　仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し被災市町村に対する効果的な支援方法を検討する。［国、道、市町村］《道内》 **《指　標》**	**７－１　災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ** **（災害廃棄物の処理体制の整備）** ○　早期の復旧･復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、道内外における相互協力支援体制の構築に努める。［国、道、市町村］《道内・道外》 **（地籍調査の実施）** ○　発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。［国、道、市町村］《道内》 **（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）** ○　仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し被災市町村に対する効果的な支援方法を検討する。［国、道、市町村］《道内》 **《指　標》**	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 7-1→素案 6-1 有識者懇談会の意見 （市街地復興計画） 令和６年時点に更新 減災計画と整合 （P46, 173）

素　　案	現　　行	備　　考
市町村における災害廃棄物処理計画の策定率　36.9%（2024）　➡　88.6%（2029） 地籍調査進捗率　62.0%（2024）　➡　65.0%（2029） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 市町村地籍調査事業【農政】	市町村における災害廃棄物処理計画の策定率　10%（2018）　・　60%（2025） 地籍調査進捗率　61%（2018）　・　65%（2020） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 ごみ処理広域化・集約化事業費【環生】 市町村地籍調査事業【農政】	
６－２　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下 **（災害対応に不可欠な建設業との連携）** ○　災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時の復旧･復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。［国、道、民間］《道内》 **（行政職員等の活用促進）** ○　災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるためにも、国・道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化するほか、技術職員の確保に向けた取組を進める。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議の枠組みを活用し、応援体制の強化を図る。［国、道、市町村］《道内・道外》 ○　ＮＰＯやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、ＮＰＯやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、３者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。［道、市町村、民間］《道内》 **（地域コミュニティ機能の維持・活性化）** ○　災害時においても復旧･復興が迅速かつ円滑になされるよう、市町村や住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。［国、道、市町村］《道内》	**７－２　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊** **（災害対応に不可欠な建設業との連携）** ○　災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。［道、市町村、民間］《道内》 ○　災害時の復旧･復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。［国、道、民間］《道内》 **（行政職員の活用促進）** ○　災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と一定規模以上の道内市町村による連絡会議の枠組みを活用し、応援体制の強化を図る。［国、道、市町村］《道内・道外》 ○　ＮＰＯやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、ＮＰＯやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、３者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。［道、市町村、民間］《道内》 **（地域コミュニティ機能の維持・活性化）** ○　災害時においても復旧･復興が迅速かつ円滑になされるよう、市町村や住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。［国、道、市町村］《道内》	リスクシナリオ見直しにともない掲載場所変更 現行 7-2→素案 6-2 字句修正 令和６年時点に更新 現行 2-1→素案 6-2

素　　案	現　　行	備　　考
《指　標》 新規高等学校卒業者の道内建設業への就職内定者数 528 人（2024）　➡　712 人（2028） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ101～）で示した所管部局名 北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助【保福】 農村ツーリズム再生事業【農政】 建設業経営体質強化対策事業【建設】	**《指　標》** 道内建設就業者の年齢階層別構成比の 29 歳以下の就業割合 8.3%（2018）　・　10.0%（2024） 集落対策を実施している市町村数（集落対策に取り組む市町村数） 151 市町村（2019）　・　176 市町村（2025） **《推進事業》** ※ 末尾の【　】内は別表２「北海道強靭化のための推進事業一覧」（Ｐ８２～）で示した所管部局名 総合防災体制整備【総務】 建設業経営体質強化対策事業【建設】 地域がうるおう農村ツーリズム発展事業【農政】	
５　効果的・効率的な施策展開のための体系付け	５　効果的・効率的な施策展開のための体系付け	
本計画のめざす姿と３つの目標を実現するためには、道のみならず国、市町村、民間事業者、道民の方々と強靭化施策の展開方向のイメージを共有するとともに、互いに連携・協力しながら、体系的に施策の展開を図っていくことが必要である。 このため、20 のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに掲載した計 68 の施策項目について、各施策がターゲットとする自然災害リスクを明確化することで、効果的・効率的な施策の展開を図ることとし、道内おける自然災害リスクに対し、北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における自然災害リスクに対し、被災リスクの最小化に向け、北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮させる施策分野、地域の特性に応じ、道民一人ひとりの多様性を踏まえた、地域コミュニティの強靭化など、地域における防災力の一層の強化を図る施策分野、そしてこの３つの施策分野を下支えする道内及び全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図る施策分野の４分野を設定する。 なお、各施策項目の推進に当たっては、当該施策項目を構成する個別施策の進捗状況はもとより、個別施策の実施による影響の大きさや平時における効用の発揮の観点、各種災害に係る被害想定等の見直し状況等を勘案し、毎年度、本計画に基づく推進方策（北海道強靭化アクションプラン）を策定することとし、機動的に対応していく。	本計画の３つの目標を実現するためには、道のみならず国、市町村、民間事業者、道民の方々と強靭化施策の展開方向のイメージを共有するとともに、互いに連携・協力しながら、体系的に施策の展開を図っていくことが必要である。 このため、21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに掲載した計 64 の施策項目について、各施策がターゲットとする自然災害リスクを明確化することで、効果的・効率的な施策の展開を図ることとし、道内おける自然災害リスクに対し、北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野、首都直下地震や南海トラフ地震など道外における自然災害リスクに対し、被災リスクの最小化に向け、北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮させる施策分野、そしてこれら２つの施策分野を下支えする道内及び全国の強靭化を支えるネットワークの整備に向けた施策分野の３分野を設定する。 なお、各施策項目の推進に当たっては、当該施策項目を構成する個別施策の進捗状況はもとより、個別施策の実施による影響の大きさや平時における効用の発揮の観点、各種災害に係る被害想定等の見直し状況等を勘案し、毎年度、本計画に基づく推進方策（北海道強靭化アクションプラン）を策定することとし、機動的に対応していく。	・国の「国土強靭化地域計画策定・改定ガイトライン（R5 年 10 月）」を反映して「めざす姿」を記載 ・国の「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映
【４つの分野と施策項目一覧】 Ⅰ　自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策 ①住宅・建築物等の耐震化　⑳地域防災活動、防災教育の推進 ②建築物等の老朽化対策　㉑非常用物資の備蓄促進	【３つの分野と施策項目一覧】 Ⅰ　自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策 ①住宅・建築物等の耐震化　㉑非常用物資の備蓄促進 ②建築物等の老朽化対策　㉒救急活動等に要する情報基盤、資機材	

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
③避難場所等の指定・整備・普及啓発 ④地盤等の情報共有 ⑤防火対策・火災予防 ⑥警戒避難体制の整備等 ⑦砂防設備等の整備、老朽化対策 ⑧津波避難体制の整備 ⑨海岸保全施設等の整備 ⑩洪水・内水ハザードマップの作成 ⑪河川改修等の治水対策 ⑫地下施設の防災対策 ⑬暴風雪時における道路管理体制の強化 ⑭除雪体制の確保 ⑮関係機関の情報共有化 ⑯積雪寒冷を想定した避難所等の対策 ⑰住民等への情報伝達体制の強化 ⑱外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 ⑲帰宅困難者対策の推進 ⑲地域防災活動、防災教育の推進 ⑳非常用物資の備蓄促進 ㉒救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 ㉓保健所機能の充実 ㉔避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 ㉕災害時における福祉的支援 ㉖災害対策本部機能等の強化 ㉗行政の業務継続体制の整備 ㉘石油コンビナート等の防災対策 ㉙水道施設等の防災対策 ㉚下水道施設等の防災対策 ㉛ため池の防災対策 ㉜森林の整備・保全 ㉝農地・農業水利施設等の保全管理 ㉞地籍調査の実施 ㉟仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保 ㊱災害対応に不可欠な建設業との連携 ㊲地域コミュニティの維持・活性化	③避難場所等の指定・整備・普及啓発 ④地盤等の情報共有 ⑤防火対策・火災予防 ⑥警戒避難体制の整備等 ⑦砂防設備等の整備、老朽化対策 ⑧津波避難体制の整備 ⑨海岸保全施設等の整備 ⑩洪水・内水ハザードマップの作成 ⑪河川改修等の治水対策 ⑫地下施設の防災対策 ⑬暴風雪時における道路管理体制の強化 ⑭除雪体制の確保 ⑮積雪寒冷を想定した避難所等の対策 ⑯関係機関の情報共有化 ⑰住民等への情報伝達体制の強化 ⑱外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 ⑲帰宅困難者対策の推進 ⑳地域防災活動、防災教育の推進 の整備 ㉓保健所機能の充実 ㉔避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 ㉕災害時における福祉的支援 ㉖災害対策本部機能等の強化 ㉗行政の業務継続体制の整備 ㉘石油燃料供給の確保、石油コンビナート等の防災対策 ㉙水道施設等の防災対策 ㉚下水道施設等の防災対策 ㉛ため池の防災対策 ㉜森林の整備・保全 ㉝農地・農業水利施設等の保全管理 ㉞地籍調査の実施 ㉟仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保 ㊱災害対応に不可欠な建設業との連携 ㊲地域コミュニティの維持・活性化	
Ⅱ　国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	Ⅱ　国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	
①物資供給等に係る連携体制の整備 ②防災訓練等による救助・救急体制の強化 ③自衛隊体制の維持・拡充 ④被災時の保健医療支援体制の強化 ⑤広域応援・受援体制の整備 ⑥政府機能等のバックアップ ⑦再生可能エネルギーの導入拡大 ⑧電力基盤等の整備 ⑨多様なエネルギー資源の活用 ⑩食料生産基盤の整備 ⑪道産食料品の販路拡大 ⑫道産農産物の産地備蓄の推進 ⑬生鮮食料品の流通体制の確保 ⑭リスク分散を重視した企業立地等の促進 ⑮企業の事業継続体制の強化 ⑯被災企業等への金融支援 ⑰災害廃棄物の処理体制の整備 ⑱行政職員の活用促進	①物資供給等に係る連携体制の整備 ②防災訓練等による救助・救急体制の強化 ③自衛隊体制の維持・拡充 ④被災時の保健医療支援体制の強化 ⑤広域応援・受援体制の整備 ⑥政府機能等のバックアップ ⑦再生可能エネルギーの導入拡大 ⑧電力基盤等の整備 ⑨多様なエネルギー資源の活用 ⑩食料生産基盤の整備 ⑪道産食料品の販路拡大 ⑫道産農産物の産地備蓄の推進 ⑬生鮮食料品の流通体制の確保 ⑭リスク分散を重視した企業立地等の促進 ⑮企業の事業継続体制の強化 ⑯被災企業等への金融支援 ⑰災害廃棄物の処理体制の整備 ⑱行政職員の活用促進	
Ⅲ　地域における防災力の一層の強化を図るための施策	Ⅲ　北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策	・国の「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映
①保健所機能の充実 ②被災時の保健医療体制の強化 ③災害時における福祉的支援 ④物資供給等に係わる連携体制の整備 ⑤非常用物資の備蓄促進 ⑥避難所の指定・整備・普及啓発 ⑦避難所の生活環境の改善、健康への配 ⑰帰宅困難者対策の推進 ⑱地域防災活動、防災教育の推進 ⑲再生可能エネルギーの導入拡大 ⑳電力基盤等の整備 ㉑石油燃料供給の確保 ㉒水道施設等の防災対策 ㉓下水道施設の防災対策	①緊急輸送道路等の整備 ②北海道新幹線の整備等 ③道内交通ネットワークの整備 ④道路施設の防災対策等 ⑤空港の機能強化 ⑥鉄道の機能維持・強化 ⑦災害時における新たな交通手段の活用 ⑧港湾の機能強化 ⑨陸路における流通拠点の機能強化	

素　　案	現　　行	備　　考
慮 ⑧積雪寒冷を想定した避難所等の対策 ⑨避難住民の「こころのケア」体制の充実 ⑩災害本部機能等の強化 ⑪行政の業務継続体制の整備 ⑫広域応援・受援体制の整備 ⑬警察による警備体制の強化 ⑭関係機関への情報共有化 ⑮住民等への情報伝達体制の強化 ⑯外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 ⑰道路施設の防災対策等 ⑱市町村における市街地復興体制の強化 ⑲災害廃棄物処理体制の整備 ⑳地籍調査の実施 ㉑仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保 ㉒災害対応に不可欠な建設業との連携 ㉓行政職員等の活用促進 ㉔地域コミュニティー機能の維持・活性化		
Ⅳ　北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策 ①緊急輸送道路等の整備 ②北海道新幹線の整備等 ③道内交通ネットワークの整備 ④道路施設の防災対策等 ⑤航空ネットワークの機能維持・強化 ⑥鉄道の機能維持・強化 ⑦災害時における多様な交通手段の活用 ⑧港湾の機能強化 ⑨陸路における流通拠点の機能強化 ⑩地盤等の情報共有 ⑪警戒避難体制の整備等 ⑫津波避難体制の整備等 ⑬洪水・内水ハザードマップの作成 ⑭暴風雪時における道路管理体制の強化 ⑮救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 ⑯物資供給等係わる連携体制の整備 ⑰非常用物資の備蓄促進 ⑱行政の業務継続体制の整備 ⑲政府機能のバックアップ ⑳リスクを分散を重視した企業立地等の促進 ㉑関係機関の情報の共有化 ㉒住民等への情報伝達体制の強化 ㉓再生可能エネルギーの導入拡大 ㉔電力基盤等の整備		・国の「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映
Ⅴ　地域における施策展開の方向性	Ⅴ　地域における施策展開の方向性	
１　地域の実情や特性に応じた施策展開	１　地域の実情や特性に応じた施策展開	
国土の 22%を占める広大な北海道の強靭化に向けては、道内各地域の特性に応じた取組を推進することが必要となる。 このため、北海道総合計画に基づく６つの地域（道南、道央、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）ごとに、各地域における自然災害リスクの態様、地域の特性、施策の推進状況等を踏まえ、特に留意すべき施策の展開方向を提示する。 地域ごとの施策展開に当たっては、前章で示した「北海道強靭化のための施策プログラム」を基本に、次に示す方向性に留意しながら、地域の実情や優位性、自然災害リスクの特性等に応じた効果的な推進を図ることとする。	国土の 22%を占める広大な北海道の強靭化に向けては、道内各地域の特性に応じた取組を推進することが必要となる。 このため、北海道総合計画に基づく６つの地域（道南、道央、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）ごとに、各地域における自然災害リスクの態様、地域の特性、施策の推進状況等を踏まえ、特に留意すべき施策の展開方向を提示する。 地域ごとの施策展開に当たっては、前章で示した「北海道強靭化のための施策プログラム」を基本に、次に示す方向性に留意しながら、地域の実情や優位性、自然災害リス	

素　　案	現　　行	備　　考
	クの特性等に応じた効果的な推進を図ることとする。	
６つの地域別に提示する「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」については、次の考え方で整理している。 【主な自然災害リスク】 ・　道内における主な自然災害リスク（Ｐ13～15 参照）を基本に、当該地域における特徴的な自然災害リスクを提示。 ・　本項に示されていない他の自然災害リスクについても、全道共通のリスクとして存在することに留意。 【地域特性等】 ・　強靭化の観点（食料供給力、エネルギーポテンシャル、土地利用・人口（都市）分布、交通ネットワーク）から特に留意すべき地域特性や課題を提示。 【主な施策の展開方向】 ・　前章「北海道強靭化のための施策プログラム」に基づく施策展開を進めるに当たり、上記の【主な自然災害リスク】や【地域特性等】を踏まえ、特に留意すべき施策推進の具体的な方向性を効果的・効率的な施策展開のための体系付け（Ｐ61～63）に沿って提示。 ・　本項に示されていない施策についても、前章の施策プログラムに沿って、地域の実情に応じ、必要な取組を推進する。	６つの地域別に提示する「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」については、次の考え方で整理している。 【主な自然災害リスク】について ・　道内における主な自然災害リスク（Ｐ11～12 参照）を基本に、当該地域における特徴的な自然災害リスクを提示。 ・　本項に示されていない他の自然災害リスクについても、全道共通のリスクとして存在することに留意。 【地域特性等】について ・　強靭化の観点（食料供給力、エネルギーポテンシャル、土地利用・人口（都市）分布、交通ネットワーク）から特に留意すべき地域特性や課題を提示。 【主な施策の展開方向】 ・　前章「北海道強靭化のための施策プログラム」に基づく施策展開を進めるに当たり、上記の【主な自然災害リスク】や【地域特性等】を踏まえ、特に留意すべき施策推進の具体的な方向性を効果的・効率的な施策展開のための体系付け（Ｐ52～53）に沿って提示。 ・　本項に示されていない施策についても、前章の施策プログラムに沿って、地域の実情に応じ、必要な取組を推進する。	項番号修正
１－1　道南地域 **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　渡島半島の黒松内、長万部、八雲、森、函館を結ぶ地帯は、国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率が高いＳランク（30 年以内の地震発生確率が３％以上）に属する黒松内低地断層帯、やや高いＡランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1～３％）に属する函館平野西縁断層帯が存在している。 ・　渡島半島南東部においても津波被害が想定されている太平洋沖（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされている。 ・　このほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。 ・　国によると、日本海で発生する津波の特徴として、地震の規模に比べて津波が高く、津波到達までの時間が早いとされている。 ＜火山噴火＞	**１－1　道南地域** **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　渡島半島の黒松内、長万部、八雲、森、函館を結ぶ地帯は、国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率が高いＳランク（30 年以内の地震発生確率が３％以上）に属する黒松内低地断層帯、やや高いＡランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1～３％）に属する函館平野西縁断層帯が存在している。 ・　渡島半島南東部においても津波被害が想定されている太平洋沖（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされている。 ・　このほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。 ・　国によると、日本海で発生する津波の特徴として、地震の規模に比べて津波が高く、津波到達までの時間が早いとされている。 ＜火山噴火＞	

素　　案	現　　行	備　　考
・　北海道駒ヶ岳、恵山の２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。特に北海道駒ヶ岳は、寛永 17 年（1640 年）の大噴火以降、数十回の活発な噴火活動を繰り返している。	・　北海道駒ヶ岳、恵山の２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。特に北海道駒ヶ岳は、1640 年の大噴火以降、数十回の活発な噴火活動を繰り返している。	年号の表記修正
＜豪雨／暴風雨＞	＜豪雨／暴風雨＞	
・　後志利別川流域では、昭和 37 年（1962 年）や昭和 59 年（1984 年）の豪雨などにより、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生している。	・　後志利別川流域では、1962 年や 1984 年の豪雨などにより、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生している。	年号の表記修正
【地域特性等】	**【地域特性等】**	
＜食料供給力＞	＜食料供給力＞	
・　道内でも比較的温暖な気候風土の中で、稲作や施設園芸、果樹などを取り入れた労働集約的な農業のほか、日本海の海域については、暖流域にあり、採介藻や底建網、いか釣りなど、また、太平洋の海域については、冬及び春季には寒流域、夏及び秋季は暖流域にあり、こんぶ漁業やほたてがい養殖、さけ定置網、すけとうだら刺し網などの漁業が展開されている。	・　道内でも比較的温暖な気候風土の中で、稲作や施設園芸、果樹などを取り入れた労働集約的な農業のほか、日本海の海域については、暖流域にあり、採介藻や底建網、いか釣りなど、また、太平洋の海域については、冬及び春季には寒流域、夏及び秋季は暖流域にあり、こんぶ漁業やほたてがい養殖、さけ定置網、すけとうだら刺し網などの漁業が展開されている。	
＜エネルギーポテンシャル＞	＜エネルギーポテンシャル＞	
・　中小水力をはじめ風力や地熱など再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが非常に高く、CO2 の吸収源となる森林が土地面積の８割を占めるなど、大きな強みを有している。	・　風力をはじめ地熱などエネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。	令和６年時点に更新
＜交通ネットワーク＞	＜交通ネットワーク＞	令和６年時点に更新
・　北海道新幹線の新函館北斗駅や函館空港、函館港等の国内外に開かれた交通・物流の拠点を有するほか、高規格道路等の高速交通ネットワークの形成により物流や観光の利便性が高まっている。	・　2016 年に北海道新幹線新青森・新函館北斗間が開業し、青函航路とともに本州と北海道を結ぶ陸上・海上交通の拠点としての役割が今後一層期待されている。	
・　北海道縦貫自動車道や、函館・江差自動車道などが一部開通しているが、道央圏などの地域外との交通アクセスや、日本海側と太平洋側、離島と本土との交通アクセスなど、地域内における移動の利便性といった面で課題を有している。	・　北海道縦貫自動車道や、函館・江差自動車道などが一部開通しているが、道央圏などの地域外との交通アクセスや、日本海側と太平洋側、離島と本土との交通アクセスなど、地域内における移動の利便性といった面で課題を有している。	
【主な施策の展開方向】	**【主な施策の展開方向】**	
Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	
・　太平洋沿岸及び日本海沿岸の地震津波対策として、各市町村における道が公表した津波浸水想定に対応したハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組とともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	・　太平洋沿岸及び日本海沿岸の地震津波対策として、国の断層モデルの公表を踏まえた津波浸水想定の設定、対象となる市町村のハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組とともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	令和６年時点に更新
・　火山災害対策として、北海道駒ヶ岳及び恵山については、噴火被害を防止･軽減するための観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、警戒避難体制の充実を図る。	・　火山災害対策として、北海道駒ヶ岳については、噴火被害を防止･軽減するための観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、道央地域との広域的な連携による警戒避難体制の一層の充実を図る。また、恵山については、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を促進するなど、警戒避難体制の充実を図る。	令和６年時点に更新
・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、後志利別川等における治水対策や土	・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、後志利別川等における治水対策、土	字句修正

素　　案	現　　行	備　　考
砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。 Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策 ・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。 ・　地域に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。 Ⅲ．地域における防災力の一層の強化を図るための施策 ・　火山噴火など地域特有の災害に特化した防災訓練の共同実施等による防災関係機関との連携強化を図るとともに、住民を対象とした研修の実施など、地域の防災意識の向上を図る取組を推進する。 Ⅳ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策 ・　大災害時における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、北海道新幹線函館北斗・札幌間の整備促進や、北海道縦貫自動車道、函館江差自動車道、函館新外環状道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、函館空港、函館港の機能強化など、地域内外との交通ネットワークの強化を図る。 ・　離島における災害時の迅速な救援・救急活動等を可能とするため、離島航路や航空路の維持確保を図る。 **１－２　道央地域** **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　太平洋側における過去の地震では、道央地域の太平洋沿岸部にも被害が発生しており、太平洋沿（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされているほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。また、苫小牧沖から浦河沖にかけての海溝型地震及び浦河周辺における内陸型地震も想定されている。 ・　国によると、日本海で発生する津波の特徴として、地震の規模に比べて津波が高く、津波到達までの時間が早いとされている。 ・　国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率が高いＳランク（30 年以内の地震発生確率が３％以上）に属する黒松内低地断層帯、やや高いＡランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1～３％）に属する当別断層、増毛山地東縁断層帯、石狩低	石流危険渓流等における土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。 Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策 ・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。 ・　地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。 Ⅲ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策 ・　大災害時における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、北海道新幹線函館北斗・札幌間の整備促進や、北海道縦貫自動車道、函館江差自動車道、函館新外環状道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、函館空港、函館港の機能強化など、地域内外との交通ネットワークの強化を図る。 ・　離島における災害時の迅速な救援・救急活動等を可能とするため、離島航路や航空路の維持確保を図る。 **１－２　道央地域** **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　太平洋側における過去の地震では、道央地域の太平洋沿岸部にも被害が発生しており、太平洋沿（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされているほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。また、苫小牧沖から浦河沖にかけての海溝型地震及び浦河周辺における内陸型地震も想定されている。 ・　国によると、日本海で発生する津波の特徴として、地震の規模に比べて津波が高く、津波到達までの時間が早いとされている。 ・　国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率が高いＳランク（30 年以内の地震発生確率が３％以上）に属する黒松内低地断層帯、やや高いＡランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1～３％）に属する当別断層、増毛山地東縁断層帯、石狩低	字句整理 ・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 ・令和６年時点に更新 「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映

素　　案	現　　行	備　　考
地東縁断層帯がある。	地東縁断層帯がある。	
・　主要活断層以外では札幌市直下の伏在活断層などがあるほか、平成 30 年（2018 年）９月には胆振地方中東部を震源とするM6.7 の地震が発生し、厚真町で最大震度７を観測した。	・　主要活断層以外では札幌市直下の伏在活断層などがあるほか、2018 年９月には胆振地方中東部を震源とするM6.7 の地震が発生し、厚真町で最大震度７を観測した。	年号の表記修正
＜火山噴火＞	＜火山噴火＞	
・　樽前山、有珠山、倶多楽の３火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。有珠山は、17 世紀以降 30～50 年間隔で噴火を繰り返しており、直近の平成 12 年（2000 年）の噴火では、多数の住民避難や交通網の損壊等甚大な被害が発生した。樽前山も現在活発な状態が続いており、近傍に空港や都市圏が控えていることを念頭に置いた備えが必要である。	・　樽前山、有珠山、倶多楽の３火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。有珠山は、17 世紀以降 30～50 年間隔で噴火を繰り返しており、直近の 2000 年の噴火では、多数の住民避難や交通網の損壊等甚大な被害が発生した。樽前山も現在活発な状態が続いており、近傍に空港や都市圏が控えていることを念頭に置いた備えが必要である。	年号の表記修正
＜豪雨／暴風雨＞	＜豪雨／暴風雨＞	
・　石狩川、雨竜川流域では平成 24 年（2016 年）や平成 30 年（2018 年）の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生しているほか、過去には鵡川、沙流川、尻別川流域においても被害が発生している。	・　石狩川、雨竜川流域では 2016 年や 2018 年の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生しているほか、過去には鵡川、沙流川、尻別川流域においても被害が発生している。	年号の表記修正
【地域特性等】	**【地域特性等】**	
＜食料供給力＞	＜食料供給力＞	
・　大規模な稲作を中心に野菜や軽種馬、肉用牛などの農業のほか、日本海の海域については、暖流域にあり、採介藻や各種刺網、ほたてがい稚貝養殖など、また、太平洋の海域については、冬及び春季には寒流域、夏及び秋季は暖流域にあり、こんぶ漁業やほたてがい養殖、沖合底引き網、さけ定置網などの漁業が展開されている。	・　大規模な稲作を中心に野菜や軽種馬、肉用牛などの農業のほか、日本海の海域については、暖流域にあり、採介藻や各種刺網、ほたてがい稚貝養殖など、また、太平洋の海域については、冬及び春季には寒流域、夏及び秋季は暖流域にあり、こんぶ漁業やほたてがい養殖、沖合底引き網、さけ定置網などの漁業が展開されている。	
＜エネルギーポテンシャル＞	＜エネルギーポテンシャル＞	
・　再生可能エネルギーの導入や、水素エネルギーの拠点化、アンモニア混焼による発電、CCUS の技術活用などの取組を促進している。	・　風力をはじめ、太陽光、地熱、雪氷冷熱などエネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。	令和６年時点に更新
＜土地利用・人口（都市）分布＞	＜土地利用・人口（都市）分布＞	
・　札幌市には北海道の３分の１を占める人口があり、札幌市を中心に、医療、教育、文化など充実した機能を有する都市群が形成されている。	・　札幌市には北海道の３分の１を占める人口があり、札幌市を中心に、医療、教育、文化など充実した機能を有する都市群が形成されている。	
・　空港・港湾など物流拠点や大学・企業等の研究・開発機能が集中する立地環境の優位性を活かした半導体などのデジタル関連をはじめとする産業の集積が進んでいる。	・　幅広い用途での活用が期待できる大規模工業団地が存在する。	令和６年時点に更新
・　国の行政機関やエネルギー関連施設など災害時の危機管理上、重要な施設が集積している。	・　国の行政機関やエネルギー関連施設など災害時の危機管理上、重要な施設が集積している。	
＜交通ネットワーク＞	＜交通ネットワーク＞	
・　太平洋と日本海の双方に面した地域であり、北海道と国内各地を結ぶ空のゲートウェイである新千歳空港や道内航空路線の拠点である丘珠空港、海上交通の拠点となっている室蘭港、苫小牧港、小樽港、石狩湾新港など、道内外との物流や人の移動に不可欠な施設が立地しており、それらを結ぶネットワークとして北海道縦貫自	・　太平洋と日本海の双方に面した地域であり、北海道と国内各地を結ぶ空のゲートウェイである新千歳空港や道内航空路線の拠点である丘珠空港、海上交通の拠点となっている室蘭港、苫小牧港、小樽港、石狩湾新港など、道内外との物流や人の移動に不可欠な施設が立地しており、それらを結ぶネットワークとして北海道縦貫自	

素　　案	現　　行	備　　考
動車道や、北海道横断自動車道の一部などが整備されているものの、広大な面積に市町村が点在していることから、災害時の広域対応等に不可欠な交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。	動車道や、北海道横断自動車道の一部などが整備されているものの、広大な面積に市町村が点在していることから、災害時の広域対応等に不可欠な交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。	
【主な施策の展開方向】	**【主な施策の展開方向】**	
Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	
・　太平洋沿岸及び日本海沿岸の地震津波対策として、各市町村における道が公表した津波浸水想定に対応したハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策や海岸防災林の整備などの施設整備を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	・　太平洋沿岸及び日本海沿岸の地震津波対策として、国の断層モデルの公表を踏まえた津波浸水想定の設定、対象となる各市町村のハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	令和６年時点に更新
・　火山災害対策として、樽前山、有珠山及び倶多楽については、噴火被害を防止・軽減するための観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、警戒避難体制の一層の充実を図る。また、樽前山については、新千歳空港被災時における対応についても検討を進める。	・　火山災害対策として、樽前山及び有珠山については、噴火被害を防止・軽減するための観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、倶多楽については、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を促進するなど、警戒避難体制の一層の充実を図る。また、樽前山については、新千歳空港被災時における対応についても検討を進める。	令和６年時点に更新
・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、河道掘削や堤防整備などを推進するとともに、北村遊水地、幾春別川総合開発事業、雨竜川ダム再生事業など、治水安全度の向上に大きく寄与する抜本的な治水対策を推進する。	・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、河道掘削や堤防整備などを推進するとともに、北村遊水地、幾春別川総合開発事業、沙流川総合開発事業など、治水安全度の向上に大きく寄与する抜本的な治水対策を推進する。	令和６年時点に更新
	・　既設ダムである雨竜第１ダム・第２ダムを有効活用し、新たに洪水調節機能を確保することについて、施設管理者と協議の上、各種調査・検討を行い、必要な対策を実施する。	令和６年時点に更新 （削除）
・　豊平川等における土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。	・　豊平川等における土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。	
	・　2018 年の北海道胆振東部地震による北海道勇払郡厚真町を中心に発生した土砂災害に対し、大規模な河道閉塞が発生した日高幌内川における対策を推進するとともに、チケッペ川や東和川などの河道内に堆積した不安定土砂等の再移動による二次災害を防ぐための緊急的な砂防工事、また、崩壊した斜面の二次災害を防ぐための斜面対策の整備を推進する。	令和６年時点に更新 （削除）
・　災害時に外国人観光客を含め多数の帰宅困難者が見込まれる札幌都心部においては、大型公共施設や地下ネットワークの活用、災害情報の伝達体制の強化など、帰宅困難者対策の充実を図る。	・　災害時に外国人観光客を含め多数の帰宅困難者が見込まれる札幌都心部においては、大型公共施設や地下ネットワークの活用、災害情報の伝達体制の強化など、帰宅困難者対策の充実を図る。	
Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	
・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。	・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。	
・　地域に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。	・　地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。	字句整理
・　札幌を中心とする充実した都市機能や道外との交通ネットワーク機能、用途の広い工業団地などのポテンシャルを活かし、経済活動等のリスク分散の受け皿とし	・　札幌を中心とする充実した都市機能や道外との交通ネットワーク機能、用途の広い工業団地などのポテンシャルを活かし、経済活動等のリスク分散の受け皿とし	

素　　案	現　　行	備　　考
て、本社機能や生産拠点、データセンター等の立地を促進する。併せて、企業立地のインセンティブにもつながるよう、再開発事業の推進や自立分散型エネルギーネットワークの構築、オフィスビルなど都市機能の耐災害性の強化に向けた取組を進める。 ・　行政、経済機能の集積する札幌圏における大規模災害に備え、行政機関や企業における防災訓練の実施や業務継続体制の強化に向けた取組を推進する。 Ⅲ．地域における防災力の一層の強化を図るための施策 ・　防災・減災、国土強靭化に資するインフラの整備や、地域防災マスターや自主防災組織の育成、個別事情を踏まえた避難所運営などによる地域防災力の強化を推進する。	て、本社機能や生産拠点、データセンター等の立地を促進する。併せて、企業立地のインセンティブにもつながるよう、再開発事業の推進や自立分散型エネルギーネットワークの構築、オフィスビルなど都市機能の耐災害性の強化に向けた取組を進める。 ・　行政、経済機能の集積する札幌圏における大規模災害に備え、行政機関や企業における防災訓練の実施や業務継続体制の強化に向けた取組を推進する。	・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 ・令和６年時点に更新
Ⅳ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策 ・　道内外における大災害時において、避難者の受入や物資供給、医療救護等の被災地支援を円滑、迅速に行うため、北海道新幹線新函館北斗・札幌間の整備促進や、倶知安余市道路、日高自動車道、道央圏連絡道路など高規格道路等の整備とともに、高規格道路と都心や物流拠点等をつなぐアクセス道路の整備を促進する。また、物資輸送や人員移送の拠点となる新千歳空港、丘珠空港や室蘭港、苫小牧港、小樽港、石狩湾新港の機能強化など、地域内外との交通ネットワークの強化を図る。	Ⅲ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策 ・　道内外における大災害時において、避難者の受入や物資供給、医療救護等の被災地支援を円滑、迅速に行うため、北海道新幹線新函館北斗・札幌間の整備促進や、倶知安余市道路、日高自動車道、道央圏連絡道路など高規格幹線道路等の整備とともに、高規格幹線道路と都心や物流拠点等をつなぐアクセス道路の整備を促進する。また、物資輸送や人員移送の拠点となる新千歳空港、丘珠空港や室蘭港、苫小牧港、小樽港、石狩湾新港の機能強化など、地域内外との交通ネットワークの強化を図る。	・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 字句整理
１－３　道北地域 **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　北部には、国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率が高いＳランク（30 年以内の地震発生確率が３％以上）に属するサロベツ断層帯のほか、南部にはＺランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1％未満）に属する富良野断層帯が存在している。 ・　国によると、日本海で発生する津波の特徴として、地震の規模に比べて津波が高く、津波到達までの時間が早いとされている。 ・　上川地域については、地震リスクが道内でも比較的低い地域とされている。 （防災科学技術研究所の調査によると、旭川市の 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率は 0.9%とされており、道内はもとより全国主要都市の中でも特に低い。） ＜火山噴火＞	**１－３　道北地域** **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　北部には、国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率が高いＳランク（30 年以内の地震発生確率が３％以上）に属するサロベツ断層帯のほか、南部にはＺランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1％未満）に属する富良野断層帯が存在している。 ・　国によると、日本海で発生する津波の特徴として、地震の規模に比べて津波が高く、津波到達までの時間が早いとされている。 ・　上川地域については、地震リスクが道内でも比較的低い地域とされている。 （防災科学技術研究所の調査によると、旭川市の 30 年以内に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率は 0.7%とされており、道内はもとより全国主要都市の中でも特に低い。） ＜火山噴火＞	令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
・　十勝岳、大雪山の２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。特に十勝岳は 1900 年以降も数度にわたり活発な噴火活動を繰り返している。	・　十勝岳、大雪山の２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。特に十勝岳は 1900 年以降も数度にわたり活発な噴火活動を繰り返している。	
＜豪雨／暴風雨＞	＜豪雨／暴風雨＞	
・　石狩川上流、空知川、留萌川流域では平成 28 年（2016 年）や平成 30 年（2018 年）の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生しているほか、過去には天塩川流域においても被害が発生している。	・　石狩川上流、空知川、留萌川流域では 2016 年や 2018 年の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生しているほか、過去には天塩川流域においても被害が発生している。	年号の表記修正
【地域特性等】	**【地域特性等】**	
＜食料供給力＞	＜食料供給力＞	
・　南部は稲作、野菜、北部には大規模酪農といった農業のほか、日本海の海域については、暖流域にあり、採介藻や沖合底引き網、ほたてがい稚貝養殖など、また、オホーツク海の海域については、冬及び春季には寒流域、夏及び秋季は暖流域にあり、ほたてがい漁業やさけ定置網、かに篭などの漁業が展開されている。	・　南部は稲作、野菜、北部には大規模酪農といった農業のほか、日本海の海域については、暖流域にあり、採介藻や沖合底引き網、ほたてがい稚貝養殖など、また、オホーツク海の海域については、冬及び春季には寒流域、夏及び秋季は暖流域にあり、ほたてがい漁業やさけ定置網、かに篭などの漁業が展開されている	
＜エネルギーポテンシャル＞	＜エネルギーポテンシャル＞	
・　自然エネルギーの賦在量が豊富で、風力や中小水力、太陽光など多様な再生エネルギーの導入が進められており、大規模な風力発電施設の建設や送電網の整備に伴い、その設備容量は増加傾向にある。	・　風力をはじめ地熱、木質バイオマス、中小水力など、エネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。	令和６年時点に更新
＜交通ネットワーク＞	＜交通ネットワーク＞	
・　高規格道路をはじめ、地域の生活と産業を支える道路の整備や空港・港湾などの機能強化など公共交通の維持を図るなど、地域にとって必要な交通ネットワークを構築していくことが課題となっている。	・　2020 年に深川・留萌自動車道が開通したものの、南北に長く広大な面積に市町村が点在していること、離島が存在することなどから、災害時の広域対応等に不可欠な交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。	令和６年時点に更新
【主な施策の展開方向】	**【主な施策の展開方向】**	
Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	
・　日本海沿岸の地震津波対策として、各市町村における道が公表した津波浸水想定に対応したハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策などの施設整備を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	・　日本海沿岸の地震津波対策として、津波浸水想定の設定、対象となる各市町村のハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	令和６年時点に更新
・　火山災害対策として、十勝岳及び大雪山については、噴火被害を防止・軽減するための観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿警戒避難体制の一層の充実を図る。	・　火山災害対策として、十勝岳については、噴火被害を防止・軽減するための観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、大雪山については、統一的な避難計画及び火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を促進するなど、警戒避難体制の一層の充実を図る。	令和６年時点に更新
・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、堤防等、根幹的な治水施設の整備とともに、石狩川上流等における土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。	・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、堤防等、根幹的な治水施設の整備とともに、石狩川上流等における土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。	
Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	
・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。	・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。	

素　　案	現　　行	備　　考
・　国の実証事業を活用した送電網等の電力基盤の強化など、地域に賦存する風力等の再生可能エネルギーポテンシャルの更なる活用に向けた取組を推進する。 ・　地震リスクの低さや冷涼な気候等を活かし、経済活動等のリスク分散に資するデータセンター等の立地に向けた取組を促進する。	・　国の実証事業を活用した送電網等の電力基盤の強化など、地域に賦存する風力等の再生可能エネルギーポテンシャルの更なる活用に向けた取組を推進する。 ・　地震リスクの低さや冷涼な気候等を活かし、経済活動等のリスク分散に資するデータセンター等の立地に向けた取組を促進する。	
Ⅲ．地域における防災力の一層の強化を図るための施策 ・　市町村や防災関係機関などとの連携強化を目的とした実践的な防災訓練をはじめ、１日防災学校のサポートや自主防災組織率向上に向けた取組、災害時要配慮者に関する啓発など、地域住民が安心して暮らせるよう、自助・共助・公助のあらゆる面から防災・減災の取組を推進する。		・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 ・令和６年時点に更新
Ⅳ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策 ・　北海道縦貫自動車道、深川・留萌自動車道や旭川十勝道路などの高規格道路等の整備、留萌港の整備、空港・港湾などの機能強化や道路アクセスの向上のほか、鉄道や路線バスといった公共交通の維持や高速化の促進など、地域の生活を支える高越ネットワークの構築を図る。 ・　海岸線に沿った幹線道路について、耐災害性の向上を促進するとともに、万一の寸断等に備え、代替ルートの確保に向けた検討を進める。 ・　離島における災害時の迅速な救援・救急活動等を可能とするため、離島航路や航空路の維持確保を推進する。	Ⅲ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策 ・　大災害時における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、北海道縦貫自動車道や音威子府バイパス、旭川十勝道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、旭川空港、稚内空港、留萌港、稚内港の機能強化など地域内外との交通ネットワークの強化を図る。 ・　海岸線に沿った幹線道路について、耐災害性の向上を促進するとともに、万一の寸断等に備え、代替ルートの確保に向けた検討を進める。 ・　離島における災害時の迅速な救援・救急活動等を可能とするため、離島航路や航空路の維持確保を推進する。	・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 令和６年時点に更新
１－４　オホーツク地域 **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　網走沖、紋別沖に海底活断層があり、M7.8～7.9 の地震が想定されているが、内陸部には地震発生源となる活断層は、現在のところ確認されていない。 ＜火山噴火＞ ・　雌阿寒岳、アトサヌプリの２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。 ＜豪雨／暴風雨＞ ・　網走川、常呂川、湧別川、渚滑川流域では、平成 10 年（1998 年）や平成 18 年（2006 年）、さらには平成 28 年（2016 年）の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生している。 **【地域特性等】** ＜食料供給力＞	１－４　オホーツク地域 **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　網走沖、紋別沖に海底活断層があり、M7.8～7.9 の地震が想定されているが、内陸部には地震発生源となる活断層は、現在のところ確認されていない。 ＜火山噴火＞ ・　雌阿寒岳、アトサヌプリの２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。 ＜豪雨／暴風雨＞ ・　網走川、常呂川、湧別川、渚滑川流域では、1998 年や 2006 年、さらには 2016 年の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害などの大きな被害が発生している。 **【地域特性等】** ＜食料供給力＞	年号の表記修正

素　　案	現　　行	備　　考
・　大規模な畑作と酪農を主体とした農業のほか、海域については、冬及び春季には寒流域にあり、夏及び秋季は暖流域にあり、ほたてがい漁業やさけ定置網、沖合底引き網、かに篭などの漁業が展開されている。 ＜エネルギーポテンシャル＞ ・　木質や畜産バイオマスをはじめ、太陽光や地熱などエネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。 ＜交通ネットワーク＞ ・　冬期は流氷により海路が閉ざされるなどの自然環境を有するほか、広域分散型の地域であることや、道央地域など経済活動の中心から遠隔地にあることなどから、高速交通ネットワークの整備等が課題となっている。 ・　平成31年（2019年）には旭川・紋別自動車道が遠軽ＩＣまで開通したものの、広大な面積に市町村が点在していることから、災害時の広域対応等に不可欠な交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。	・　大規模な畑作と酪農を主体とした農業のほか、海域については、冬及び春季には寒流域にあり、夏及び秋季は暖流域にあり、ほたてがい漁業やさけ定置網、沖合底引き網、かに篭などの漁業が展開されている。 ＜エネルギーポテンシャル＞ ・　木質や畜産バイオマスをはじめ、太陽光や地熱などエネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。 ＜交通ネットワーク＞ ・　冬季は流氷により海路が閉ざされるなどの自然環境を有するほか、広域分散型の地域であることや、道央地域など経済活動の中心から遠隔地にあることなどから、高速交通ネットワークの整備等が課題となっている。 ・　2019年には旭川・紋別自動車道が遠軽ＩＣまで開通したものの、広大な面積に市町村が点在していることから、災害時の広域対応等に不可欠な交通ネットワークの整備が大きな課題となっている。	年号の表記修正
【主な施策の展開方向】 Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策 ・　オホーツク海沿岸の地震津波対策として、各市町村における道が公表した津波浸水想定に対応したハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設の防災対策などの施設整備を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	**【主な施策の展開方向】** Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	他地域と合わせ一般的な施策を記載
・　雌阿寒岳の火山災害対策として、警戒避難体制の一層の充実を図る。	・　雌阿寒岳の火山災害対策として、警戒避難体制の一層の充実を図る。	
・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、常呂川等における治水対策、土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。	・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、常呂川等における治水対策、土石流危険渓流等における土砂災害対策、治山施設の整備等を推進する。	字句整理
Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策 ・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。 ・　地域に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。	Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策 ・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。 ・　地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。	令和６年度に更新
Ⅲ．地域における防災力の一層の強化を図るための施策 ・　自主防災組織の結成や防災活動におけるリーダーの育成を図るとともに、市町村における各種ハザードマップの整備などに対する技術的な支援を推進する。		・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 ・令和６年時点に更新
Ⅳ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策	Ⅲ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策	「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 令和６年度時点に更新
・　大災害時における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、端野高野道路や遠軽北見道路など高規格道路等の整備を促進するとともに、鉄道輸送の確保や女満別空港、紋別空港、網走港、紋別港の機能強化など地域内外との交通ネットワー	・　大災害時における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、端野高野道路や遠軽北見道路など高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、鉄道輸送の確保や女満別空港、紋別空港、網走港、紋別港の機能強化など地域内外との交通ネットワー	

素　　案	現　　行	備　　考
クの充実に向けた取組を推進する。	クの充実に向けた取組を推進する	
１－５　十勝地域	１－５　十勝地域	
【主な自然災害リスク】 ＜地震・津波＞ ・　十勝沖では昭和 27 年（1952 年）にM8.2、平成 15 年（2003 年）にM8.0 の地震が発生しており、今後 30 年以内に想定される同規模程度の地震の発生確率は 10%とされている。 ・　太平洋沖（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされているほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。 ・　十勝平野には、国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率がやや高いＡランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1～３%）に属する十勝平野断層帯が存在する。	**【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　十勝沖では 1952 年にM8.2、2003 年にM8.0 の地震が発生しており、今後 30 年以内に想定される同規模程度の地震の発生確率は９%とされている。 ・　太平洋沖（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされているほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。 	・年号の表記修正 ・令和６年時点に更新 ＜火山噴火＞から掲載位置変更
＜火山噴火＞ ・　雌阿寒岳、十勝岳の２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。	＜火山噴火＞ ・　雌阿寒岳、十勝岳の２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。 ・　十勝平野には、国内の主な活断層の中で、30 年以内の地震発生確率がやや高いＡランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1～３%）に属する十勝平野断層帯が存在する。	＜地震・津波＞に掲載
＜豪雨／暴風雨＞ ・　十勝川流域では、昭和 56 年（1981 年）や平成 28 年（2016 年）の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害など大きな被害が発生している。	＜豪雨／暴風雨＞ ・　十勝川流域では、1981 年や 2016 年の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害など大きな被害が発生している。	年号の表記修正
【地域特性等】 ＜食料供給力＞ ・　大規模な畑作と酪農を主体とした農業のほか、海域については、寒流域にあり、さけ定置網や沖合底引き網などの漁業が展開されている。 ＜エネルギーポテンシャル＞ ・　木質や畜産バイオマスをはじめ、太陽光や中小水力などエネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有しており、農林業に由来するバイオマス資源の活用が積極的に進められている。 ＜交通ネットワーク＞ ・　平成28年（2016年）には道央地域と十勝地域、さらには釧路地域を結ぶ高規格道路の一部が開通したものの、災害時の広域対応に不可欠な十勝北部方面や、十勝	**【地域特性等】** ＜食料供給力＞ ・　大規模な畑作と酪農を主体とした農業のほか、海域については、寒流域にあり、さけ定置網や沖合底引き網などの漁業が展開されている。 ＜エネルギーポテンシャル＞ ・　木質や畜産バイオマスをはじめ、太陽光や中小水力などエネルギー供給の多様化に資する再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有しており、農林業に由来するバイオマス資源の活用が積極的に進められている。 ＜交通ネットワーク＞ ・　2016年には道央地域と十勝地域、さらには釧路地域を結ぶ高規格幹線道路の一部が開通したものの、災害時の広域対応に不可欠な十勝北部方面や、十勝港への交通	年号の表記修正 令和６年時点に更新

素　　案	現　　行	備　　考
港への交通ネットワークの整備や、供用区間の４車線化などの機能強化が大きな課題となっている。	ネットワークの整備や、供用区間の４車線化などの機能強化が大きな課題となっている。	
【主な施策の展開方向】	**【主な施策の展開方向】**	
Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策	
・　太平洋沿岸の地震津波対策として、各市町村における道が公表した津波浸水想定に対応したハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	・　太平洋沿岸の地震津波対策として、国の断層モデルの公表を踏まえた津波浸水想定の設定、対象地域におけるハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、海岸保全施設や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。	令和６年時点に更新
・　火山災害対策として、雌阿寒岳及び十勝岳については、観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、警戒避難体制の一層の充実を図る。	・　火山災害対策として、雌阿寒岳については、観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、十勝岳を含め警戒避難体制の一層の充実を図る。	令和６年時点に更新
・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、河道掘削や堤防整備などを推進するとともに、佐幌ダム再生事業など、治水安全度の向上に大きく寄与する抜本的な治水対策を推進する。 ・　十勝川等における　　土砂災害対策、治山施設等の整備を推進する。	・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、十勝川等における治水対策や土砂災害対策、治山施設等の整備を推進する。	・令和６年時点に更新 ・十勝川等の記載を分離
Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策	
・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。	・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。	
・　地域に　　賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。	・　地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーの更なる活用に向けた取組を促進する。	令和６年時点に更新
・　木質バイオマス燃料やバイオガスの普及拡大など地域に賦存するバイオマスエネルギーの利用促進に向けた取組を推進する。	・　木質バイオマス燃料やバイオガスの普及拡大など地域に賦存するバイオマスエネルギーの利用促進に向けた取組を推進する。	
Ⅲ．地域における防災力の一層の強化を図るための施策 ・　幅広い防災知識等の普及・啓発活動を行うため、関係機関と連携した地域住民への防災講話、避難訓練等の取組を促進する。		・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 ・令和６年時点に更新
Ⅳ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策	Ⅲ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策	「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映
・　広域大規模災害に備えた避難や物資供給等を円滑に行うため、北海道横断自動車道の整備によるオホーツク地域や釧路･根室地域との連携強化、帯広広尾自動車道の整備による沿岸部と内陸部とのアクセス強化、北海道横断自動車道の４車線化による走行時の安全性向上や大規模災害時の通行止めリスクの軽減などの機能強化、道内外との物流・交流拠点となる十勝港、帯広空港の機能強化など、地域内外との交通・物流ネットワークの強化を図る。	・　広域大規模災害に備えた避難や物資供給等を円滑に行うため、北海道横断自動車道の整備によるオホーツク地域や釧路･根室地域との連携強化、帯広広尾自動車道の整備による沿岸部と内陸部とのアクセス強化、北海道横断自動車道の４車線化による走行時の安全性向上や大規模災害時の通行止めリスクの軽減などの機能強化、道内外との物流・交流拠点となる十勝港、帯広空港の機能強化など、地域内外との交通・物流ネットワークの強化を図る。	

素　　案	現　　行	備　　考
１－６　釧路・根室地域 **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　釧路・根室地域では、平成５年（1993 年）にM 7.5（釧路沖）、平成６年（1994 年）にM8.1（北海道東方沖）といった大規模地震が発生している。 ・　太平洋沖（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされているほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。 ・　この地域では、国内の主な活断層の中で、Ｘランク（地震発生確率が不明であるが、すぐに地震が起こることが否定できない）の標津断層帯が確認されているほか、既往の内陸地震から弟子屈地域の地震が想定されている。 ＜火山噴火＞ ・　雌阿寒岳、アトサヌプリの 2 火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。 ＜豪雨／暴風雨＞ ・　釧路川流域では昭和 35 年（1960 年）や平成 28 年（2016 年）の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害など大きな被害が発生している。 ・　冬季の異常気象を原因とする高潮被害が頻繁に発生しており、平成 26 年（2014 年）には根室管内において、住宅や商店街、水産関係施設などに大きな被害が生じている。 **【地域特性等】** ＜食料供給力＞ ・　大規模酪農を中心とした農業のほか、海域については、寒流域にあり、こんぶ漁業やさけ定置網、さんま棒受け網、沖合底引き網などの漁業が展開されている。 ＜エネルギーポテンシャル＞ ・　木質や畜産バイオマスをはじめ、太陽光や地熱など再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。 ・　国内唯一の坑内掘り炭鉱を活用した石炭採掘技術の継承・移転の取組や地元産出炭を活用した火力発電所が建設され、稼働している。 ＜交通ネットワーク＞ ・　令和６年度（2024 年度）内に道央地域から釧路地域の釧路西ＩＣまでを結ぶ高規格　　道路が開通する予定であるが、道央地域など経済活動の中心から遠隔地にあること、また、地域内の都市間距離が大きいことなどから、高速交通ネットワークの整備が課題となっている。 **【主な施策の展開方向】**	**１－６　釧路・根室地域** **【主な自然災害リスク】** ＜地震・津波＞ ・　釧路・根室地域では、1993 年にM7.5（釧路沖）、1994 年にM8.1（北海道東方沖）といった大規模地震が発生している。 ・　太平洋沖（根室沖）の海溝型地震の発生確率は、30 年以内で 80%程度とされているほか、十勝沖から択捉島沖を発生領域とする超巨大地震（17 世紀型）は、発生が切迫している可能性が高いとされている。 ・　この地域では、国内の主な活断層の中で、Ｘランク（地震発生確率が不明であるが、すぐに地震が起こることが否定できない）の標津断層帯が確認されているほか、既往の内陸地震から弟子屈地域の地震が想定されている。 ＜火山噴火＞ ・　雌阿寒岳、アトサヌプリの２火山が気象庁の常時観測火山として 24 時間体制で監視されている。 ＜豪雨／暴風雨＞ ・　釧路川流域では 1960 年や 2016 年の豪雨等により、市街地や農地の浸水、土砂災害など大きな被害が発生している。 ・　冬季の異常気象を原因とする高潮被害が頻繁に発生しており、2014 年には根室管内において、住宅や商店街、水産関係施設などに大きな被害が生じている。 **【地域特性等】** ＜食料供給力＞ ・　大規模酪農を中心とした農業のほか、海域については、寒流域にあり、こんぶ漁業やさけ定置網、さんま棒受け網、沖合底引き網などの漁業が展開されている。 ＜エネルギーポテンシャル＞ ・　木質や畜産バイオマスをはじめ、太陽光や地熱など再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有している。 ・　国内唯一の坑内掘り炭鉱を活用した石炭採掘技術の継承・移転の取組や地元産出炭を活用した火力発電所の建設が進められている。 ＜交通ネットワーク＞ ・　2016 年には道央地域から釧路地域の阿寒ＩＣまでを結ぶ高規格幹線道路が開通したものの、道央地域など経済活動の中心から遠隔地にあること、また、地域内の都市間距離が大きいことなどから、高速交通ネットワークの整備が課題となっている。 **【主な施策の展開方向】**	年号の記載修正 年号の記載修正 年号の記載修正 令和６年時点に更新 ・年号の表記修正 ・令和６年時点に更新

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策 ・　太平洋沿岸の地震津波対策として、各市町村における道が公表した津波浸水想定に対応したハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、津波避難路の整備、高潮対策も見据えた海岸保全施設や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。 ・　特に当地域は、最大規模の地震発生時には、広域かつ甚大な被害が想定されており、災害時の避難体制や非常用食料・物資の備蓄供給体制について、地域間連携による全道規模の支援体制の構築に向け検討を進める。 ・　火山災害対策として、雌阿寒岳及びアトサヌプリについては、観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿警戒避難体制の一層の充実を図る。 ・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、釧路川等における治水対策、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿土砂災害対策、治山施設等の整備を推進する。 Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策 ・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。 ・　バイオマスなど地域に賦存する再生可能エネルギー資源の効果的な活用に向けた取組を推進する。 ・　我が国への海外炭の安定供給の確保のため、石炭採掘・保安技術等の海外移転に向けた取組を推進する。 Ⅲ．地域における防災力の一層の強化を図るための施策 ・　行政機関や地域住民の方々など多様な主体が参加する防災訓練や、防災に関するイベント、出前講座、地域防災マスター育成などの防災教育を通じて、地域防災力の充実・強化を促進している。 Ⅳ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークの整備及びデジタル等新技術の活用による国土強靭化施策の高度化を図るための施策 ・　広域大規模災害に備えた避難や物資供給等を迅速かつ円滑に行うため、北海道横断自動車道や尾幌糸魚沢道路など高規格＿＿道路等の整備のほか、釧路空港、中標津空港、釧路港、根室港の機能強化など、地域内外との交通ネットワークの強化を図る。	Ⅰ．自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策 ・　太平洋沿岸の地震津波対策として、国の断層モデルの公表を踏まえた津波浸水想定の設定、対象地域におけるハザードマップや避難計画の策定、避難訓練の実施などソフト面の取組を促進するとともに、建築物等の耐震化、津波避難路の整備、高潮対策も見据えた海岸保全施設や海岸防災林の整備などのハード施策を適切に組み合わせ、リスクの低減を図る。 ・　特に当地域は、最大規模の地震発生時には、広域かつ甚大な被害が想定されており、災害時の避難体制や非常用食料・物資の備蓄供給体制について、地域間連携による全道規模の支援体制の構築に向け検討を進める。 ・　火山災害対策として、雌阿寒岳については、観測機器の整備や緊急用資材の事前準備等を進めるとともに、アトサヌプリについては、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定を促進するなど、警戒避難体制の一層の充実を図る。 ・　豪雨災害による被害を防止・軽減するため、釧路川等における治水対策、土石流危険渓流等における土砂災害対策、治山施設等の整備を推進する。 Ⅱ．国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策 ・　農水産業の生産力を確保するため、地域特性に応じた生産基盤の整備や持続的な経営に資する取組を推進する。 ・　バイオマスなど地域に賦存する再生可能エネルギー資源の効果的な活用に向けた取組を推進する。 ・　我が国への海外炭の安定供給の確保のため、石炭採掘・保安技術等の海外移転に向けた取組を推進する。 Ⅲ．北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策 ・　広域大規模災害に備えた避難や物資供給等を迅速かつ円滑に行うため、北海道横断自動車道や尾幌糸魚沢道路など高規格幹線道路等の整備のほか、釧路空港、中標津空港、釧路港、根室港の機能強化など、地域内外との交通ネットワークの強化を図る。	令和６年時点に更新 令和６年時点に更新 字句整理 ・「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 ・令和６年時点に更新 「国土強靭化基本計画（R5 年７月）」を反映 令和６年時点に更新
２　地域間連携による施策展開	２　地域間連携による施策展開	
地震津波や火山噴火など広域にわたる大規模自然災害の発生時には、多数の死傷者、	地震津波や火山噴火など広域にわたる大規模自然災害の発生時には、多数の死傷者、	

素　　案	現　　行	備　　考
避難者が想定され、こうした事態に対応するためには、市町村や振興局区域など限られた地域内での対応には限界がある。 　このため、各地域における自然災害の被害想定等を踏まえ、避難場所の確保、救援救護等を担う人員の調達、救援物資の供給をはじめ様々な応急対策について、広域的な観点から地域間連携による支援体制の強化に向けた取組を推進する。	避難者が想定され、こうした事態に対応するためには、市町村や振興局区域など限られた地域内での対応には限界がある。 　このため、各地域における自然災害の被害想定等を踏まえ、避難場所の確保、救援救護等を担う人員の調達、救援物資の供給をはじめ様々な応急対策について、広域的な観点から地域間連携による支援体制の強化に向けた取組を推進する。	
《広域的な地域間連携による対応が必要とされる大規模自然災害の想定例》 ・　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による多数の死傷者、避難者の発生 ・　樽前山の噴火、札幌圏における大地震など、人口密集地における大規模自然災害による多数の死傷者、避難者の発生　　など	《 広域的な地域間連携による対応が必要とされる大規模自然災害の想定例 》 ・　太平洋沿岸における地震・津波による多数の死傷者、避難者の発生 ・　樽前山の噴火、札幌圏における大地震など、人口密集地における大規模自然災害による多数の死傷者、避難者の発生　　など	字句整理
２－１　道と市町村等の災害時応援体制の強化	２－１　道と市町村等の災害時応援体制の強化	
・　地域間連携による対応がさらに円滑に行えるよう、道と市町村間で締結している災害時の応援協定について、一時滞在を要する避難住民の広域的な受入などの対象業務の拡大も含め、引き続き運用面での対応を強化する。 ・　災害発生時における救援救助活動をはじめ、多数の避難者に対応した避難所や一時滞在場所の確保、支援物資の調達などの応急対策を行うに当たり、道が広域的な調整機能を十分発揮できるよう、引き続き具体の大規模自然災害を想定した訓練を定期的に実施するなど、平時の取組を推進する。 ・　民間企業･団体等との間で締結している応援協定についても、新たな協定の締結を含め、応援体制の充実を図る。 ・　振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。	・　地域間連携による対応がさらに円滑に行えるよう、道と市町村間で締結している災害時の応援協定について、一時滞在を要する避難住民の広域的な受入などの対象業務の拡大も含め、引き続き運用面での対応を強化する。 ・　災害発生時における救援救助活動をはじめ、多数の避難者に対応した避難所や一時滞在場所の確保、支援物資の調達などの応急対策を行うに当たり、道が広域的な調整機能を十分発揮できるよう、引き続き具体の大規模自然災害を想定した訓練を定期的に実施するなど、平時の取組を推進する。 ・　民間企業･団体等との間で締結している応援協定についても、新たな協定の締結を含め、応援体制の充実を図る。 ・　14 の振興局地域ごとに備蓄整備方針を策定し、振興局地域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、振興局を越えた広域での物資調達等の体制整備に取り組む。	令和６年時点に更新 （備蓄整備方針廃止）
２－２　市町村相互の応援・受援体制の強化	２－２　市町村相互の応援・受援体制の強化	
・　他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、市町村は、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制の構築を図る。 ・　応援側の自治体についても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要がある。	・　他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、市町村は、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制の構築を図る。 ・　応援側の自治体についても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など事前に応援体制を検討しておく必要がある。	
２－３　道外自治体との連携の推進	２－３　道外自治体との連携の推進	
・　大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、応急対策職員派遣制度や全国知事会による応援協定等を活かした、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制の構築を図る。	・　大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、被災市区町村応援職員確保システムや全国知事会による応援協定等の効果的な運用方法の検討とともに、円滑な相互応援を実施するための応援・受援体制の構築を図る。	令和６年度時点に更新
Ⅵ　計画の推進管理	Ⅵ　計画の推進管理	
１　計画の推進期間等	１　計画の推進期間等	
北海道強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、北海道の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は概ね５年間とする。なお、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。 　また、本計画は、北海道の他の特定分野別計画における国土強靱化に関する指針とし	北海道強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、北海道の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、本計画の推進期間は概ね５年間とする。なお、計画期間内においても、社会情勢の大きな変化等により、計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、適宜見直しを行う。 　また、本計画は、北海道の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位	字句整理

素　　案	現　　行	備　　考
て位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する特定分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。	置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。	
２　計画の推進方法	２　計画の推進方法	
２－１　施策毎の推進管理	２－１　施策毎の推進管理	
本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。 このため、施策プログラムの推進に当たっては、道庁内の所管部局を中心に、国や市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》 ・　当該施策に関する道庁内の所管部局、国の関係府省庁 ・　計画期間における施策推進の工程 ・　当該施策の進捗状況及び推進上の問題点 ・　当該年度における予算措置状況 ・　当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項 ・　指標の達成状況　等	本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。 このため、施策プログラムの推進に当たっては、道庁内の所管部局を中心に、国や市町村等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》 ・　当該施策に関する道庁内の所管部局、国の関係府省庁 ・　計画期間における施策推進の工程 ・　当該施策の進捗状況及び推進上の問題点 ・　当該年度における予算措置状況 ・　当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項 ・　指標の達成状況　等	
２－２　ＰＤＣＡサイクルによる計画の着実な推進	２－２　ＰＤＣＡサイクルによる計画の着実な推進	
計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、北海道強靱化のスパイラルアップを図っていく。 この PDCA サイクルを効果的に機能させるため、向こう１年間における具体的な施策の推進方策を示す「北海道強靱化アクションプラン」を毎年度策定し、計画の実効性を高める。 なお、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、政策評価において、北海道総合計画等と一体的な推進管理を行う。 《 北海道強靱化アクションプランの記載事項 》 ・施策プログラムの進捗状況、取組の成果及び課題 ・各施策項目において、向こう一年間に重点的に取り組む内容 ・推進事業の主な内容	計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくという PDCA サイクルを構築し、北海道強靱化のスパイラルアップを図っていく。 この PDCA サイクルを効果的に機能させるため、向こう１年間における具体的な施策の推進方策を示す「北海道強靱化アクションプラン」を毎年度策定し、計画の実効性を高める。 なお、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、政策評価において、北海道総合計画等と一体的な推進管理を行う。 《 北海道強靱化アクションプランの記載事項 》 ・施策プログラムの進捗状況、取組の成果及び課題 ・各施策項目において、向こう一年間に重点的に取り組む内容 ・推進事業の主な内容	
３　推進体制	３　推進体制	
３－１　オール北海道による推進体制の構築	３－１　オール北海道による推進体制の構築	
計画の推進に当たっては、道のみならず国、市町村、民間の関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。 このため、知事を本部長とする「北海道強靱化推進本部」を設置し、全庁横断的な	計画の推進に当たっては、道のみならず国、市町村、民間の関係者が総力をあげて、多岐にわたる施策を総合的かつ効果的に実施することが不可欠である。 このため、知事を本部長とする「北海道強靱化推進本部」を設置し、全庁横断的な	

素　　案	現　　行	備　　考
体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携によるオール北海道の推進体制のもと関連施策の着実な推進を図る。 さらに、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、北海道の出先機関として 14 地域に配置している総合振興局及び振興局を通じ、道内６つの圏域ごとに、施策の進捗状況や課題等の把握を行い、北海道全体の計画推進に反映させる。	体制の強化を図るとともに、行政、民間事業者、関係団体等の連携によるオール北海道の推進体制のもと関連施策の着実な推進を図る。 さらに、地域の実情を踏まえた計画の推進管理を行うため、北海道の出先機関として 14 地域に配置している総合振興局及び振興局を通じ、道内６つの圏域ごとに、施策の進捗状況や課題等の把握を行い、北海道全体の計画推進に反映させる。	
３－２　市町村における強靭化の取組の促進	３－２　市町村における強靭化の取組の促進	
北海道強靭化を実効あるものとするためには、国や道・市町村・民間がそれぞれ役割を担いながら、互いに連携して取り組む必要があり、道と市町村との連携の強化を図るとともに、それぞれの市町村が地域の実情や特性を踏まえた取組を主体的かつ着実に進めていくことが重要である。 こうした市町村の強靭化の取組の推進に向けて、道内全ての市町村において基本法に基づく地域計画が策定されており、道では、市町村において計画の進捗管理が行われ、的確な見直し、内容の充実がなされるよう、「国土強靭化地域計画改定・修正マニュアル」の充実や説明会の開催、個別相談の受付など、積極的な支援を行う。 また、市町村の地域計画の推進・見直しに係る課題の把握に努めるとともに、必要な情報提供や助言を行う。	北海道強靭化を実効あるものとするためには、国や道・市町村・民間がそれぞれ役割を担いながら、互いに連携して取り組む必要があり、道と市町村との連携の強化を図るとともに、それぞれの市町村が地域の実情や特性を踏まえた取組を主体的かつ着実に進めていくことが重要である。 こうした市町村の取組を総合的かつ計画的に推進するためには、道内全ての市町村において基本法に基づく地域計画の策定が必要であり、道では、市町村において円滑に計画策定がなされるよう、「国土強靭化地域計画策定マニュアル」の充実や説明会の開催、個別相談の受付など、積極的な支援を行う。 また、計画策定後においても、地域計画の推進・見直しに係る課題の把握に努めるとともに、必要な情報提供や助言を行う。	令和６年時点に更新
４　必要な予算の確保に向けた国への働きかけ	４　必要な予算の確保に向けた国への働きかけ	
国では、国土強靭化の着実な推進に向けて、平成 30 年度（2018 年度）から令和２年度（2020 年度）まで「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」、令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）まで「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に取り組んでいるところであり、令和５年（2023 年）６月の基本法の改正により「国土強靭化実施中期計画」の策定が法定化された。 道においてもこの対策などを活用し、国と一体となって対策を進めているところであるが、抜本的な治水対策など、地域の状況に応じて長期的な視点で取り組む本格的な強靭化対策が着実に実施できるよう、必要な予算の確保について国に働きかけていく。	2018 年の７月豪雨や台風 21 号、北海道胆振東部地震における被害を踏まえ、今後、同様の被害を防ぐため、国では 2018 年度から 2020 年度まで「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」に取り組んでいるところ。 道においてもこの対策を活用し、国と一体となって対策を進めているところであるが、抜本的な治水対策など、地域の状況に応じて長期的な視点で取り組む本格的な強靭化対策が着実に実施できるよう、必要な予算の確保について国に働きかけていく。	・令和６年時点に更新 ・年号の記載修正
５　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※の達成に向けた施策の推進	５　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）※の達成に向けた施策の推進	
ＳＤＧｓの目標達成に向けた国土強靭化の取組について、国では「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」（平成 31 年（2019 年）12 月改定）の８つの優先課題のうち、「４．持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進している。 道においては、北海道強靭化の取組について、「北海道ＳＤＧｓ推進ビジョン」（平成 30 年（2018 年）12 月策定）の５つの優先課題のうち、「Ⅰ　あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」の「ⅳ　災害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮」及び「Ⅴ　持続可能で個性あふれる地域づくり」の「ⅳ　社会・経済を支える持続可能なインフラ整備の推進」として示している。このため、本計画に掲げる施策の推進は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に資するものであり、オール北海道で本道の強靭化に向けた取組を推進していく。	ＳＤＧｓの目標達成に向けた国土強靭化の取組について、国では「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」（2019 年 12 月改定）の８つの優先課題のうち、「４．持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備」として示し、目標達成に向け、各施策を推進している。 道においては、北海道強靭化の取組について、「北海道ＳＤＧｓ推進ビジョン」（2018 年 12 月策定）の５つの優先課題のうち、「Ⅰ　あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」の「ⅳ　災害に強い地域づくりとバックアップ機能の発揮」及び「Ⅴ　持続可能で個性あふれる地域づくり」の「ⅳ　社会・経済を支える持続可能なインフラ整備の推進」として示している。このため、本計画に掲げる施策の推進は、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の達成に資するものであり、オール北海道で本道の強靭化に向けた取組を推進していく。	年号の表記修正

北海道強靭化計画　新旧対照表

素　　案	現　　行	備　　考
強靭化の取組と関連するSDGｓの主な目標 	強靭化の取組と関連するSDGｓの主な目標 	
※持続可能な開発目標（Sustainable　Development　Goals） 平成 27 年（2015 年）９月に国連で採択された、先進国を含む令和 12 年（2030 年）までの国際社会全体の開発目標。 17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成。	※持続可能な開発目標（Sustainable　Development　Goals） 2015 年９月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。 17 のゴール（目標）とその下位目標である 169 のターゲットから構成。	